平成24年2月3日

内閣府地域主権戦略室 御中

国 土 交 通 省

「作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲に係る 「当てはめ案」について(回答)

平成24年1月11日付けで貴府より照会のありました標記につきまして、 別添のとおり回答いたします。

なお、以下の点について、回答の前提として特に申し上げます。

- 1 個別の事務・権限の移譲の取扱いについては、個別事務・権限ごとに作用法全体における制度上の位置付け、地方整備局長に委任している趣旨等について法制的に精査しながら、移譲することが現行の個別作用法の体系において不都合が生じないかどうか検討する必要がありますが、今回の極めて限られた作業期間では法制的に十分な詰めをするには至っておりませんので、個別作用法体系に照らした今後のさらなる法制的検討次第によっては、今回提出する整理を変更することがあり得るものです。
- 2 個別の事務・権限の移譲の取扱いについては、広域的実施体制の枠組みと密接な関係を有するものであり、並行して議論することが必要ですが、今回提出している回答は、広域的実施体制の枠組みについて、従来から国土交通省が提出している意見に沿って制度化されることを前提として検討したものです。

特に、地方整備局の持つ現場力・統合力・即応力が維持される枠組みとすることが、必要不可欠と考えています。

個表番号: 1- 法令名: 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(H19法52)

| | | | 出先機関 | 士匠の熱 | 同種事務 | 8を都道府県が | 行う場合 | | |
|------------|-----------------|-------------------|-----------------|----------------|----------|---------|----------|--|--|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 | |
| | | | 安江似观 | | (メルクマール) | の行使 | (メルクマール) | | |
| 削除 | 16 — | 都市計画の決定等の提案を受けること | 16 — | | 自治 | + | | 本条項に規定している事務・権限は地方整備局長へ委任されていない ため。 | |

個表番号: 1- 法令名: 都市鉄道等利便増進法(H17法41)

| | | | 出先機関 | 450 | 同種事務 | 発を都道府県が | 行う場合 | | |
|--------|----|-----------------------------------|----------|------------|----------|----------------|----------|--|--|
| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 人民の刊 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 | |
| | | | 安正恨地 | | (メルクマール) | の行使 | (メルクマール) | | |
| 削除 | | 都市計画の案を作成し、都道府県都市計画審議会 に付議すること | 2 | | 自治 | _ | | 本条項に規定している事務・権限は地方整備局長へ委任されていない ため。 | |

法令名: 個表番号: 2-

津波防災地域づくりに関する法律(H23法123) 平成23年12月26日に施行されたため、個表を追加

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|----|-----------------|------------|--------------|----------|---------|----------|-------------------------------|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | 34 1110196 | | (メルクマール) | の行使 | (メルクマール) | |
| 挿入 | 7 | 基礎調査のための土地の立入り等 | 規則33 | 規則33 | 自治 | - | - | 同法施行規則33条において地方整備局長へ委任しているため。 |

個表番号: 2- 法令名: 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | 発を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|-----------|---|----------|--------------|----------|----------------|----------|---|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | | | (メルクマール) | WIJE | (メルクマール) | |
| 修正 | 32 —— | 埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設の管理 者等)(*1) | 規則82 | | | | | |
| 挿入 | | 埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1) | 規則82 | | | | | 各項に規定されている事務について、個別に検討することが適当である ため。 |
| 挿入 | 32 | 埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭 施設の管理者等)(*1) | 規則82 | | | | | |
| 修正 | 32 — — | 埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設以外の 国際埠頭施設の管理者)(*2) 33 において準 用 | 規則82 | | | | | |
| 挿入 | <32 > | 埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2) 33 において準用 | 規則82 | | | | | 各項に規定されている事務について、個別に検討することが適当である ため。 |
| 挿入 | <32 > | 埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭 施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2) 33 において準用 | 規則82 | | | | | |
| 修正 | 32 — | 水域保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者) 40 において準用 | 規則82 | | | | | 各項に規定されている事務について、個別に検討することが適当である |
| 挿入 | <32 > | 水域保安規程の <mark>軽微な</mark> 変更の届出 <mark>等</mark> (特定港湾管理者) 40 において準用 | 規則82 | | | | | ため。 |
| 修正 | 32 — | 水域保安規程に相当する規程にかかる港湾施設保 安評価書の交付(特定港湾管理者が管理する国際 水域施設以外の国際水域施設の管理者) 41 に おいて準用する40 において準用 | 規則82 | | | | | 各項に規定されている事務について、個別に検討することが適当である |
| 挿入 | <32 > | 水域保安規程に相当する規程の <mark>軽微な</mark> 変更の届 出 <mark>等</mark> (特定港湾管理者が管理する国際水域施設以 外の国際水域施設の管理者) 41 において準用 する40 において準用 | 規則82 | | | | | ため。 |

個表番号: 2- 法令名:特定都市河川浸水被害対策法(H15法77)

| | | | | | | 同種事務 | 务を都道府県が | 行う場合 | | |
|------------|-----|--------------|---|--------------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|---|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への | 大臣の執 行権留保 | 指定区間内 | の1級河川 | 2級 | 河川 | | 修正等の理由等 |
| の内容 | | 3.33,52 | の長への一大臣の長への一大臣の長への長への一大臣の長への一大臣の一大臣の一大臣の一大臣の一大臣の一大臣の一大臣の一大臣の一大臣の一大臣 | | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 4 | 流域水害対策計画の策定等 | 規則33 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | - | 第3項本文の規定は。同項ただし書きにおいて、流 域水害対策計画に係る河川管理者が国土交通大 臣である場合は除外されているため。 |
| 修正 | 5 — | 流域水害対策計画の実施等 | 規則33 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | - | 第2項の規定は、国土交通大臣の事務・権限に関する規定ではないため。 |
| 修正 | 6 ~ | 雨水貯留浸透施設の整備等 | 規則33 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | - | 第2項はみなし規定であり、事務・権限に関する規 定ではないため。 |

個表番号: 2-(1-) 法令名: 都市再生特別措置法(H14法22)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | 8を都道府県が | 行う場合 | |
|--------|----|---------------------------------------|---------------|--------------|----------|-------------|------|--|
| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | 安正恨地 | | (メルクマール) | の行使 (メルクマール | | |
| 削除 | | 都市再生事業を行おうとする者から都市計画の決 定等の提案を受けること | 37 | _ | 自治 | _ | _ | 本条項に規定している事務・権限は地方整備局長へ委任されていない ため。 |

個表番号: 2- 法令名: 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|----------------|--|----------|--------------|----------|---------|----------|---|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | 安江地 | | (メルクマール) | の行使 | (メルクマール) | |
| 削除 | 115 | 指導又は助言(計画整備組合) | 規則136 | _ | _ | ł | | 本条項は国土交通大臣の事務ではな〈国の事務であり、地方整備局長 に委任されている事務・権限ではないため。 |
| 修正 | 236 | 特定建築者の決定の承認(機構施行事業を除く) | 規則136 | - | 自治 | , | - | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、都道府県施行に係る承認が削除(平成24年4月1日施行)。 |
| 修正 | 277 | 管理規約の認可(機構施行事業を除く)及び都道府 県施行に関する協議同意 (都道府県が設立した地方住宅供給公社) | 規則136 | - | 自治 | - | | ・平成24年1月1日現在の事務内容に修正。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、都道府県施行の協議同意が削除(平成24年4月1日施行)。 |
| 削除 | 288 | 防災都市施設に係る都市計画事業の認可等 | 規則136 | _ | _ | - | | 本条項は都市計画法第59条に基づ〈国土交通大臣の事務の処理の方法について定めているものであり、新たに事務を規定しているものではないため。 |
| 挿入 | <128 > | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が土地所有者等が施行する防災街区整 備事業の変更の認可をしたときに送付) 129 に おいて準用 | 規則136 | - | - | - | - | 準用規定の記載の適正化。 |
| 挿入 | <143 > | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が組合が施行する防災街区整備事業の 変更の認可をしたときに送付) 157 において準 用 | 規則136 | - | - | - | - | 準用規定の記載の適正化。 |
| 修正 | <171 > | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業会社が施行する防災街区整備事 業の変更の認可をしたときに送付) 172 におい て準用 | 規則136 | - | - | - | - | 準用規定の記載の適正化。 |
| 挿入 | <171 > | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業会社の合併等について認可をしたときに送付) 175 において準用 | 規則136 | - | - | - | - | 準用規定の記載の適正化。 |
| 修正 | 183 | 施行規程等施行地区及び設計の概要 を表示する図 書の受理 (都道府県が市町村施行の事業に係る設計概要の 認可をしたときに送付) | 規則136 | | 自治 | | | 文言の適正化。 |

個表番号: 2- 法令名: 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|--------|--|------------|-------------------|----------|--------------|------|-----------------|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | コ元保料 大臣の執 の長への | | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | Z IT IX IX | | (メルクマール) | (メルクマール) の行使 | | |
| 修正 | <179 > | 地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事 業計画の変更の認可 184―において準用 | 規則136 | - | 自治 | - | - | 記載の適正化。 |
| 挿入 | <183 > | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付 (国土交通大臣が都道府県に防災街区整備事業の 変更の認可をしたとき) 184において準用 | 規則136 | - | 自治 | - | - | 準用規定の記載の適正化。 |
| 挿入 | <183 > | 施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県知事が市町村に防災街区整備事業の変 更の認可をしたとき) 184において準用 | 規則136 | - | 自治 | | - | 準用規定の記載の適正化。 |
| 修正 | 188 | 施行規程等の認可 <mark>及び変更の認可</mark> (地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行し ようとするとき) | 規則136 | - | 自治 | - | • | 条文の規定に則した内容に修正。 |

個表番号: 2- 法令名: 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(H7法39)

| | , T 02 | | 出先機関 | 450 * | | 同種事務 | 落を都道府県が | | | |
|------------|-------------------|---------------------|-----------------|--------------|------------------|--------|------------------|--------|----------|--|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 補助国道 | | 都道府県道 | | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | SCILIUM: | | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | (メルクマール) | |
| 削除 | 23 | 負担金収入の帰属 | \$15 | | _ | _ | _ | _ | | 収入の帰属先に関する規定であり、事務・権限に関 する規定ではないため。 |
| | <道路法 73 ~ > | 負担金等の強制徴収等 25において準用 | 令15 | | 自治 | | 自治 | | | 負担金等の強制徴収等の事務について記載漏れ があったため。 |

個表番号: 2- 法令名: 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(S63法47)

| 44 | | | 出先機関 | | | 8を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|---------------------|-----------------------------------|----------|---|---|---------|---------|------------------------------------|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 機関 大臣の執 行権留保 事務の区分 大臣の並行権限 国の関与 (メルクマール) | | | 修正等の理由等 | |
| 修正 | 3 、4 | 宅地開発事業計画の認定 等 | 規則12 | - | - | - | | 条項に記載漏れがあったことに加え、「等」の表す内容が明確でないため。 |
| 修正 | 5 | 宅地開発事業計画の認定等に係る意見聴取 | 規則12 | - | 1 | - | 1 | 「等」の表す内容が明確でないため。 |
| 修正 | 6 | 宅地開発事業計画の認定等の通知 | 規則12 | - | ı | ı | 1 | 「等」の表す内容が明確でないため。 |
| 修正 | 7 | 宅地開発事業計画の変更認定 <mark>等</mark> | 規則12 | - | - | 1 | - | 「等」の表す内容が明確でないため。 |
| 修正 | 3 , 4 , 5 , 6 | 宅地開発事業計画の変更認定に係る意見聴取等 7 において準用 | 規則12 | - | - | 1 | - | 条項に記載漏れがあったため。 |
| 修正 | 15 | 認定の取消し等(宅地開発事業計画) | 規則12 | - | - | - | - | 「等」の表す内容が明確でないため。 |

個表番号: 2- 法令名: 幹線道路の沿道の整備に関する法律(S55法34)

| 44 | k .T. 98 | | 出先機関 の長への 委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | | 同種事務 | を都道府県が | | | |
|------------|----------------------|-----------------------|----------------------|--------------|------------------|--------|------------------|--------|----------|--|
| 修正等 の内容 | 字 ^{条項} 事務内容 | 補助 | | | 補助国道 | | · · · · | 国の関与 | 修正等の理由等 | |
| | | | 34 1110.00 | | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | (メルクマール) | |
| 削除 | 13— | 地方公共団体に対する財政措置 | \$14 | ı | | - | | | _ | 国による財政措置に関する規定であり、地方整備 局長に委任されている事務・権限ではないため。 |
| 削除 | 1304— — | 資金の貸付(市町村) | \$14 | _ | _ | _ | _ | _ | | 国による貸付に関する規定であり、地方整備局長 に委任されている事務・権限ではないため。 |

個表番号: 2- 法令名: 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|-------------------|---|-----------------------|--------------|----------|----------------|------|---|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | | | (メルクマール) | (メルクマール) の11度 | | |
| 修正 | 58 、59 | 施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社(<mark>市のみが設立したものを除 く。)が施行する住宅街区整備事業)</mark> | 規則51の 2 | - | 自治 | - | 1 | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 59 | 施行規程等の縦覧 (地方住宅供給公社 <mark>(市のみが設立したものを除 く。)が施行する住宅街区整備事業)</mark> | 規則51の 2 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 59 | 意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社(<mark>市のみが設立したものを除 く。)が施行する住宅街区整備事業)</mark> | 規則51の 2 | - | - | , | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 59 | 意見書の内容審査、必要な修正を命ずること等 (地方住宅供給公社(<mark>市のみが設立したものを除 く。)が施行する住宅街区整備事業)</mark> | 規則51の 2 | - | 自治 | 1 | 1 | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 59 | 施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社(<mark>市のみが設立したものを除 く。)が施行する住宅街区整備事業)</mark> | 規則51の 2 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 削除 | 101の10 | 費用の補助(都心共同住宅供給事業) | 規則51の 2 | _ | 自治 | _ | | 国による費用の補助に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。 |

個表番号: 2- 法令名: 地方道路公社法(S45法82)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | 済を都道府県が | 行う場合 | | |
|--------|-----|--------------------------------|----------|--------------|---------------------------------|----------------|---------------|---------------------------|--|
| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 | |
| 削除 | 40— | <u>道路公社から国交大臣への提出書類の経由</u> | 規則22 | _ | 法定 (7) | - | - | 国土交通大臣としての権限に関する規定ではないため。 | |
| 削除 | 40— | 道路公社から国交大臣への提出書類の経由 | 規則22 | _ | 自治 | ł | 1 | 国土交通大臣としての権限に関する規定ではないため。 | |

個表番号: 2- 法令名: 都市再開発法(S44法38)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|-------|---|----------|--------------|-------|----------------|----------|-----------------|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | ᄩᄼᄳᆇᇚᆒᄱᄛᆋᇰᇆᇛᆋᅉᇬᆇᄼᅷᇎᇎ | | | | | (メルクマール) | |
| 修正 | <19 > | 関係都道府県知事からに図書等の送付を受けることを送付すること等(市のみが設立した地方住宅供給公社に係る施行規程等の認可等) 58 において準用 | 規則40 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 50の8 | 都道府県知事から図書等の送付を受けること (<mark>再開発株式</mark> 会社の市街地再開発事業施行の認 可) | 規則40 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 55 | ・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (51 の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の認可) | 規則40 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 55 | ・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (56 において準用する51 の認可時) ・ <mark>都道府県知事から図書等の送付を受けること</mark> (市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) 56 において準用 | 規則40 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 72 | 権利変換計画の認可等 (<mark>都道府県</mark> 又は地方住宅供給公社に係るもの) | 規則40 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |

個表番号: 2- 法令名: 都市計画法(S43法100)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|---------------|---|------------------------|--------------|----------|----------------|----------|---|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | 3CITING | | (メルクマール) | の行便 | (メルクマール) | |
| 挿入 | 23 ~ | 農林水産大臣への協議、経済産業大臣及び環境大臣への意見聴取等 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する都市計画等の決定若しくは変更に同意しようとするとき) | 規則59の 3 | - | 自治 | 1 | | 同法施行規則第59条の3第1項において地方整備局長に委任している ため。 |
| 削除 | 83 | 地方公共団体に対する補助 | 規則59の 3— | - | - | - | | 国による費用の補助に関する規定であり、地方整備局長に委任されて いる事務・権限ではないため。 |
| 削除 | 87 | 指定都市の長との協議 (都市計画を決定等するとき) | 規則59の 3— | - | - | - | | 同法施行規則第59条の3第1項第2号の規定において、委任の例外とされているため。 |

個表番号: 2-婬 法令名: 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(S39法145)

| | | | 出先機関 | +田 6 恭 | 同種事務 | 8を都道府県が | 行う場合 | |
|--------|----|---|------|--------------|----------|---------|----------|-----------------|
| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | 安江地及 | | (メルクマール) | の行使 | (メルクマール) | |
| 修正 | | 施行者(<mark>府県)</mark> に対し必要な措置を講ずべきことを 求めること | 省令15 | 省令15 | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |

個表番号: 2-婭 法令名: 河川法(S39法167)

| | | | | | | 同種事 | 務を都道府県が | 行う場合 | | |
|-----|-------------|---|----------------------|--------------|-----------------------------------|--------|-----------------------------------|--------|----------|---|
| 修正等 | 条項 | 事務内容 | 出先機関 の長への 委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 指定区間内 | の1級河川 | 2級 | 河川 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| の内容 | | 5.03, 5.1 | 委任根拠 | 行権関係 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | (メルクマール) | 1923 01213 |
| 削除 | 9— | 河川の管理 | \$53 — | _ | 法定 (2) — | _ | 法定 (2) — | - | | 本条項は、一級河川の河川管理者が国土交通 大臣であることを明らかにしているのみである ため。 |
| 修正 | 12 — | 河川台帳の調整、保管 | 令53 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | - | 第4項は、具体的な権限に当たらないため。 |
| 修正 | 16の2 ~ — | 河川整備計画の制定 (変更) | 令53 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | - | 第2項は配慮規定であり、事務・権限に関する 規定ではないため。 |
| 挿入 | 16の2 ~ | 河川整備計画の変更 16の2 におい て準用 | 令53 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | - | 準用規定の記載の適正化。 |
| 修正 | 16の3 — | 市町村長が工事を施行する際の協議 | 令53 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | | 第3項は、市町村長の権限に関する規定である ため。 |
| 挿入 | 22 | 洪水時等における緊急措置に係る損失 補償の協議 22の2 、57 、58の6 、76 、89 において準用 | 令53 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | - | 準用規定の記載の適正化。 |
| 修正 | 22の2 ~ | 高規格堤防の他人の土地における原 状回復措置等 | 令53 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | - | 第2項及び第3項の規定は、河川管理者である 国土交通大臣の事務・権限として地方整備局長 へ委任されているため。 |
| 修正 | 、40 | 河川区域内の土地における工作物の 新築等の許可(特定水利使用の一部に 係るものを除く) | 令53 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | | 第26条第3項は、具体的な権限に当たらないため。 |
| 修正 | 27 — | 河川区域内の土地における土地の掘削等の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く) | 令53 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | - | 第4項は、具体的な権限に当たらないため。 |

個表番号: 2-婭 法令名: 河川法(S39法167)

| | | | | | | 同種事 | 外を都道府県が | 行う場合 | | |
|-----|---------------|--|----------------------|--------------|--------------------|--------|--------------------|--------|----------|--|
| 修正等 | 条項 | 事務内容 | 出先機関 の長への 委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 指定区間内 | の1級河川 | 2級: | 河川 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| の内容 | | | 委任根拠 | 打作曲体 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | (メルクマール) | 19 |
| 修正 | | 河川の流水等について河川管理上支 障を及ぼすおそれのある行為の許可 | 令53 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | - | 第2項は、二級河川に限る権限に当たるため。 |
| 挿入 | | 流水占用、土地占用及び土石等採取の 許可に係る都道府県知事への通知 | 令53 | , | - | - | - | - | - | 同法施行令第53条第1項において地方整備局 長へ委任しているため。 |
| 挿入 | | 許可又は承認に係る関係行政機関の 長との協議 | 令 53 | , | - | - | - | - | - | 同法施行令第53条第1項において地方整備局 長へ委任しているため。 |
| 挿入 | | 許可又は承認に係る関係地方公共団 体の長の意見の聴取 | 令 53 | , | - | - | - | - | - | 同法施行令第53条第1項において地方整備局 長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 40 | 公益性が著しく大きい水利使用の許可 に係る社会資本整備審議会の意見の 聴取 | 令53 | , | - | - | - | - | - | 同法施行令第53条第1項において地方整備局 長へ委任しているため。 |
| 修正 | | ダム設置に係る河川の従前の機能の 維持に係る措置に関する指示(特定水 利使用の一部に係るものを除く) | 令53 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | | 第2項は、国土交通大臣の事務・権限に関する 規定ではないため。 |
| 削除 | 51 | 兼用工作物の維持及び操作について 特別の定めをすること | \$53 | 1 | 法定(2) — | 1 | 法定(2) — | _ | | 本条項は、兼用工作物であるダムについて、法 の一部の規定を適用除外にすることができるこ とを明らかにしているのみであるため。 |
| 挿入 | | 河川保全区域の指定に係る関係都道 府県知事の意見の聴取 | 令53 | - | - | - | - | - | - | 同法施行令第53条第1項において地方整備局 長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 58の3 | 河川保全立体区域の指定に係る関係 都道府県知事の意見の聴取 | 令53 | - | - | - | - | - | - | 同法施行令第53条第1項において地方整備局 長へ委任しているため。 |

個表番号: 2-婭 法令名: 河川法(S39法167)

| | | | | | | 同種事 | 務を都道府県が | 行う場合 | | |
|-----|------------|-----------------|-------------|--------------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|--------------------------------------|
| 修正等 | 修正等 の内容 | 事務内容 | 出先機関の長への | 大臣の執 行権留保 | 指定区間内 | の1級河川 | 2級: | 河川 | | 修正等の理由等 |
| の内容 | | 3.33,52 | の長への行権 | | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 挿入 | 63 | 他の都府県の費用の負担 | 令53 | - | - | - | - | - | | 同法施行令第53条第1項において地方整備局 長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 89 ~ | 調査、工事等のための立入り等 | 令53 | - | - | - | - | - | - | 同法施行令第53条第1項において地方整備局 長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 95 | 河川の使用等に関する国との協議 | 令 53 | - | 法定 (2) | - | 法定 (2) | - | - | 同法施行令第53条第1項において地方整備局 長へ委任しているため。 |

個表番号: 2-据 法令名: 共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81)

| 44x Antr | | | 出先機関 | | | 同種事務 | 格を都道府県が行 | う場合 | | |
|------------|---------------|-----------------------------------|----------------------|--------------|------------------|--------|------------------|--------|----------|--|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関 の長への 委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 補助 | 国道 | 都道床 | F県道 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | X II IVIX | | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | (メルクマール) | |
| 修正 | 5 — | 関係公益事業者の意見を求めること等 (共同溝の建設について) | 令9 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 第2項は意見提出の期限についての規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。 |
| 修正 | 12 、 14 | 共同溝の占用の許可 | 令9 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 第1項は許可申請の受理に関する規定であ り、地方整備局長に委任されているため。 |
| 挿入 | 20, 21 | 共同溝に関する負担金の徴収 | \$ 9 | | 自治 | | 自治 | | | 共同溝に関する負担金の徴収に係る事務に ついて記載漏れがあったため。 |
| 削除 | 23 | 共同溝の占用予定者等の負担金を収入とすること | \$9 | _ | _ | _ | _ | _ | | 収入の帰属先に関する規定であり、事務・権 限に関する規定ではないため。 |
| 挿入 | <道路法 73> | 共同溝に関する負担金の強制徴収 25において準 用 | \$ 9 | | 自治 | | 自治 | | | 共同溝に関する負担金の強制徴収に係る 事務について記載漏れがあったため。 |

個表番号: 2-据 法令名: 共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81)

| 修正等の | 夕话 | | 出先機関 | 大臣の執 行権留保 | 同種事 | 務を都道府県が | 行う場合 | 終工等の理力等 |
|------|----|------------|-----------------|--------------|------------------|---------|------------------|--|
| 内容 | 条項 | 争伤约谷 | の長への 委任根拠 | | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 |
| 削除 | 3 | 共同溝整備道路の指定 | \$ 9 | _ | Ι | | _ | 本条項は、同法及び同法施行令において地 方整備局長に委任されている道路管理者で ある国土交通大臣の権限ではないため。 |

個表番号: 2-婴 法令名: 新住宅市街地開発法(S38法134)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | | |
|--------|----|--|----------|--------------|-------------------|----------------|---------------|-----------------|--|
| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 | |
| 修正 | 22 | 住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が定めようとする処分計画の認可等 | 規則27 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 | |
| 修正 | 41 | 施行者である住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に対する監督 | 規則27 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 | |

個表番号: 2-婳 法令名: 下水道法(S33法79)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|--------|-----------------------|---|----------|--------------|----------|---------|---------------------------|---|
| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | 安正依地 | | (メルクマール) | の行使 | (メルクマール) | |
| 修正 | 2の2 ~ — | 流域別下水道整備総合計画に係る協議。同意等 (一の整備局の管内に係るものに限る。) | 規則23 | | | | | ・平成24年1月1日の事務内容に修正。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため の関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、同意な し協議に改正(平成24年4月1日施行)。 |
| 挿入 | 2თ2 | 流域別下水道整備総合計画の変更に係る協議、同意(一の整備局の管内に係るものに限る。) 2の2 において準用 | 規則23 | | | | | 準用規定の記載の適正化。 |
| 挿入 | 2の2 | 流域別下水道整備総合計画に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。) | 規則23 | | | | | 記載の適正化。 |
| 挿入 | 2თ2 | 流域別下水道整備総合計画の変更に係る環境大臣 への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。) 2の2 において準用 | 規則23 | | | | | 準用規定の記載の適正化。 |
| 修正 | 4 —~ | 公共下水道管理者が策定する事業計画に係る <mark>認可協議等</mark> | 規則23 | | 自治 | | | ・平成24年1月1日の事務内容に修正。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため の関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、同意な し協議又は届出に改正(平成24年4月1日施行)。 |
| 挿入 | 4 | 公共下水道管理者が策定する事業計画に係る環境 大臣への意見聴取 | 規則23 | | | | | 記載の適正化。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、環境大臣への意見聴取又は通知に改正(平成24年4月1日施行)。 |
| 修正 | 25Ø3 | 流域下水道管理者が策定する事業計画に係る <mark>認可 協議等</mark> | 規則23 | | | | | ・平成24年1月1日の事務内容に修正。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため の関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、同意な し協議又は届出に改正(平成24年4月1日施行)。 |
| 挿入 | 25の3 | 流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る認可 25の3 において準用 | 規則23 | | | | | 準用規定の記載の適正化。 |
| 挿入 | 25の3 | 流域下水道管理者が策定する事業計画に係る環境 大臣への意見聴取 | 規則23 | | | | | 記載の適正化。 ・なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため の関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、環境大 臣への意見聴取又は通知に改正(平成24年4月1日施行)。 |
| 挿入 | 25の3 | 流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への意見聴取 25の3 において準用 | 規則23 | | | | | 準用規定の記載の適正化。 |
| 修正 | 37 | 指示(都道府県知事) | 規則23 | 規則23 | 自治 | | 指示(I)(37 一) | 第37条第2項と同種の権限を都道府県知事が行う規定はないため。 |

個表番号: 2-嬰 法令名: 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(S33法98)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | 客を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|----|--|----------|--------------|-------|----------------|---------------|-----------------|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 |
| 修正 | 18 | 施行者(<mark>都県</mark>)から工業団地造成事業に関する施行 計画の届出を受理すること | 省令15 | - | 自治 | - | | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 28 | 施行者(<mark>都県</mark>)に対し必要な措置を講ずべきことを 求めること | 省令15 | 省令15 | 自治 | | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 29 | 施行者(<mark>都県</mark>)に対し報告等を求め、必要な勧告等 をすること | 省令15 | 省令15 | 自治 | 29 | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |

個表番号: 2 - 婶 法令名: 高速自動車国道法(S32法79)

| 修正等の | 夕.1百 | | 出先機関 | 大臣の執 | | 客を都道府県が | 行う場合 | 格工等の理由等 |
|------|----------------------------|--|--------------|------|------------------|----------------|------------------|--|
| 内容 | 条項 | 事務内容 | の長への 委任根拠 | 行権留保 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 |
| 修正 | 8 ~ | 兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定める こと等 | 規則9 | | | | | 第3項はみなし規定であり、事務・権限に関する規 定ではないため。 |
| 修正 | <mark>20 √</mark> 20 Ø2 | 国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等 に係る道路管理者との協議・決定等 | 規則9 | | | | | 第20条第1項は負担のルールを定めている規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。 |

個表番号: 2-婸 法令名: 道路整備特別措置法(S31法7)

| 修正等の | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への | 大臣の執 | | を都道府県が | 行う場合 | 修正等の理由等 |
|------|--------|--|--------------|------|------------------|--------|------------------|---|
| 内容 | 7,0-2 | 5 92 F 3 L | の長への 委任根拠 | 行権留保 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 国の関与 (メルクマール) | PEGONANG |
| 修正 | 18 、 ~ | 有料道路管理者が行う道路の新設等に係る <mark>届出受</mark> <mark>理許可</mark> 等 | 規則17 | | | | | ・平成24年1月1日現在の事務内容に修正。 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、条例委任に関する規定を追加(平成24年4月1日施行)。 |
| 修正 | | 有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の <mark>届出</mark> 受理 許可等 | 規則17 | | | | | ・平成24年1月1日現在の事務内容に修正。 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、条例委任に関する規定を追加(平成24年4月1日施行)。 |
| 修正 | | 地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の 許可等 | 規則17 | | | | | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革 の推進を図るための関係法律の整備に関する 法律(平成23年法律第105号)により、条例委任 に関する規定を追加(平成24年4月1日施行)。 |

個表番号: 2-婹 法令名: 都市公園法(S31法79)

| | | | 出失機関 | | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | | | | |
|--------|-----|---------------|----------------------|--------------|-------------------|--------|-------------------|-----------|------------------|----------------|--|--|
| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関 の長への 委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 | | |
| | | 【公園管理者としての権限】 | | | 国営 | 公園 | 都這 | 都道府県管理の公園 | | | | |
| 挿入 | 2の2 | 都市公園の設置 | \$33 | - | | | 自治 | | | 条項に記載漏れがあったため。 | | |

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|-------------------|--|-------------|--------------|----------|---------|----------|---|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | 34 IT 10176 | | (メルクマール) | の行使 | (メルクマール) | |
| 挿入 | 3 | 土地区画整理事業を施行すること等 | 規則24 | - | - | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 修正 | 3の3 | 地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が土地区画整理事業を施行する必要があることを 認めること | 規則24 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 51の9 | 都道府県知事から、土地区画整理株式会社が土地区画整理事業を施行する認可したとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること | 規則24 | - | - | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 55 | ·都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること等 ・都道府県知事から、市町村施行の土地区画整理事業の認可をしたときに、当該土地区画整理事業についての図書の送付を受けること | 規則24 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 2 1100 | 土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等 の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したも のを除(。)) | 規則24 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 71の3 、71 の3 | 土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等 の変更認可等(地方住宅供給公社(<mark>市のみが設立し たものを除く。)) 71の3 において準用</mark> | 規則24 | - | 自治 | 1 | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 挿入 | <65> | 評価員の選任等 71で準用 | 規則24 | - | - | 1 | 1 | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 修正 | 73— | 土地の立入等に伴う損失の程度を証するために必 要な資料の作成 補償等 | 規則24 | - | 自治 | - | | 第1項は国土交通大臣の事務ではな〈国の事務であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。 |
| 挿入 | 79 | 事業施行のために必要な施設の設置のための土 地の使用 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | 8を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|---------------|----------------------|------|--------------|----------|----------------|----------|--------------------------------|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | | | (メルクマール) | WIJE | (メルクマール) | |
| 挿入 | 80 | 仮換地等の指定後の従前の宅地における工事 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 81 | 標識の設置等 | 規則24 | ı | 自治 | - | 1 | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 82 | 土地の分割又は合併の手続 | 規則24 | 1 | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 83 | 登記所への届出 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 84 | 関係図書の備付け等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 85 | 権利の申告の受理等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 85の2 | 住宅先行建設区への換地の申出の受理等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 85 ග 3 | 市街地再開発事業区への換地の申出の受理等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 85の4 | 高度利用推進区への換地の申出の受理等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 86 87 | 換地計画の決定 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |

| 45 | | | 出先機関 | | 同種事務 | 済を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|-----|-----------------------|----------|--------------|-------------------|----------------|---------------|--------------------------------|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 |
| 挿入 | 88 | 換地計画の縦覧等 | 規則24 | - | 自治 | 1 | 1 | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 90 | 換地不交付 | 規則24 | - | 自治 | 1 | 1 | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 91 | 過小宅地の基準の設定 | 規則24 | - | 自治 | 1 | 1 | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 93 | 宅地の立体化等 | 規則24 | - | 自治 | | | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 95 | 特別の宅地を定める場合の審議会の同意の取得 | 規則24 | - | 自治 | | 1 | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 96 | 保留地を定める場合の審議会の同意の取得 | 規則24 | - | 自治 | 1 | 1 | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 97 | 換地計画の変更 | 規則24 | - | 自治 | 1 | 1 | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 98 | 仮換地の指定等 | 規則24 | - | 自治 | | 1 | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 99 | 仮換地の効力発生日の通知 | 規則24 | - | 自治 | - | | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 100 | 使用収益の停止 | 規則24 | - | 自治 | - | | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|-------|-------------------|----------|--------------|-------------------|----------------|---------------|--------------------------------|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 |
| 挿入 | 100の2 | 仮換地に指定されない土地の管理 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 102 | 仮清算金の徴収・交付 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 106 | 公共施設の管理の引継等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 107 | 換地処分の登記所への通知等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 108 | 保留地等の処分 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 109 | 減価補償金の交付等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 110 | 清算金の徴収・交付等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 111 | 清算金等の相殺 | 規則24 | - | 自治 | | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 112 | 清算金の供託 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 114 | 権利の放棄による損失の補償の求償等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|----------------|---|-----------------|--------------|----------|----------------|----------|--|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | | | (メルクマール) | | (メルクマール) | |
| 挿入 | 116 | 賃貸借契約の解除による損失の補償の求償等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 117თ 2 | 住宅先行建設区に係る勧告等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 120 | 公共施設管理者への負担金の請求等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 135 | 事業の施行により生じた工事の費用の負担等 | 規則24 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第24条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 削除 | 118 | 国 土交通大臣施行の土地区画整理事業の費用負 担 | 規則24 | _ | _ | + | - | 国による費用の負担に関する規定であり、地方整備局に委任されている事務・権限ではないため。 |
| 削除 | 118 | 国交大臣の指示を受けて都道府県または市町村が 施行する土地区画整理事業の費用の一部を負担 | 規則24 | | | - | | 国による費用の負担に関する規定であり、地方整備局に委任されている事務・権限ではないため。 |

2-**婼** (1-5) 法令名: 道路法(S27法180)

| | | (1-5) | | | | | | |
|------|---------------------|---|------------------|------|---------------------------------|--------|------------------|--|
| 修正等の | 条項 | 事務内容 | 出先機関の長への | 大臣の執 | 同種事 | 務を都道府県 | !が行う場合 | 修正等の理由等 |
| 内容 | <i>***</i> | - 02713 L 1 | の長への委任根拠 | 行権留保 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 国の関与 (メルクマール) | - Вталутиа |
| 修正 | 7 — | 路線認定の協議に係る裁定等 | 令39 | | | | | 第8項は国土交通大臣に関する規定ではない ため。 |
| 挿入 | <7 > | 境界地における国道の維持、修繕その他の管理に 係る協議の裁定 13 において準用 | 令39 | | | | | 境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る協議の裁定の事務について記載漏れがあったため。 |
| 修正 | 19 — | 境界地の管理の方法の協議に係る裁定 | 令39 | | 自治 | | | 第4項はみなし規定であり、事務・権限に関する 規定ではないため。 |
| 修正 | 19の2 — | 共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定 | 令39 | | 自治 | | | 第4項はみなし規定であり、事務・権限に関する 規定ではないため。 |
| 削除 | 27 — | 道路管理者の権限の代行 | \$39 | | _ | _ | _ | 第12条本文及び第13条第3項の規定により、 国土交通大臣が指定区間外国道の新設等を 行う場合における、当該道路の道路管理者と の関係に関する規定であり、事務・権限に関す る規定ではないため。 |
| 削除 | 50 <u>,</u> 53 — | 国道の新設等に係る費用負担 | \$39 | _ | 自治 | _ | _ | 負担のルールを定めている規定であり、事務・ 権限に関する規定ではないため。 |
| 削除 | 56 | <u>道路に関する費用の補助</u> (補助の対象となる主要な道路の指定は除〈。) | \$39 | | _ | _ | _ | 国による費用の補助に関する規定であり、地方 整備局に委任されている事務・権限ではないた め。 |
| 修正 | 76 | 道路管理者からの報告の受理 | 令39 | | —自治 | | | 都道府県も市町村から報告を受理する事務が あるため。 |
| 削除 | 94 | 不用物件の譲与 | \$39 | _ | _ | _ | _ | 同法施行令第39条第2項の規定において、委 任の例外とされているため。 |
| 削除 | 95 — | 不用物件の譲与 | \$ 40 | _ | 法定 (2) | _ | _ | 地方整備局長に委任されていない同条第2項 に関する規定であるため。 |

2-**婼** (1-5) 法令名: 道路法(S27法180)

| | | (1-3) | | | | 同種事務 | 8を都道府県が行 | う場合 | | |
|------------|--------------------|-------------------------------------|----------------------|--------------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|---|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関 の長への 委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 補助 | 国道 | 都道东 | F県道 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| OFIG | | | 委任根拠 | . JEHW | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 国の関与 (メルクマール) | |
| 修正 | 18 | 国道の <mark>路線区域</mark> 決定、供用開始等に係る公示 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 修正 | 20 | 兼用工作物の管理に係る協議等 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | ・第1項は兼用工作物の管理方法の協議に関する 規定であり、地方整備局長へ委任しているため。 ・第4項は国土交通大臣(道路管理者)に関する規 定ではないため。 ・第5項はみなし規定であり、事務・権限に関する規 定ではないため。 |
| 修正 | 24 , 57 | 道路管理者以外の者の行う工事に係る承認等 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 第57条は道路管理者以外の者に関する規定であるため。 |
| 修正 | 24の3 | 駐車場に係る駐車料金等の表示 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成23年法律第105号)により、条例委任に関す る規定を追加(平成24年4月1日施行)。 |
| 修正 | 39 — | 占用料の徴収等 | 令39 | | 自治 | | 自治 | | | 第2項は徴収の方法について定めた規定であり、 事務・権限に関する規定ではないため。 |
| 修正 | 44 <i>O</i> 2 | 違法放置物件に対する措置等 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | ・第7項は負担金の徴収に関する事務であり、地方整備局長へ委任しているため。 ・第8項は所有権の帰属先に関する規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。 |
| 修正 | 45 | 道路標識等の設置 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成23年法律第37号)により、条例委任に関する 規定を追加(平成24年4月1日施行)。 |
| 修正 | 46 ~ | 通行の禁止等 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 第2 ^I 項は国土交通大臣に関する規定ではないた め。 |

2-**婼** (1-5) 法令名: 道路法(S27法180)

| | | (1-3) | | | | 同種事務 | を都道府県が行 | すう場合 | | |
|------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------|---------------------------------|--------|------------------|--------|----------|--|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | ODE. VO | 大臣の執 行権留保 | 補助 | 国道 | 都道府 | 牙果道 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| ОРЗД | | | 委任根拠 | | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | (メルクマール) | |
| 修正 | 47の2 — | 限度を超える車両の通行の許可に係る手数料の徴 収 | \$ 39 | | 自治 | | 自治 | | | 第4項は手数料の算定に関する規定であり、事務・ 権限に関する規定でないため。 |
| 修正 | 48 ~ | 道路保全立体区域内の制限 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 第3項は道路管理者に関する規定ではないため。 |
| 修正 | 48の2 ~ | 自動車専用道路の指定等 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 第3項は配慮規定であり、事務・権限に関する規定 ではないため。 |
| 削除 | 4 8 <i>0</i> 3 | 道路等との交差の方式 | \$39 | _ | 法定 (2) | _ | 自治 | _ | _ | ・道路等との交差の方法について定めた規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、条例委任に関する規定を追加(平成24年4月1日)。 |
| 削除 | 49 | 道路管理に関する費用負担 | \$39 | _ | 自治 | _ | 自治 | _ | _ | 負担のルールを定めている規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。 |
| 修正 | 54 — | 境界地の道路の管理に関する費用負担に係る協議 等 | \$ 39 | | 自治 | | 自治 | | | 第4項はみなし規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。 |
| 修正 | 54Ø2 — | 共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議 等 | 令39 | | 自治 | | 自治 | | | 第4項はみなし規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。 |
| 修正 | 55 — | 兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等 | 令39 | | 自治 | | 自治 | | | 第4項はみなし規定であり、事務・権限に関する規定ではないため。 |
| 削除 | 64 | 収入の帰属 | \$39 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 収入の帰属先に関する規定であり、事務・権限に 関する規定ではないため。 |
| 削除 | 75— | 処分変更に伴う損失補償等 | \$39 | _ | 自治 | _ | 自治 | _ | _ | 地方公共団体に関する規定であるため。 |
| 削除 | 85 | 道路の附属物の新設等の費用負担 | \$39 — | _ | 自治 | _ | 自治 | _ | _ | 負担のルールを定めている規定であり、事務・権限 に関する規定ではないため。 |

2-**婼** 法令名: 道路法(S27法180)

| | | | | | | 同種事務 | 客を都道府県が 行 | う場合 | | | |
|------------|-----------------|--|----------------------|--------------|------------------|--------|------------------|--------|----------|---|--|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関 の長への 委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 補助 | 国道 | 都道府 | f県道 | 国の関与 | 修正等の理由等 | |
| 3.02 | | | 安住依拠 | | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | (メルグマール) | | |
| 削除 | 86 — | 国の行う事業等に対する負担金の徴収 | \$39 — | _ | _ | _ | _ | _ | | 負担金の徴収に関するルールを定めている規定で あり、事務・権限に関する規定ではないため。 | |
| 修正 | 91 | 道路予定区域の行為許可に係る損失補償等 | 令39 | | 自治 | | 自治 | | | 道路予定区域の行為許可に係る損失補償につい ての協議等に関する規定であるため。 | |
| 修正 | <92 > | 道路予定区域の不 <mark>要用</mark> 物件の交換等 91 において準用 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 誤字の修正。 | |
| 修正 | <93> | 道路予定区域の不 <mark>要用</mark> 物件の使用の申出 91 において準用 | \$ 39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 誤字の修正。 | |
| 修正 | 92 | 不 <mark>要用</mark> 物件の交換等 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 誤字の修正。 | |
| 修正 | 93 | 不 <mark>要用</mark> 物件の使用の申出 | 令39 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 誤字の修正。 | |
| 削除 | 95 | 不要物件の返還交換に係る費用負担 | \$39 | | 自治 | _ | 自治 | _ | | 負担のルールを定めている規定であり、事務・権限 に関する規定ではないため。 | |
| 削除 | -75 | 道路予定区域の処分変更に伴う損失補償等 | \$39 | _ | 自治 | _ | 自治 | _ | _ | 地方公共団体に関する規定であるため。 | |
| 削除 | | 道路予定区域の不要物件の返還交換に係る費用 負担 91 において準用 | \$39 | _ | 自治 | _ | 自治 | _ | _ | 負担のルールを定めている規定であり、事務・権限 に関する規定ではないため。 | |

個表番号: 2-51 法令名: 土地収用法(S26法219)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|----------------|--|----------|--------------|----------|----------|----------|--|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | X II IU. | | (メルクマール) | の行使 | (メルクマール) | |
| 削除 | 17 | <u> </u> | 規則26 | _ | 自治 | 1 | | 事業の認定に関する処分は、法第20条で規定されており、本条項は処分を行う主体を規定した条項であって、事務を規定したものではないため。 |
| 修正 | 20 | 事業の認定 の要件該当性の判断 | 規則26 | - | 自治 | 1 | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 削除 | 27 | 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事 業の認定に関する処分 | 規則26 | - | 自治 | <u>+</u> | - | 本条項は、都道府県知事の事務を規定したものであるため。 |
| 挿入 | | 手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥 の補正等 | 規則26 | - | 自治 | | - | 同法施行規則第26条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 削除 | -17 | 権利、物件及び主砂石れきの収用等の事業の認定 に関する処分 138において準用 | 規則26 | _ | 自治 | - | | 事業の認定に関する処分は、法138条で準用する法第20条で規定されており、本条項は処分を行う主体を規定した条項であって、事務を規定したものではないため。 |
| 修正 | 20 | 権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定 の要件該当性の判断 138において準用 | 規則26 | - | 自治 | - | - | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| 削除 | -27 | 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分 138において準用 | 規則26 | _ | 自治 | | - | 本条項は、都道府県知事の事務を規定したものであるため。 |
| 挿入 | 32 | 権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留 の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等 | 規則26 | - | 自治 | - | - | 同法施行規則第26条において地方整備局長へ委任しているため。 |

個表番号: 2-52 法令名: 建築基準法(S25法201)

| | | 事務内容 | 出先機関 | 大臣の執 行権留保 | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|---------------------|----------------|---------|--------------|----------|---------|----------|--|
| 修正等 の内容 | 条項 | | | | 事務の区分 | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | X LIKIR | | (メルクマール) | の行使 | (メルクマール) | |
| 修正 | 77の58 、77の 60 | 建築基準適合判定資格者の登録 | 規則12 | - | - | - | | 第77条の60は登録内容の変更の申請についての条項であり、第77条の 58の登録事務に含むと整理していたが、正確性を期すため。 |

個表番号: 2-54 法令名: 港湾法(S25法218)

| 44 | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|----------------------|---|-----------------------|----------------------------------|----------|----------------|----------|---|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 | 修正等の理由等 |
| | | | | | (メルクマール) | | (メルクマール) | |
| 削除 | -55 <i>0</i> -4- | 損失 の補償(開発保全航路に関する工事) | \$22 | _ | _ | _ | | 国による損失の補償に関する規定であり、地方整備局長に委任されて いる事務・権限ではないため。 |
| 削除 | -55 <i>O</i>)5 | 開発保全航路に関する工事に伴う工事の費用の補 償 — 43の7において準用 | \$22 | _ | _ | _ | _ | 国による損失の補償に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。 |
| 削除 | 43 <i>0</i> 9 | 開発保全航路の開発等に係る費用の負担 | \$22 | _ | _ | _ | _ | 国による費用の負担に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。 |
| 削除 | (43 <i>0</i> 3 —) | 原因者の負担 | \$22 | _ | _ | _ | _ | 国による費用の負担に関する規定であり、地方整備局長に委任されて いる事務・権限ではないため。 |
| 削除 | (43 <i>0</i>)4 | 受益者の負担 —43の9 において準用 | \$22 | _ | _ | _ | _ | 国による費用の負担に関する規定であり、地方整備局長に委任されている事務・権限ではないため。 |
| 修正 | 56Ø5 ~ 56Ø 5 ~ | 報告の徴収等 | 令22 | 令22 | 自治 | 56の5 | - | 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する 法律(平成23年法律第9号)により、新規事項が追加されたため、条項を 修正した。 |
| 削除 | 54— | 港湾施設の貸付け等 | 国有財産 法9 | 国有財産 法9 | _ | _ | _ | 港湾法令に基づき委任されている事務ではないため。 |
| 削除 | 5402 | 港湾施設の貸付け等 | 国有財産 法9 | 国有財産 法9 | _ | _ | _ | 港湾法令に基づき委任されている事務ではないため。 |

個表番号: 2-55 法令名: 建設業法(S24法100)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|------------|-----------------------|---|-----------------|--------------|-------------------|----------------|---------------|--|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 |
| 削除 | 5, 7, 8 | 建設業の許可の申請等 | 規則29 | _ | 自治 | _ | _ | |
| 挿入 | 5 | 許可申請書の受理 | 規則29 | | 自治 | | | 第5条は許可関連事務・権限であり、第7条は技術者関連事務・権限となっているので個別に整理することとし、第8条は許可の基準を定めているのみで具体的な事務・権限はないことから削除。 |
| 挿入 | 7 | 経営業務管理責任者の認定・営業所専任技術者の 認定 | 規則29 | | | | | |
| 削除 | 10 | 登録免許税及び許可手数料 | 規則29 | _ | _ | | - | 本条項は、国土交通大臣の許可を受ける者に対しての義務付けであ り、国土交通大臣の事務・権限を規定している条項ではないため。 |
| 修正 | 5, 8 | 特定建設業者に係る建設業の許可の申請等(特定 建設業) 17において準用 | 規則29 | | 自治 | | | 本条項は許可の基準を定めているのみで具体的な事務・権限はないため。 |
| 削除 | <10> | 登録免許税及び許可手数料(特定建設業) 17に おいて準用 | 規則29 | | _ | I | ı | 本条項は、国土交通大臣の許可を受ける者に対しての義務付けであ り、国土交通大臣の事務・権限を規定している条項ではないため。 |
| 修正 | 11 ~ | 特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の 届出 (特定建設業) 17において準用 | 規則29 | | 自治 | | | 表現の適正化のため。 |
| 修正 | 12 | 特定建設業者に係る建設業者の廃業等の届出 (特定建設業) 17において準用 | 規則29 | | 自治 | | | 表現の適正化のため。 |

個表番号: 2-55 法令名: 建設業法(S24法100)

| | | | 出先機関 | | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | |
|--------|-------------------------|--|----------|--------------|-------------------|----------------|---------------|--|
| 修正等の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 |
| 修正 | 13 | 特定建設業者に係る提出書類の閲覧 (特定建設 業) 17において準用 | 規則29 | | 自治 | | | 表現の適正化のため。 |
| 修正 | | 特定建設業の許可特定建設業許可における営業 所の専任技術者の認定 | 規則29 | | | | | 本条項は、営業所の専任技術者の認定に関する国土交通大臣の事務・ 権限を規定している条項であるため。 |
| 削除 | 27<i>0</i>30 | 経営規模等評価申請者の手数料の納付 | 規則29 | _ | _ | | | 本条項は経営規模評価の申請及び総合評定値の請求をしようとする者 に対しての義務付けであり、国土交通大臣の事務・権限を規定している 条項ではないため。 |
| 修正 | | 建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告 | 規則29 | 規則29 | 自治 | 41 | | 第41条第1項は建設業を営む者及び、建設業者団体に対する事務・権限であり、第41条第2項及び第3項は特に建設業の許可に関連した事 |
| 挿入 | 41 | 立替払等の勧告 | 規則29 | 規則29 | 自治 | | | 限とのり、第41末第24及び第35項は特に建設業の計りに関連した事務・権限であるため個別に検討することとしたため。 |

個表番号: 2-58 法令名: 公有水面埋立法(T10法57)

| | | | 出先機関 | 1 = - + | 同種事務 | を都道府県が | 行う場合 | | | |
|--------|----|---|------|--------------|-------|----------------|---------------|---|--|--|
| 修正等の内容 | 条項 | 条項事務内容 | | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 | | |
| 修正 | 47 | 都道府県知事の職権に属する事項(埋立免許)に 関する認可 (50haを超える埋め立て及び 2以上の地方整備 局の管轄区域にわたる埋立て等を除く。) | 規則17 | - | - | - | | 同法施行規則第17条において、 以外にも地方整備局長に委任されていない規定があるため。 | | |

個表番号: 2-60 法令名: 砂防法(M30法79)

| | | | 出先機関 | 大臣の執 行権留保 | 同種事務 | 8を都道府県が | 行う場合 | | | |
|------------|------|----------------------|-----------|--------------|----------|---------|----------|--------------------------------|--|--|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | | 事務の区分 | 大臣の並行権限 | 国の関与 | 修正等の理由等 | | |
| | | | X II IN A | | (メルクマール) | の行使 | (メルクマール) | | | |
| 修正 | 11の2 | 砂防設備台帳の調整、保管 6 による施行 | 職権省令 | - | 法定(2) | 6 、11の2 | | 第2項は、国土交通大臣の事務・権限に関する規定ではないため。 | | |

法令名: 個表番号: 3-

東日本大震災復興特別区域法(H23法122) 平成23年12月26日に施行されたため、個表を追加

| | | | | | | を都道府県が | | |
|------------|------|---|----------------------|--------------|----------------|----------------|---------------|-------------------------------|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | 出先機関 の長への 委任根拠 | 大臣の執 行権留保 | 事務の区分 (メルクマール) | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 |
| 挿入 | 48 , | 協議を受け、同意すること (市町村及び都道県による復興整備計画への都市 計画区域に関する事項の記載) | 令12 | - | - | - | - | 同法施行令第12条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | | 協議を受け、同意すること (市町村及び都道県による復興整備計画への都市 計画法第十八条第三項に規定する都市計画に関 する事項の記載) | 令12 | - | 自治 | - | - | 同法施行令第12条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | | (市町村又は市町村及び都道府県による復興整備計画への都市計画法第五十九条第一項及び第二項の国土交通通大臣の認可に関する事項の記載) | 令12 | - | 自治 | - | - | 同法施行令第12条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 54 | 被災関連市町村等が復興整備計画に住宅地区改 良事業に関する事項を記載しようとするときにおい て、協議を受けること。 | 令12 | - | 自治 | - | - | 同法施行令第12条において地方整備局長へ委任しているため。 |
| 挿入 | 56 | 協議を受け、同意すること (復興整備計画に記載する国土交通省が行う地籍 調査に関する事項の記載) | 令12 | - | - | - | - | 同法施行令第12条において地方整備局長へ委任しているため。 |

個表番号: 3- 法令名: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18法91)

| * | | | 出先機関 | | | 同種事 | 務を都道府県か | 行う場合 | | |
|--------|------|----------------------|----------|--|------------------|--------|------------------|----------|------------------|---|
| 修正等の内容 | 条項 | | の長への委任根拠 | | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 事務区分 (メルクマール) | 大臣並行権限 | 国の関与 (メルクマール) | 修正等の理由等 |
| 修正 | 32 | 国道等に係る道路特定事業の同意 | 規則26 | | | | | | | 条文の規定に即した内容に修正。 |
| | | 【道路管理者及び公園管理者としての権限】 | | | 補助 | 補助国道 | | 県道·県管理公園 | | |
| 修正 | 10 ~ | 道路管理者の基準適合義務等 | 規則26 | | 法定 (2) | | 自治 | | | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成23年法律第105号)により、条例委任に関す る規定を追加(平成24年4月1日施行)。 |

個表番号: 3 - 法令名: 海岸法(S31法101)

| | | | 出先機関 | 大臣の執 行権留保 | 同種事務 | 8を都道府県が | 行う場合 | | |
|------------|--|---|----------|--------------|----------|----------------|----------|--------------------------------|--|
| 修正等 の内容 | 条項 | 事務内容 | の長への委任根拠 | | 事務の区分 | 大臣の並行権限 の行使 | 国の関与 | 修正等の理由等 | |
| | | | | | (メルクマール) | WIJE | (メルクマール) | | |
| 修正 | 22 — 漁業法 39 ~ — | 漁業権の取消等 及び当該漁業権者に対する損失 補償(*) 22 において準用 | 令14 | - | 法定 | 6 | ı | 漁業権の取消等とこれに伴う当該漁業権者に対する損失補償は異な | |
| 挿入 | | 漁業権の取消等によって生じた当該漁業権者に対 する損失補償(*) 22 において準用 | 令14 | - | 法定 | 6 | - | る事務であるため。 | |

個表番号: 2 - 法令名: 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|------------|---|-------|--------|---------------|----|------------|------|--------|---|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 143 171 | 個人施行者、防災街区整 備事業組合又は事業会社 が施行する防災街区整備 事業の施行地区及び設計 の概要を表示する図書の 受理(129 において128 を準用する場合、157 において143 を準用する 場合、172 及び175 に おいて171 を準用する場合を含む。) | | | | | | 事後報告 | | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第306条の規定により、都道府県知事が行った審査請求の裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った事業の認可につき、把握する必要があるため。 なお、義務付け・枠付け第3次見直しにおいて、本項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 |
| 143 | 市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理(184において183を準用する場合、188において143を準用する場合を含む。) | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社の事業施行に対し、報告、勧告及び是正の要求等を行う立場にあることから、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が行った事業につき、把握する必要があるため。なお、義務付け・枠付け第3次見直しにおいて、本項の送付は、 イ該当として存置が許容されている。 |

個表番号: 2 - 法令名: 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

| | | | | | | 権限移譲後 | | | | |
|------------|--|------------|--------|--|----|------------|------|--------|---|--|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | |
| 100 | 都道府県が施行する防災 街区整備事業の設計概要 の認可(184において準 用する場合を含む。)又は 都道府県が設立した地方 住宅供給公社が施行する 防災街区整備事業の認可 | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、都道府県及び都道府県が設立した地方住宅供給公社の事業施行に対し、報告、勧告及び是正の要求等を行う立場にあり、また、法第306条の規定により、都道府県及び都道府県が設立した地方住宅供給公社が行った処分について審査請求を行うことから、都道府県及び都道府県が設立した地方住宅供給公社が行った事業につき、把握する必要があるため。なお、義務付け・枠付け第3次見直しにおいて、本項の送付は、 イ該当として存置が許容されている。 | |
| 268 272 | 都道府県又は市町村に対する報告若しくは資料の提出の要求、勧告、助言又は援助都道府県又は市町村に対する是正の要求 | 自治 法定受託 | (7) | この法律の施行に関し必要な勧告等を行うことは、法の解釈や運用等について、全国統一的な観点から行うものであり、本来国においてその処理を行うべきであるため。 | | | | | | |

個表番号: 2- 法令名: 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

| | | | | | | 権限移譲後 | | | | |
|----------|--|------------|--------|------------------------------|----|------------|------|--------|---|--|
| 条項 | 事務内容 | 事務の | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | |
| 52 | 事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街 区整備事業) | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、法第96条の規定により、施行者である都道府県に対し、 是正の要求等を行う立場にあり、また、本項の事務が広域的実施体制に 移譲された場合、都道府県がした処分に対する再審査請求の審査を行うことが想定されるため、広域的実施体制が行った都道府県施行事業の認可につき、把握する必要がある。 | |
| 58 59 | 施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社が施 行する住宅街区整備事業) | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、本項の事務が広域 的実施体制に移譲された場合、地方 住宅供給公社がした処分に対する再 審査請求の審査を行うことが想定され るため、広域的実施体制が行った地 方住宅供給公社施行事業の認可につ き、把握する必要がある。 | |
| 59 | 施行規程等の変更認可等 (地方住宅供給公社が施 行する住宅街区整備事業) | | | | | | 事後報告 | | 国土交通大臣は、本項の事務が広域 的実施体制に移譲された場合、地方 住宅供給公社がした処分に対する再 審査請求の審査を行うことが想定され るため、広域的実施体制が行った地 方住宅供給公社施行事業の変更認 可につき、把握する必要がある。 | |
| 95 | 報告徴収、勧告等 | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため。 | | | | | | |
| 99 | 技術的援助の求めを受け ること | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため。 | | | | | | |

個表番号: 2- 法令名: 新都市基盤整備法(S47法86)

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|----|--------------------------------------|-----------------------|--------|---|----|-----------------------------|------|--------|-------|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 7 | 申請書の受理 (都道府県が施行する新都 市基盤整備事業) | 自治 法定受託 | | 都市計画法第59条第2項の都市計画 事業の認可等に付随する事務であり、 都市計画事業の認可と同様の整理と して法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| | 施行者である都道府県に対し、必要な措置を講ずべきことを求めること | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | | |
| 61 | 報告徴収、勧告等 (都道府県が施行する新都 市基盤整備事業) | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | | | | |

個表番号: 2 - 法令名:海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(S45法136)

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|----------------|--------------------------------|-------|--------|---------------|----|---|------|--------|---|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分() | 去定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 40の2 | 油濁防止緊急措置手引書等の作成等を命ずること | | | | | OPRC-HNS議定書において、締約政府は、汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的体制を確保しなければならないこととされている。その担保手段として国内法で規定している油濁防止緊急措置手引書の作成命令等については、広域的実施体制に事務を移譲した場合にも、条約に即した国内体制を国として責任を持って確保する必要があるため。 | 事後報告 | | 広域的実施体制に事務を移譲した場合にも、条約に即した国内体制を国として責任を持って確保する観点から、 広域的実施体制による事業者への命令等の状況を把握しておくことが必要である。 |
| 48 | 報告徴取 (油濁防止緊急措置手引書 等の作成等) | | | | | 同上 | 事後報告 | | 同上 |
| 48 | 油濁防止緊急措置手引書 の検査等 | | | | | 同上 | 事後報告 | | 同上 |
| 49 <i>0</i> 02 | 必要な指導、助言及び勧 告 | | | | | 同上 | 事後報告 | | 同上 |

| | | | 権限移譲後 | | | | | | | | | |
|------|--|-------|--------|---------------|----|------------|------|--------|--|--|--|--|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | | | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | | | |
| 7の15 | 都道府県知事から図書等 の送付を受けること (個人施行の認可) | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあることから、当該認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 | | | |
| 19 | 都道府県知事から図書等 の送付を受けること (組合の設立の認可) | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、組合施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った組合施行事業の認可につき、把握する必要がある。 なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 | | | |
| 19 | 都道府県知事から図書等 の送付を受けること (組合の定款等の変更の認 可) 38 において準用 | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、組合施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った組合施行事業の認可につき、把握する必要がある。 なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 | | | |

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|------|--|-------|--------|---------------|----|------------|------|--------|---|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 19 | 都道府県知事から図書等 の送付を受けること(市の みが設立した地方住宅供 給公社に係る施行規程等 の認可等) 58 におい て準用 | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、地方住宅供給公社施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った地方住宅供給公社施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 |
| 50Ø8 | 都道府県知事から図書等 の送付を受けること (再開発会社の市街地再開 発事業施行の認可) | | | | | | 事後報告 | | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、再開発会社施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った再開発会社施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 |

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|--------------------|--|-------|--------|---------------|----|------------|------|--------|---|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 50 <i>0</i> 0 8 | 都道府県知事から図書等 の送付を受けること(再開 発会社の合併等の認可) 50の12 において準用 | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、土地区画整理会社施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った組合施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 |
| 51 | 設計概要の認可(都道府県 の市街地再開発事業) | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、法第126条第1項の規定により、施行者である都道府県に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、本項の事務が広域実施体制に移譲された場合、都道府県がした処分に対する再審査請求の審査を行うことが想定されるため、広域実施体制が行った都道府県施行事業の認可につき、把握する必要がある。 |
| <51 > | 設計概要の認可(都道府県 の市街地再開発事業の事 業計画変更) 56 におい て準用 | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、法第126条第1項の規定により、施行者である都道府県に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、本項の事務が広域実施体制に移譲された場合、都道府県がした処分に対する再審査請求の審査を行うことが想定されるため、広域実施体制が行った都道府県施行事業の変更認可につき、把握する必要がある。 |

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|-------|---|-------|--------|---------------|----|------------|---------------------------------------|--------|---|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 55 | ・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (51 の認可時)・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の認可) | | | | | | 事後報告 (図書の送 付を受ける ことについ て) | 1 | 国土交通大臣は、法第126条第2項の規定により、施行者である市町村に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、市町村施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った市町村施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 |
| <55 > | ・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (56 において準用する51 の認可時)・・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) | | | | | | 事後報告 (図書の送 付を受ける ことについ て) | | 国土交通大臣は、法第126条第2項の規定により、施行者である市町村に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第128条の規定により、市町村施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った市町村施行事業の認可につき、把握する必要がある。 なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 |
| 58 | 施行規程及び事業計画の 認可等(地方住宅供給公社 に係るもの) | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、本項の事務が広域実施体制に移譲された場合、地方住宅供給公社がした処分に対する再審査請求の審査を行うことが想定されるため、広域実施体制が行った地方住宅供給公社施行事業の認可につき、把握する必要がある。 |

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|-----|--------------|-----------------------|--------|-----------------------------|------------|--|------|--------|-------|
| 条項 | 事務内容 | 事務(| の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 124 | 報告徴収、勧告等 | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | | | | |
| 126 | 処分の取消、変更、停止等 | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため 独立行政法人都市再生機構に対す る是正の要求については様式3 | | | |

個表番号: 2- 法令名: 都市計画法(S43法100)

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|------|---|--|--------|---|----|------------|----------------------------|--------|---|
| 条項 | 事務内容 | 事務の | 区分(法 | 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 、60の | 都市計画事業を施行することの認可等 (国が施行する都市計画事業を除く) | 自治 会定町道一はが定し事事務 会定町道一手事子では事事務(はが定し事事務(はが定し事事務(はが定しまま務す。) | (1) | 県による都市計画事業は、「市町村が施行することが困難とは、「市町村な場合その他特別な事情のあるよとによって初めて施行できるものであり、当該国の担をできるものとして、有事実として、有事実とは、市町とが特別のの統治のである。また、はのである。また、はのである。また、はのである。が特別ののである。またには必要とされる利国のの統治のである。が特別のである。とは、市では必要とされる利国がであり、係があるものであるものであるものであるものである。とは、これでは、そのがあるものである。とは、これでは、とのの適のである。とは、これでは、とのがあるものである。とは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、広域的実施体制の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあることから、当該認可につき、把握する必要がある。なお、3次見直しにおいて、第62条第1項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 |
| 62 | 都市計画事業の認可等の 告示等 (国が施行する都市計画事 業を除く) | 自治 法市部 は市都第三 は が第三 は が第三 に を と し 事 務 き で で 業 等 で で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま | | 都市計画法第59条第2項の都市計画事業の認可等に付随する事務であり、都市計画事業の認可と同様の整理としてその一部は法定受託事務とする必要がある。 | | | 事後報告(都道府県から図送付を受け取る事務について) | 1 | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあることから、当該認可につき、把握する必要がある。 なお、3次見直しにおいて、本項の送付は、 イ該当として存置が許容されている。 |

個表番号: 2- 法令名: 都市計画法(S43法100)

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|----|--|---|--------|--|----|------------|------|--------|-------|
| 条項 | 事務内容 | 事務の | 区分(法 | 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 63 | 事業計画の変更認可 (国が施行する都市計画事 業を除く) | 自治 法市町道の はが第一式 をして をして をして る事務 をといる る事務 る。) | (1) | 都市計画法第59条第2項の都市計画事業の認可等に付随する事務であり、都市計画事業の認可と同様の整理としてその一部は法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| 72 | 土地等の収用又は使用に 係る告示 (国が施行する都市計画事 業を除く) | 自治 法市町道所 はが第二十事 が第一号 が第一号 をして る事 る事 る 。) | (1) | 都市計画法第59条第2項の都市計画事業の認可等に付随する事務であり、都市計画事業の認可と同様の整理としてその一部は法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |
| 80 | 国の機関以外の施行者に 対し報告徴収、勧告、助言 等をすること | 自治 法市都道一号 法市郡道一号 が第一 はが第一 はが第一 は が ま い に は が ま い は が ま で で で で で で で で で で で で で で で で で で | (1) | 都市計画法第59条第2項の都市計画事業の認可等に付随する事務であり、都市計画事業の認可と同様の整理としてその一部は法定受託事務とする必要がある。 | | | | | |

個表番号: 2- 法令名: 都市計画法(S43法100)

| | | | | | 権限移譲後 | | | | | |
|----|--|--|--------|--|-------|------------|------|--------|-------|--|
| 条項 | 事務内容 | 事務の | 区分(法 | は定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | |
| 81 | 許可の取り消し、変更等の 命令等 (国が施行する都市計画事 業を除く) | 自治 法市都第三 法市が第三 はが第三 は が に は が に り に り は が ま で し り ま り ま り で り で り り り り り り り り り り り り | (1) | 都市計画法第59条第2項の都市計画事業の認可等に付随する事務であり、都市計画事業の認可と同様の整理としてその一部は法定受託事務とする必要がある。 | | | | | | |
| 82 | 立入検査 (国が施行する都市計画事 業を除く) | 自治 法市部 は市都第二年 はが第三年 はが第三年 はが第三年 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は | (1) | 都市計画法第59条第2項の都市計画事業の認可等に付随する事務であり、都市計画事業の認可と同様の整理としてその一部は法定受託事務とする必要がある。 | | | | | | |

個表番号: 2- 法令名: 流通業務市街地の整備に関する法律(S41法110)

| | | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----|--------------------------------------|------------|--------|-----------------------------|----|-----------------------------|------|--------|-------|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 43 | 都道府県又は市町村に対 する技術的援助 | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | | | | |
| | 必要な措置を講ずべきこと を求めること (施行者:都道府県) | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | | |

個表番号: 2- **遅** 法令名: 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(S39法145)

| | | 権限移譲後 | | | | 権限移譲後 | , | | | | |
|----|---------------------------------|-----------------------|--------|-----------------------------|----|-----------------------------|------|--------|-------|--|--|
| 条項 | 事務内容 | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | | |
| 38 | 施行者(府県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | | | | |
| | 施行者に対し報告等を求め、必要な勧告等をすること(府県が施行) | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | | | | | | |

個表番号: 2-要 法令名: 新住宅市街地開発法(S38法134)

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|----|-------------------------|-----------------------|--------|-----------------------------|----|-----------------------------|------|--------|-------|
| 条項 | 事務内容 | 事務(| の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 40 | 新住宅市街地開発事業に 関する技術的援助 | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | | | | |
| | 施行者である都道府県に 対する監督 | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | | |
| 42 | 施行者に対する報告の徴 収、勧告等 | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する 必要があるため | | | | | |

個表番号: 2 - 婳 法令名: 下水道法(S33法79)

| | | | | | 梢 | 霍限移譲後 | | | |
|------|--|-----------------------|--------|--|-----|--------------|------|--------|---|
| 条項 | 事務内容 | 事務の | の区分(法定 | 受託事務か自治事務か) | 大臣(| の並行権限の行使 | | | 国の関与 |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 2の2 | 流域別下水道整備総合計画に係る協議、同意(一の整備局の管内に係るものに限る。) | 自治 法定受託 | (2) | 本協議は、公共用水域の保全の観点から、国が設定した環境基準の達成を図るためにブロックを超えた視点及び第三者的視点でのチェック及び利害調整機能を担保するものであり、「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(2) に該当するため。 | | | 協議 | | 環境基準を達成し、公共用水域の保全を図るためのブロックを超えた視点及び第三者的視点でのチェック及び利害調整機能を担保する観点から、国による同関与が適当であるため。 |
| 2002 | 流域別下水道整備総合計画に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。) | 法定受託 | (2) | 本協議は、公共用水域の保全の観点から、国が設定した環境基準の達成を図るためにブロックを超えた視点及び第三者的視点でのチェック機能を担保するものであり、「地方分権推進計画(平成10年5月29日)」のメルクマール(2) に該当するため。 | | | | | |
| 4 | 公共下水道管理者が策定 する事業計画に係る認可 | | | | | | 協議 | | ブロックを超えた視点及び第三者的視点でのチェック機能を担保する観点から、国による同関与が適当であるため。 |
| 4 | 公共下水道管理者が策定 する事業計画に係る環境 大臣への意見聴取 | 自治 | | | | | | | |
| 25の3 | 流域下水道管理者が策定 する事業計画に係る認可 | | | | | | 協議 | | ブロックを超えた視点及び第三者的視点でのチェック機能を担保する観点から、国による同関与が適当であるため。 |

個表番号: 2 - 婳 法令名: 下水道法(S33法79)

| | | | | | Ħ | 霍 限移譲後 | | | | |
|----|--|------------|--------|------------------------------|-----|--|------|----------------|-------|--|
| 条項 | 事務内容 | 事務の | の区分(法定 | 受託事務か自治事務か) | 大臣(| の並行権限の行使 | 国の関与 | | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | |
| | 流域下水道管理者が策定 する事業計画に係る環境 大臣への意見聴取 | 自治 | | | | | | | | |
| 37 | 指示(下水道管理者) | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保 する必要があるため。 | | 公共用水域の保全のため、ブロックを超えた広域的視点及び第三者的視点から、迅速に指示が行われる必要があるため。 | 指示 | (I) | | |

個表番号: 2-嬰 法令名: 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(S33法98)

| | | 権限移譲後 | | | | | | | |
|----|--|------------|---------------------|--------------------------------|----|--------------------------------|------|--------|-------|
| 条項 | 事務内容 | 事務の | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 28 | 施行者に対し必要な措置を 講ずべきことを求めること (都県が施行) | 自治 法定受託 | | 国においてその適正な処理を特に確 保する必要があるため | | 国においてその適正な処理を特に確 保する必要があるため | | | |
| 29 | 施行者に対する報告等を 求め、必要な勧告等をする こと(府県が施行) | 自治 法定受託 | | 国においてその適正な処理を特に確 保する必要があるため | | | | | |

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|----|--|-------|--------|---------------|----|------------|------|--------|---|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 9 | 都道府県知事から、個人施行の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあることから、当該認可につき、把握する必要がある。なお、第3次義務付け・枠付けの見直しにおいて、本項の送付は、 イ該当として存置が許容されている。 |
| 21 | 都道府県知事から、土地区 画整理組合の設立の認可 をしたとき、土地区画整理 事業についての図書の送 付を受けること | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第127条の2の規定により、組合施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った組合施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、第3次義務付け・枠付けの見直しにおいて、本項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 |
| 39 | 都道府県知事から、土地区 画整理組合の定款変更等 の認可をしたとき、土地区 画整理事業についての図 書の送付を受けること | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第127条の2の規定により、組合施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った組合施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、第3次義務付け・枠付けの見直しにおいて、本項の送付は、イ該当として存置が許容されている。 |

| | | | 権限移譲後 | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------|--------|---------------|----|------------|---------------------------------------|--------|---|--|--|--|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 | | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | | | |
| 51 0 9 | 都道府県知事から、区画整理会社が土地区画整理事業を施行する認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、地方自治法の規定により、都道府県知事の事業認可の違法等に対り、是正の要求等を行う立場にあり、また、法第127条の2の規定により、土地区画整理会社施行事業に関する審査請求について都道府県知事が行った裁決に係る再審査請求の審査を行うことから、都道府県知事が行った土地区画整理会社施行事業の認可につき、把握する必要がある。なお、第3次義務付け・枠付けの見直しにおいて、対策では、イ該当として存置が許容されている。 | | | |
| 52 | 都道府県が施行する土地 区画整理事業の設計概要 の認可 | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、法第126条第1項の規定により、施行者である都道府県に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、当該事務が広域的実施体制に移譲された場合、都道府県がした処分に対する再審査請求の審査を行うことが想定されるため、広域的実施体制が行った都道府県施行事業の認可につき、把握する必要がある。 | | | |
| 55 | ・都道府県が施行する土地 区画整理事業の設計概要 の認可をした場合、関係市 町村長に図書の写しを送付 すること ・都道府県知事から、市町 村施行の土地区画整理事 業の認可をしたときに、当 該土地区画整理事業につ いての図書の送付を受ける こと | | | | | | 事後報告 (図書の送 付を受ける ことについ て) | 1 | 国土交通大臣は、法第126条第1項の 規定により、施行者である市町村に対 し、是正の要求等を行う立場にあり、ま た、法第127条の2の規定により、市町 村施行事業に関する審査請求につい て都道府県知事が行った裁決に係る 再審査請求の審査を行うことから、都 道府県知事が行った市町村施行事業 の認可につき、把握する必要がある。 なお、第3次義務付け・枠付けの見直し において、本項の送付は、イ該当と して存置が許容されている。 | | | |

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|--------------|---|--------|--------|--|----|------------|-----------|--------|--|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 55 | 都道府県が施行する土地 区画整理事業の設計概要 の変更認可 | | | | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、法第126条第1項の規定により、施行者である都道府県に対し、是正の要求等を行う立場にあり、また、当該事務が広域的実施体制に移譲された場合、都道府県がした処分に対する再審査請求の審査を行うことが想定されるため、広域的実施体制が行った都道府県施行事業の変更認可につき、把握する必要がある。 |
| 71Ø2 71Ø3 | 土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)) | | | | | | 事後報告 71の2 | 1 | 国土交通大臣は、当該事務が広域的 実施体制に移譲された場合、地方住 宅供給公社がした処分に対する再審 査請求の審査を行うことが想定される ため、広域的実施体制が行った地方 住宅供給公社施行事業の認可につ き、把握する必要がある。 |
| 71Ø3 71Ø3 | 土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)) 71の3 において準用 | | | | | | 事後報告 71の3 | 1 | 国土交通大臣は、当該事務が広域的 実施体制に移譲された場合、地方住 宅供給公社がした処分に対する再審 査請求の審査を行うことが想定される ため、広域的実施体制が行った地方 住宅供給公社施行事業の変更認可に つき、把握する必要がある。 |
| 75 | 都道府県知事等から土地 区画整理事業に関し専門 的知識を有する職員の技術 的援助の請求を受けること | 自治法定受託 | | 事業の円滑・適正な施行のため施行者に対し技術的援助をすることは、法を所管する国土交通大臣が本来果たすべき役割であり、その適正な処理を特に確保する必要があるため。 | | | | | |

| Ī | | | | 権限移譲後 | | | | | | | | | |
|---|----|--------------------------|-----------------------|--------|------------------------------|----|------------|------|--------|-------|--|--|--|
| ı | 条項 | 事務内容 | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | | | | |
| | | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | | | |
| | | 土地区画整理事業に関す る報告徴収、勧告等 | 自治 法定受託 | | 国においてその処理を特に確保する必 要があるため。 | | | | | | | | |

個表番号: 2 - 51 法令名: 土地収用法(S26法219)

| | | | | | 権限移譲後 | | | | |
|----|--------------------------|-----------------------|--------|--|-------|------------|------|--------|---|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 18 | 事業認定申請書の提出を 受けること | 自治 法定受託 | (1) | 第20条の欄参照。 | | | | | |
| 19 | 事業認定申請書の欠陥の 補正及び却下 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 20 | 事業の認定 (17 I,IIに掲げる事業) | 自治 法定受託 | (1) | 国土交通大臣が認定を行っている国・県の事業等は、その公益性が国の利害にも重大な関係があることから、適正な処理を特に確保する必要があるため、広域的実施体制が認定する場合においては、法定受託事務とする必要がある。なお、事業の認定に付随する事務である18、19、21、22、23、24、25、25の2、26、2602、28、32、33、125、131の2(各条項につき、138において準用するものを含む)の事務についても、事業の認定に関する処分権限の移譲と同様の扱いとする。 | | | 直接執行 | 限の行 | 現行の土地収用法第27条は、事業の認定に関する処分を行う機関の特例として、都道府県知事が事業の認定を拒否した場合、一定期間内に事業の認定に関する処分を行わない場合に、起業者の申請により、国土交通大臣が都道府県知事にはり、国土交通大臣が都道府県知事により、国土交通大臣が制についても同様の力って、当該処分を行うことを定めた規定であり、広域的実施体制についても同様の規定を設ける必要がある。 |
| 21 | 土地の管理者及び関係行 政機関の意見の聴取 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 22 | 専門的学識及び経験を有 する者の意見の聴取 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 23 | 事業認定に係る公聴会の 開催 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 24 | 事業認定申請書の送付及 び縦覧 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 25 | 利害関係人の意見書の送 付を受けること等 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |

個表番号: 2 - 51 法令名: 土地収用法(S26法219)

| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(| 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 |
|-------|------------------------------------|-----------------------|--------|---------------|----|------------|------|--------|--|
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 25の2 | 社会資本整備審議会等の 意見の聴取 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 26 ~ | 事業の認定の告示 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | 事後報告 | , | 国土交通大臣は、土地収用法の規定により、広域的実施体制の行った事業の認定につき、適正な処理を確保するため、当該体制が行った事業認定につき把握する必要がある。 |
| 26の2 | 起業地を表示する図面の 長期縦覧 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 28 | 事業の認定の拒否 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 32 | 手続の保留の申立書の提 出を受けること及び欠陥の 補正等 | 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 33 | 手続の保留の告示 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 125 | 事業の認定を申請する者 から手数料納付を受けること | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 131の2 | 事業の認定又は収用委員 会の裁決の手続の省略 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |

個表番号: 2 - 51 法令名: 土地収用法(S26法219)

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|----|---|------------------------|---------------------|--|----|------------|------|--------|--|
| 条項 | 条項事務内容 | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 18 | 権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業認定申請 書の提出を受けること 138において準用 | 自治 法定受託 | (1) | 第138条において準用する第20条の 欄参照。 | | | | | |
| 19 | 権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業認定申請 書の欠陥の補正及び却下 138において準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 20 | 権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定(17 I,IIに掲げる事業) 138 において準用 | 自 治 法定受託 | (1) | 国土交通大臣が認定を行っている国・県の事業等は、その公益性が国の利害にも重大な関係があることから、適正な処理を特に確保する必要があるため、広域的実施体制が認定する場合においては、法定受託事務とする必要がある。なお、事業の認定に付随する事務である18、19、21、22、23、24、25、25の2、26 ~ 26の2、28、32、33、125、131の2(各条項につき、138において準用するものを含む)の事務についても、事業の認定に関する処分権限の移譲と同様の扱いとする。 | | | 直接執行 | 限の行 | 現行の土地収用法第27条は、事業の認定に関する処分を行う機関の特例として、都道府県知事が事業の認定を拒否した場合、一定期間内に事業の認定に関する処分を行わない場合に、起業者の申請により、国土交通大臣が都道府県知事に代わって、当該処分を行うことを定めた規定であり、広域的実施体制についても同様の規定を設ける必要がある。 |
| 21 | 権利、物件及び土砂石れき 等の管理者及び関係行政 機関の意見の聴取 138に おいて準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 22 | 専門的学識及び経験を有 する者の意見の聴取 138 において準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |

個表番号: 2 - 51 法令名: 土地収用法(S26法219)

| | | | | | | 権限移譲後 | | | |
|------|---|-----------------------|--------|---------------|----|------------|------|--------|--|
| 条項 | 事務内容 | 事務 | の区分(: | 法定受託事務か自治事務か) | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| 23 | 権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業認定に係 る公聴会の開催 138にお いて準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 24 | 権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業認定申請 書の送付及び縦覧 138に おいて準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 25 | 利害関係人の意見書の送 付を受けること等 138に おいて準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 25の2 | 社会資本整備審議会等の 意見の聴取 138において 準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 26 ~ | 権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業の認定の 告示 138において準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | 事後報告 | 1 | 国土交通大臣は、土地収用法の規定により、広域的実施体制の行った事業の認定につき、適正な処理を確保するため、当該体制が行った事業認定につき把握する必要がある。 |
| 26の2 | 権利、物件及び土砂石れき 等を表示する図面の長期 縦覧 138において準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |

個表番号: 2 - 51 法令名: 土地収用法(S26法219)

| | | 権限移譲後 | | | | | | | |
|-------|---|-----------------------|--------|-------|----|------------|------|--------|-------|
| 条項 | 事務内容 | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | | 大臣の並行権限の行使 | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 |
| | 権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業の認定の 拒否 138において準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 32 | 権利、物件及び土砂石れき の収用等の手続の保留の 申立書の提出を受けること 及び欠陥の補正等 138に おいて準用 | 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 33 | 権利、物件及び土砂石れき の収用等の手続の保留の 告示 138において準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 125 | 権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業の認定を 申請する者から手数料納 付を受けること 138にお いて準用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |
| 131の2 | 権利、物件及び土砂石れき の収用等の事業の認定又 は収用委員会の裁決の手 続の省略 138において準 用 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | |

個表番号:

法令名: 東日本大震災復興特別区域法(H23法122)

| | | 権限移譲後 | | | | | | | | |
|----|--|---------------------|--------|--|----|------------|------|--------|-------|--|
| 条項 | 事務内容 | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | |
| 49 | 協議を受け、同意すること (復興整備計画への都市計 画法第59条第1項及び第2 項の認可に関する事項の 記載に係る同意) | | (1) | 県による都市計画事業は、「市町村が施行することが困難又は不適当合うの世特別な事情のある場合」の判断も含め、国が認可することに当後別が認可することに当役別ができるものであり、回りできるものであり、の認可は都道のとして有事情」とはできる。までは必要とされるできまでは必要とされの利害に必要とは「大の当時のとしては、がある業のとは、となってもののる業のである。までは必要とされる制害に必要とは、ののる業のとは、ののる業のであるものな益である。までは必要とは、国国が施保にがでおり、がある業のとは、自己のは、となっては、のののののののののののののののののののののののののののののののののののの | | | | | | |

個表番号: 3- 法令名: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18法91)

| | | 権限移譲後 | | | | | | | | |
|----|--|-----------------------|--------|---|----|------------|------|--------|-------|--|
| 条項 | 事務内容 | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | | 大臣の並行権限の行使 | | | 国の関与 | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | |
| 9 | 旅客施設の建設等に係る 届出の受理 | 自治 法定受託 | | 当該事務は、国の基本方針に基づき 国策として進めているバリアフリー促 進のための施策の一環であり、法定 受託事務のメルクマールのうち、「根 幹的部分を国が直接執行している事 務のうち、国が定める環境基準を補完 する事務」に類似するものであること から、国が定める基準を補完する事務 として、法定受託事務とすることが適 当である。 | | | | | | |
| 9 | 旅客施設に関し必要な措 置を取るべきことの命令 | 自治 法定受託 | (2) | 同上 | | | | | | |
| 25 | 移動等円滑化基本構想に 対する助言 | 自治 法定受託 | (2) | 同上 | | | | | | |
| 29 | 公共交通特定事業計画の 認定等 | 自治 法定受託 | (2) | 同上 | | | | | | |
| 38 | 公共交通特定事業の実施 要請に応じない旨の通知 の受理及び実施すべき旨 の勧告 | 自治 法定受託 | (2) | 同上 | | | | | | |
| 38 | 移動等円滑化のために必 要な措置を取るべき旨の命 令 | 自治 法定受託 | (2) | 同上 | | | | | | |
| 53 | 公共交通事業者等に対す る報告の徴収、立入検査 等 | 自治 法定受託 | (2) | 同上 | | | | | | |

個表番号: 3- 法令名: 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(H17法85)

| | | 権限移譲後 | | | | | | | | |
|----|---|-----------------------|---------------------|--|----|------------|-----------------------|--------|---|--|
| 条項 | 条項 事務内容 | | 事務の区分(法定受託事務か自治事務か) | | | 大臣の並行権限の行使 | | 国の関与 | | |
| | | 事務の区分 | メルクマール | 修正の理由 | 有無 | 修正の理由 | 国の関与 | メルクマール | 修正の理由 | |
| 4 | 総合効率化計画の認定等 (*) | 自治 法定受託 | (1) | 総合効率化計画が認定されることで本 来個別法に基づき国に対して行う手続 きが不要となる特例が受けられる点 で、計画の認定手続きは国が行う事 務を代替する性質を持つことから、法 定受託事務とすることが適当である。 | | | 事後報告 同意 | 6— | 本法には倉庫業法等に係る特例措置が設けられており、国の事前同意が無い場合、各業法において全国統一した運用が困難になり、各事業者の事業活動に支障が及ぶ可能性があるため。 | |
| 5 | 総合効率化計画の変更の 認定、取り消し(*) | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | 事後報告 同意 | 6— | 同上 | |
| 21 | 認定総合効率化事業者に 対する報告徴収(*) | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | | |
| 4 | 総合効率化計画の認定に係る港湾管理者との協議等(*) | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | | |
| 4 | 総合効率化計画の変更に 係る港湾管理者との協議 等 5 において準用(*) | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | | |
| 6 | 港湾管理者から港湾流通 拠点地区を指定したときに 通知を受けること等 | 自治 法定受託 | (1) | 同上 | | | | | | |

^(*)港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る

[用紙番号 国土交通省 1]

| 個表番号 | 1 - | 法律名 | 環境影響評価法(H14 法 22) |
|-------|-------------------|------|------------------------|
| | 39 | | 都市計画に定められる第二種事業について届出を |
| 夕 话 | 条 項 40 42 事務内容 | | 受けること |
| 示 以 | | 争伤内合 | 環境影響評価書等の送付を受けること等 |
| | | | 環境の保全について審査すること |

当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

環境影響評価法に基づく上記の事務・権限は、環境影響評価の結果を都市計画法第18条第 3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に反 映させるための手続きであり、同項の協議・同意権限と一体不可分の関係にあるため、同項 の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

都市計画法第18条第3項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的 実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 2]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進 |
|------|------|------|------------------------|
| | | | のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関 |
| | | | する法律(H22 法 41) |
| | 5 | | 低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可 |
| | <5 > | | 低潮線保全区域内の海底の掘削等の協議 6 は |
| 条 項 | | 事務内容 | おいて準用 |
| | 7 | | 監督処分 |
| | 14 | | 許可の条件を付すこと |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本事務は、排他的経済水域及び大陸棚の限界を画する基礎となる低潮線を保全するための 事務であり、我が国の経済的・主権的権利が及ぶ水域を保持するという国家的な目的をも った権限である。

このように、事務の性格上、国益の実現を図るため、国家的な責任を負うこととなる判断を行うものであることから、国の利害を判断できる立場に立てない主体がその判断を行うことはできないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

上記の不都合から、主権的権利が及ぶ水域の保持という国益の実現のための判断は国でなければできないため、事務の移譲の例外とする必要がある。

「用紙番号 国土交通省 31

| | <u> </u> | · | |
|-------|----------|-------|------------------------|
| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進 |
| | | | のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関 |
| | | | する法律 (H22法 41) |
| | 9 | | 水域の占用の許可等(特定離島港湾施設の存する |
| | | | 港湾) |
| | <9 > | | 水域の占用の協議(特定離島港湾施設の存する港 |
| | | | 湾) 9 において準用 |
| 条項 | 10 | 事務内容 | 捨て又は放置してはならないものの指定(特定離 |
| 示 以 | | 争伤内合 | 島港湾施設の存する港湾) |
| | 11 ~ | | 工事その他の行為の中止を命ずること等 |
| | 12 | | 報告徴収、立入検査 |
| | 13 ~ | | 負担金等及び延滞金を徴収すること等 |
| | 14 | | 許可の条件を付すこと |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本事務は、我が国の国家権益の確保を図るため、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のために国が行う諸活動に供する施設(特定離島港湾施設)の存する港湾の利用や保全を図る視点から必要な水域を特定離島港湾区域として指定し、行為規制等を実施しているものである。

また、特定離島港湾施設は、具体的には本土から遠隔の地にある離島(現在、沖ノ鳥島、南鳥島を指定)において、国の事務又は事業に供する施設として整備しているものである。したがって上述の事務については、その性格上、国家権益の確保を図るため、国家的な見地から判断を行う必要があることから、国家以外の者がその事務を行う場合は不都合が生じる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

上記の の理由のとおり、国家的な見地から行う必要のある事務であるため、移譲の例外とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省 4]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(H19法 66) |
|----------|------|-----|----------------------------------|
| | 4 | | 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出受理 |
| | 5 | | 住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認 |
| | 7 | | 住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理 |
| 条 項 | <7 > | 事務 | 住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理 |
| 示 | 9 | 内容 | 住宅建設瑕疵担保保証金の取り戻しの承認 |
| | <9 > | | 住宅販売瑕疵担保保証金の取り戻しの承認 |
| | 12 | | 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出受理 |
| | 13 | | 住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく上記の国土交通大臣の事務は、建設業法及び宅地建物取引業法に基づく許可又は免許及び監督処分権限を有する機関による当該規制対象事業者に関する事務であり、それらの法律に基づく規制・監督と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

建設業法及び宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、 広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 5]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法 |
|------|-----|-------|------------------------|
| | | | 律 (H19法 66) |
| 条 項 | 28 | 事務内容 | 報告徴収・立入検査(保険法人に対するもの) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

住宅瑕疵担保責任保険は、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行を確保することによって住 宅購入者等の保護を図ることを目的としており、また、供託による資力確保がなされるもの 以外のすべての住宅に付保されるものであるため、地域限定的に業務を行うものではない。

このような住宅瑕疵担保責任保険法人に係る業務の性質に鑑み、現行制度においては、国土交通大臣(本省)が、全国的見地から指定や業務規程・事業計画の認可、指定の取消し等を行い、報告聴取・立入検査についてのみ、本省の指揮監督の下で現場に近い地方整備局等で機動的に行うこととしているところである。

報告徴収・立入検査の権限は、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定・監督権限と一体不可分であり、また、広域的実施体制が報告徴収・立入検査権限を有するとすると、住宅瑕疵担保責任保険法人にとっては、監督を受ける行政庁が不明確となる等の懸念があり、指定・監督権者たる国土交通大臣において、一元的に権限行使すべきものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定・監督権限と一体不可分であり、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

「用紙番号 国土交通省 61

| | | - | |
|------|-----|-------|------------------------|
| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に |
| | | | 関する法律 (H16 法 31) |
| | 全条項 | | 埠頭(水域)保安管理者選任等の届出 |
| | | | 埠頭(水域)保安規程等の承認、軽微な変更の届 |
| | | | 出等 |
| | | | 港湾施設保安評価書の交付 |
| 条 項 | | 事務内容 | 埠頭(水域)保安管理者の解任命令 |
| | | | 埠頭(水域)保安規程等の変更命令、承認取消 |
| | | | 改善勧告、措置命令 |
| | | | 報告徴収 |
| | | | |
| | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

国際船舶・港湾保安法に規定される埠頭保安規程等に係る事務は、平成 14 年に改正されたSOLAS条約(海上人命安全条約)において締約国に対し船舶と港湾施設の保安の確保のための措置を講ずること等が求められていることを受け、当該条約に即した国内保安体制を確保するためのものである。

国際船舶・港湾保安法に規定される埠頭保安規程の承認等は、法目的である国民の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的としたテロ・保安対策の一環であり、国家の安全保障に直結し、国家の統治の基本をなすものであること、また、条約に基づき全国で統一的な水準を確保しつつ保安対策を講じなければ、保安体制の脆弱性を排除することができず、国全体として保安の確保に至らないことを踏まえ、国際的な連携・調整のもと、条約に即した保安体制を国として責任を持って確保する必要がある。

したがって、当該事務について地方に移譲することは不適当である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

上記の の理由のとおり、国家の安全保障に直結する事務であり、国際的な連携・調整の もと、条約に即した国内保安体制を国として責任を持って確保するため、移譲の例外とす る必要がある。

[用紙番号 国土交通省 7]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 景観法 (H16 法 110) |
|-------|-----|--------------|------------------------|
| | 65 | | 市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 |
| | | | 国交大臣への通知受理等 |
| | 72 | | 市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 |
| 条 項 | | 車 致由宓 | 国交大臣への通知受理等(景観地区工作物制限条 |
| 示 以 | | 事務内容 | 例) |
| | 76 | | 市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 |
| | | | 国交大臣への通知受理等(地区計画等形態意匠条 |
| | | | 例) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

景観法に基づく上記の事務・権限は、建設業法、建築士法及び宅地建物取引業法に基づく 業務停止等の監督処分権限を有する機関に対して情報提供を行うための手続きであり、それ らの法律に基づく監督処分権限と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土 交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

建設業法、建築士法、宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 8]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 景観法 (H16 法 110) |
|------|-----|-------|-----------------|
| 条 項 | 78 | 事務内容 | 勧告、助言又は援助(市町村長) |

当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

景観法に基づく上記の事務は、景観地区を含む都市計画行政の適切な実施を図るため、景観法及び我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管する国土交通大臣が、景観法の第3章(景観地区)の規定の適用に関して必要なものとして行うものである。

したがって、景観法を所管しないためその解釈・是正権を持たず、また我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管しないためその企画立案権を持たない広域的実施体制に対して、上記事務を移譲することは不都合である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

景観法及び我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管する立場には立ちえない広域的実施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 9]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 特定都市河川浸水被害対策法(H15 |
|------|---|-------|--|
| | | | 法 77) |
| 条項 | 【国土交通大臣の権限】 32 【河川管理者としての権限】 4 ~ 5 6 25 | 事務内容 | 都市洪水想定区域の指定等 流域水害対策計画の策定等 流域水害対策計画の実施等 雨水貯留浸透施設の整備等 保全調整池における行為の届出に係 る通知を受けること |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

特定都市河川における流域水害対策計画の策定・実施、雨水貯留浸透施設の整備、都市洪水想定区域の指定等に関する事務については、「用紙番号 国土交通省 - 46」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(及び についても同じ)。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 10]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 特定都市河川浸水被害対策法(H15法77) |
|------|------------------|------|-----------------------|
| 条項 | 【国土交通大臣の権限】 4 | 事務内容 | 流域水害対策計画の策定の同意 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

特定都市河川における流域水害対策計画の策定の同意に関する事務については、「用紙番号 国土交通省 - 48」で記載する指定区間内の一級河川の管理を行おうとするときの認可及び「用紙番号 国土交通省 - 49」で記載する都道府県知事が管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事を行おうとする場合に係る協議・同意に関する事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(についても同じ)。

| 広域的実施体制へ | の移譲を前提とし | 、て考える不都 | 合を解決する | るための対応策 |
|----------|----------|---------|----------------------------|---------------|
| | | ノしったるかい | $P = C H + I \wedge P = C$ | シルしひノひノみゴルいかん |

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 11]

| 個表番号 2- | | 法律名 | 特定都市河川浸水被害対策法(H15 |
|---------|-------------------|------|-------------------|
| | | | 法 77) |
| 条 項 | 【国土交通大臣の権限】 34 | 事務内容 | 測量又は調査のための土地の立入等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、国土交通大臣が一級河川において特定都市河川流域の指定をするにあたって、具体的範囲を確定するために必要な地形等のデータを把握するため、国土交通大臣が立入調査を行うことができることを定めたものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該流域の指定に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

| 広域的実施体制へ | の移譲を前提とし | ア老える不都: | 今を解決する | ための対応策 |
|----------|----------|---------|--|--------------|
| | | ノしったるこれ | $\neg \cup \exists \vdash \land \land \neg \lor \land$ | ノしひノひノみコルいりん |

移譲の例外とすべきと考える理由

上記 のとおり。

[用紙番号 国土交通省 12]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 都市再生特別措置法(H14 法 22) |
|------|-----|------|------------------------|
| 条 項 | 51 | 事務内容 | 都市計画の決定等に係る協議及び同意(市町村) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都市再生特別措置法に基づく上記の事務・権限は、都市計画法第 18 条第 3 項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する協議・同意と同一の性格のものであり、それと同一整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

都市計画法第 18 条第 3 項に基づく協議・同意と同一の整理として、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 13]

| 個表番号 | 2- | 法 律 名 | 都市再生特別措置法(H14法22) |
|------|----|-------|-------------------|
| 条 項 | 58 | 事務内容 | 国道の新設等に係る認可(市町村) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による認可は 当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認め られているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政におけ る国道の新設等に関する制度(法令、計画、予算等)の企画・立案等に係る権限を有しな い広域的実施体制には当該認可を行う適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

上記 のとおり。

[用紙番号 国土交通省 14]

| 1 | 固表番号 | 2 - | 法 律 名 | マンションの建替えの円滑化等に関する法律(H14 |
|----|------|-----|-------|---------------------------|
| | | | | 法 78) |
| 47 | 孫 項 | 101 | 事務内容 | 施行者に対する技術的援助 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

国土交通大臣がマンション建替事業の施行者及び施行者になろうとする者に対して行う技術的援助は、国土交通大臣が有するマンションの建替えの円滑化等に関する法律に係る企画・立案等に係る権限を裏付けとして、マンション建替事業の趣旨を踏まえて全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、都道府県知事及び市町村長が行う技術的援助とはその性質を異にするものである。

よって、国土交通大臣の事務を、一定区域における事務を担う組織であって、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

マンションの建替えの円滑化等に関する法律に係る企画・立案等に係る権限を有する者ではない広域的実施体制に移譲する理由はなく、移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 15]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律(H13法 26) |
|----------|-----|------|----------------------------|
| 条項 | 51 | 事務内容 | 公営住宅の事業主体が、条件を具備しない高齢者 |
| 示 | | | に公営住宅を使用させることの承認 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条において、補助財産の処分については各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定は、特に国庫補助財産である公営住宅の処分(条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させること)について承認を行い、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国(国土交通大臣)が行う必要がある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的実施体制への移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 16]

| 個表番号 | 2- | 法 律 名 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (H12 法 49) | | |
|------|----|-------|----------------------------------|--|--|
| | 45 | | マンション管理業登録申請書の受理 | | |
| | 46 | | マンション管理業者登録簿への登録等 | | |
| | 47 | | マンション管理業者登録簿への登録拒否 | | |
| | 48 | | マンション管理業者登録簿への登録事項の変更の届出受理等 | | |
| | 49 | | マンション管理業者登録簿等を閲覧に供すること | | |
| | 50 | | 廃業等の届出受理(マンション管理業者) | | |
| | 51 | | 登録の消除(マンション管理業者) | | |
| | 81 | | 必要な指示(マンション管理業者) | | |
| | 82 | | 業務停止命令(マンション管理業者) | | |
| | 83 | | 登録の取消し(マンション管理業者) | | |
| 条 項 | 84 | 事務内容 | 監督処分の公告(マンション管理業者) | | |
| | 85 | | 報告徴収(マンション管理業を営む者) | | |
| | 86 | | 立入検査(マンション管理業を営む者) | | |
| | 59 | | 管理業務主任者の登録 | | |
| | 60 | | 管理業務主任者証の交付申請の受理等 | | |
| | 61 | | 管理業務主任者証の有効期間の更新 | | |
| | 62 | | 管理業務主任者の登録事項の変更の届出受理 | | |
| | 64 | | 指示及び事務の禁止(管理業務主任者) | | |
| | 65 | | 登録の取消し(管理業務主任者) | | |
| | 66 | | 登録の消除 (管理業務主任者) | | |
| | 67 | | 報告徴収 (管理業務主任者) | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

マンション管理業者は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で事業活動を行うことが可能なことから、業の健全な発展と消費者保護を図ることを目的とした業に対する登録等の規制、監督については、全国を対象として実施する必要がある。このため、全国を対象として規制、監督を行うことが、その権能及び執行体制から可能な主体である国土交通大臣が規制・監督を実施することとされている。

その上で、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から、便宜的に本店所在地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・監督の対象は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。

広域的実施体制は、区域が限定されており、全国に及ぶマンション管理業者の事業活動を 規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わっ て実施する主体になることはできない。

また、マンション管理業者の事務所ごとに置かれることとされている管理業務主任者の登録、監督等に係る権限についても、マンション管理業者に対する事務・権限と同様の整理とする。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、マンション管理業者に対する国土交通大臣登録等の規制・監督は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的実施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 17]

| 四士巫口 | | · :+ / - /- /- | たウェロ転換リュルサダに関ナス法律(1144 注 64) |
|------|----------|------------------------------|--------------------------------------|
| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律(H11法 81) |
| | 9 | | 住宅性能評価機関の登録 |
| | 10 | | 住宅性能評価機関の登録の公示等 |
| | <9 > | | 住宅性能評価機関の登録更新 11 において準用 |
| | 12 | 事務内容 | 登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出受理 |
| | 16 | | 評価業務規程の作成等の届出受理 |
| 条項 | 16 | | 不適当な評価業務規程に係る変更命令 |
| 亦 均 | 宏 坦 20 | | 登録住宅性能評価機関に対する適合命令 |
| | 21 | | 登録住宅性能評価機関に対する改善命令 |
| | 22 23 | | 登録住宅性能評価機関に対する報告徴収等 |
| | | 登録住宅性能評価機関の業務の休廃止に係る届出 | |
| | | | 受理等 |
| | 24 ~ | | 登録住宅性能評価機関の登録取消等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

住宅性能評価制度は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、国土交通大臣及び内閣総理大臣(消費者庁)が定める日本住宅性能表示基準及び国土交通大臣が定める評価方法基準に基づき、住宅の性能に関して全国統一的な評価・表示を行うことで、住宅を建築・購入する消費者の保護を図っているところ。

現行法上、地方公共団体は本事務を行うための権限及び知見を有していないとともに、上記の住宅性能評価制度の趣旨を踏まえれば、本制度は、そもそも国で一元的に企画・立案されるものであり、当該制度の一部分である登録住宅性能評価機関の監督に係る事務を、一定区域における事務を担う組織である広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、本業務に必要な住宅性能評価に関する権限及び知見を有する国が行っており、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 18]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関す |
|------|--------|-------|------------------------|
| | | | る法律(H9 法 49) |
| | 30 の 2 | | 独立行政法人都市再生機構に対する従前居住者用 |
| | | | 賃貸住宅の建設等の業務の認可等 |
| 条 項 | 268 | 事務内容 | 独立行政法人都市再生機構に対する報告若しくは |
| | 272 | | 資料の提出の要求、勧告、助言若しくは援助又は |
| | | | 是正の要求 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

独立行政法人都市再生機構は、行おうとする業務について、当該業務による経営上の問題の有無、特殊法人等整理合理化計画との整合性の観点から、あらかじめ当該業務に関する計画を作成し、独立行政法人都市再生機構を所管している行政機関の長である国土交通大臣の認可を受けなければならないこととしている。このため、独立行政法人都市再生機構が従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務を行おうとするときの認可等は、独立行政法人都市再生機構を所管する立場である国でなければ行うことができない事務である。

また、独立行政法人都市再生機構に対する報告若しくは資料の提出の要求、勧告、助言若しくは援助又は是正の要求は、独立行政法人都市再生機構を所管する立場であり、防災街区整備事業施行の認可を行う国でなければ、適切に行うことができない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

独立行政法人都市再生機構の業務による経営上の問題の有無、特殊法人等整理合理化計画 との整合性、防災街区整備事業の適切な執行の担保については、独立行政法人都市再生機構 を所管している国でしか判断することができないため、国が行うものとする。

[用紙番号 国土交通省 19]

| 個和 | 長番号 | 2 - | 法 律 名 | 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(H7法 |
|----|-----|------|------------|------------------------|
| | | | | 39) |
| 夕 | T古 | 下記参照 | 車 致 | 指定区間内国道における電線共同溝の建設、道路 |
| 条 | 項 | | 事務内容 | 占用許可等の制限等の道路管理関係事務 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

指定区間内国道における電線共同溝の建設、道路占用許可等の制限等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省 - 道路 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(及び についても同じ)。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

<事務内容及び条項>

- ・電線共同溝を整備すべき道路の指定等(3 ~)
- ・電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請等(4~、10)
- ・電線共同溝の建設等(5 ~)
- ・電線共同溝の占用予定者の地位承継の届出の受理(6)
- ・電線共同溝の増設等(8)
- ・電線共同溝の増設等 8 において準用(<4 ~ 、5 ~ 、6 >)
- ・道路占用許可等の制限(9)
- ・占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可(11)
- ・電線共同溝の占用に係る変更の許可(12)
- ・電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理(14)
- ・電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認(15)
- ・電線共同溝の占用者に対する工事の中止命令等(16)
- ・公益上やむを得ないときの措置命令等(17)
- ・措置命令等に係る損失補償(17)
- ・措置命令等に係る損失補償 17 において準用(<道路法69 >)
- ・電線共同溝管理規程の制定(18)
- ・原状回復に係る必要な指示(20)
- ・国の行う電線共同溝の占用の許可等の特例 (21)
- ・負担金等の強制徴収等 25 において準用(<道路法 73 ~ >)
- ・電線共同溝の占用許可の取消等(26)

[用紙番号 国土交通省 20]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 水道原水水質保全事業の実施の促進 |
|------|---------------|---------------------|-------------------|
| | | | に関する法律(H6法8) |
| | 【国土交通大臣の権限】 | | |
| | 14 | | 計画水道事業者に対し費用を負担さ |
| | | | せること |
| | 16 ~ | | 負担金を督促し、及び強制的に徴収す |
| | | | ること |
| | 【河川管理者としての権限】 | | |
| 条 項 | 4 | 事務内容 | 水道原水水質保全事業の実施促進を |
| 亦 炽 | | 7 171/11 | 要請した旨の通知の受理 |
| | 5 | | 都道府県計画の作成に関し協議を受 |
| | | | けること等 |
| | 7 ~ | | 河川管理者事業計画の作成、実施等 |
| | 9 | | 協議会の設置等 |
| | 10 | | 水道原水水質記録の提出を受けるこ |
| | | | と等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都道府県計画の作成に関する協議、河川管理者事業計画の作成等の事務については、「用紙番号 国土交通省 - 46」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(及び についても同じ)。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 21]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する | | | | |
|------|---------|-------|------------------------|--|--|--|--|
| | | | 緊急措置法 (\$63 法 47) | | | | |
| | 3 、4 | | 宅地開発事業計画の認定 | | | | |
| | 5 | | 宅地開発事業計画の認定に係る意見聴取 | | | | |
| | 6 | | 宅地開発事業計画の認定の通知 | | | | |
| | 7 | | 宅地開発事業計画の変更認定 | | | | |
| | 3 , 4 , | | 宅地開発事業計画の変更設定に係る意見聴取等 | | | | |
| | 5 6 | | 7 において準用 | | | | |
| | 8 | | 届出の受理(宅地造成の開始) | | | | |
| 条 項 | 9 | 事務内容 | 宅地造成工事の完了の確認 | | | | |
| | 11 | | 届出の受理(造成宅地の処分) | | | | |
| | 12 | | 報告徴求等(宅地開発事業の実施状況) | | | | |
| | 13 | | 認定事業者の地位の承継の承認 | | | | |
| | 14 | | 改善命令(認定事業者) | | | | |
| | 15 | | 認定の取消し(宅地開発事業計画) | | | | |
| | 6 | | 宅地開発事業計画の認定取消しの通知 | | | | |
| | | | 15 において準用 | | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

宅地開発事業計画の認定は「良質な住宅地の円滑な供給を図り、もつて大都市地域における住民の生活の安定と当該地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする」という本法の目的に照らし判断する必要がある。具体的には、法第四条第一項の認定の基準に適合すると認めるときに認定をするものとされており、対象となる事業が「大都市地域において、一の都府県の区域を超える広範な地域に及ぶ住宅需要に応じ緊急に実施すべき事業として適切なものであること」などを判断した上で認定を行うこととなる。

このような認定を行うには、その認定権者が本法の「大都市地域」における事業に関して 適切に判断を行い得る権限を有している必要があるところ、広域的実施体制の区域が「大都 市地域」を包摂するものとなっていない場合には、本法の認定を行う主体としての適正を欠 くこととなる。

また、本法による認定の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的実施体制による認定の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- ・本法第二条第一項に規定する「大都市地域」の区域を包摂する区域を有する広域的実施体制の存在が担保されること。
- ・税制上の特例措置について、広域的実施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。(必要であれば国の関与等の措置を講ずることを含む。)

(これらの整理がなされない場合には、移譲の例外とすべき)

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 22]

| ' | _ | - | |
|----------|---------|-------|---------------------------|
| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 民間都市開発の推進に関する特別措置法 (S62 法 |
| | | | 62) |
| | 14 の 3 | | 事業用地適正化計画の認定 |
| | 14 の 5 | | 事業用地適正化計画の変更の認定 |
| | 14 の 6 | | 認定事業者からの報告徴収 |
| 条項 | 14 の 7 | 事務内容 | 一般承継人等が認定事業者の地位を承継すること |
| 木 块 | | 争协的合 | の承認 |
| | 14 の 10 | | 認定事業者に対する改善命令 |
| | 14 の 11 | | 計画の認定の取消し |
| | 14 の 12 | | 認定事業者に対する勧告 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく事業用地適正化計画の認定により、租税特別措置法による国税の軽減特例が適用されるが、上記認定等を広域的実施体制に移譲して国以外の主体が認定等を実施することとなる場合にも国税の軽減特例が適用されることについて、国税当局との調整が必要である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

事業用地適正化計画の認定等を国以外の主体である広域的実施体制が実施する場合にも、現行制度と同様に国税の軽減特例が適用されることとなるか、国税当局との間で整理される必要がある。

移譲の例外とすべきと考える理由

国税当局との調整の結果、仮に、広域的実施体制に移譲した場合には国税の軽減特例が適用されなくなると整理されれば、移譲の例外とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省 23]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 浄化槽法 (\$58 法 43) |
|------|--------|-------|------------------------|
| | 13条 、 | | 浄化槽の型式の認定 |
| | 14 条 、 | | |
| | 15 条 | | |
| | 14 条 | | 浄化槽の型式の認定の変更 |
| 条 項 | 16 条 | 事務内容 | 浄化槽の型式の認定の更新 |
| | 18 条 ~ | | 浄化槽の型式の認定の取消し |
| | 19 条 | | 浄化槽の型式の認定等をしたときの環境大臣への |
| | | | 通知等 |
| | 53 条 | | 報告徴収等(浄化槽製造業者) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

浄化槽法第 13 条第 1 項に基づく浄化槽の型式認定は、広域的な公衆衛生や河川等の公共 用水域の環境を保護する観点から、工場で生産する場合に取得を義務付けるものであり、認 定の取得により全国で製造・使用することが可能となるものである。

このため、当該認定に関する事務は広域的な公衆衛生や水域環境の保護に責任を負い、また全国を責任ある主体として管轄し広域的な監督権限の行使が可能な国が行うべきものであり、全国のうち一部の地域のみを管轄する広域的実施体制において認定を行うことは適切ではない。

従って、認定等の事務について、広域的実施体制の事務とすることはできない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

本事務は、広域的な公衆衛生や河川等の公共用水域の環境を保護する観点から、工場で生産する場合に取得を義務付けるものであり、認定の取得により全国で製造・使用することを可能となるものであることから、引き続き国土交通大臣が実施すべきものである。

[用紙番号 国土交通省 24]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 浄化槽法 (\$58 法 43) |
|------|-----|------|-----------------------|
| 夕 15 | 42 | 声及山穴 | 浄化槽設備士免状の交付(交付の決定を除く) |
| 条項 | 42 | 事務内容 | 浄化槽設備士免状の返納の命令 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

浄化槽設備士は、浄化槽法に基づき、浄化槽工事の施工の監督を全国において行うことができる国家資格であり、浄化槽工事業者は営業所毎に浄化槽設備士を置かなければならないとされている。このような浄化槽設備士の業務に求められる技術的水準等を制度的に担保するために、一定の要件を満たす者に対して国が浄化槽設備士免状の交付及び免状の返納の命令を行うことができる。

仮に、浄化槽設備士の免状の交付及び返納の命令を広域的実施体制に移譲した場合には、 浄化槽設備士の資格は全国で通用するものであるにもかかわらず、浄化槽設備士の住所地に よって免状の交付及び返納の命令の主体が異なることとなってしまい、その権限の行使の状 況にばらつきが生じ得ることとなり、当該資格制度の設けられている趣旨・目的に鑑み著し く不合理な状態となる。このため、全国統一的に権限を行使することのできる国が当該事 務・権限を行使すべきである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

のとおり、浄化槽設備士の住所地によって免状の交付及び返納の命令の主体が異なるものとなって、その事務・権限の行使の状況にばらつきが生じることのないよう、全国統一的に当該事務・権限が行使されることが必要であることから、広域的実施体制への移譲は適切でない。

[用紙番号 国土交通省 25]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 幹線道路の沿道の整備に関する法律(S55法 34) |
|------|--------|-------|---------------------------|
| | 5 | | 都道府県知事から沿道整備道路として指定するた |
| 条 項 | | 事務内容 | めの協議を受け、同意すること |
| | 13 の 6 | | 情報提供又は指導及び助言(沿道整備推進機構) |

当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

沿道整備道路制度の適用は、バイパス整備、交通規制等によって道路交通騒音への対応が可能であれば必要なものではなく、沿道整備道路の指定は土地利用規制を伴うものであるため、道路構造面での整備等によっても道路交通騒音障害の発生が避けられない場合に行うべきものである。また、沿道整備道路の指定に伴い適用される、沿道の区域内における防音構造化に対する道路管理者の助成及び当該道路管理者に対する国の財政措置等の規定は、道路の管理等に関する一般法たる道路法にはない特別の措置として定められているものである。

したがって、沿道整備道路の指定に係る同意並びに沿道整備推進機構に対する情報提供又は指導及び助言は、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体に関する制度(法令、計画、予算等)の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、上記のような沿道整備道路制度の趣旨を踏まえて全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、一定区域における事務を担う組織であって、そのような制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

上記 のとおり。

[用紙番号 国土交通省 26]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 幹線道路の沿道の整備に関する法律(S 55 法 34) |
|------|--------|-------|------------------------------|
| | 5 | | 都道府県知事から協議を受けること(沿道整備道路と |
| | | | しての指定) |
| | 5 | | 都道府県知事に対し要請をすること(沿道整備道路と |
| | | | しての指定) |
| | 7 | | 必要な措置を講ずること(道路交通騒音の減少等のた |
| | | | めの措置) |
| 条 項 | 7の2 | 事務内容 | 道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等(沿 |
| | | | 道整備道路) |
| | 8 | | 沿道整備協議会を組織すること |
| | 12 | | 緩衝建築物を建築する者の費用の一部負担等 |
| | 13 | | 必要な助成等の措置等(防音上有効な構造とするため |
| | | | に行う工事) |
| | 13 の 6 | | 必要な協力を行うこと(沿道整備推進機構) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

指定区間内国道における道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等の道路管理 関係事務については、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道 路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(及び につ いても同じ)。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 27]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進 |
|------|---------|-------|------------------------|
| | | | に関する特別措置法(S50 法 67) |
| | 95 | | 独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 |
| 条 項 | <土地区画整理 | 事務内容 | 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求 |
| | 法 126 > | | 96 において準用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

独立行政法人都市再生機構の住宅街区整備事業の施行の認可権限は、地方整備局長に委任されていない。独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言、是正の要求等は、事業の認可と一体不可分の関係であり、住宅街区整備事業の認可を行う国でなければ、適切に行うことができない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

独立行政法人都市再生機構が行う住宅街区整備事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。

[用紙番号 国土交通省 28]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進 | |
|------|---------|--------------|------------------------|--|
| | | | に関する特別措置法(S50 法 67) | |
| 条項 | <土地区画整理 | 車 双山穴 | 都道府県、市町村に対する是正の要求 | |
| 条項 | 法 126 > | 事務内容 | 96 において準用 | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく上記の事務・権限は、住宅街区整備事業の適正な施行を確保するため、同法に違反する都道府県、市町村の処分又は工事に対して、同法の解釈権を持つ国土交通大臣が、同法の施行に関して必要なものとして行うものである。

したがって、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法を所管 し、その解釈権を有する国でなければ、適切に行うことができない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法を所管しない広域 的実施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とす べきである。

[用紙番号 国土交通省 29]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 公有地の拡大の推進に関する法律(S47法 66) |
|------|-----|------|--------------------------|
| 条 項 | 19 | 事務内容 | 報告徴収、立入検査(土地開発公社) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本法は共管法律であるため総務省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない(このため、又はについて、記載することが困難である。)

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 30]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 新都市基盤整備法(S47 法 86) |
|------|-----|------|--------------------|
| 条 項 | 63 | 事務内容 | 経済産業大臣への意見聴取 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

新都市基盤法に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

都市計画法第 18 条第 3 項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 31]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 地方道路公社法(S45法82) |
|------|------|-------|-----------------|
| 条 項 | 下記参照 | 事務内容 | 地方道路公社の設立認可等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

道路公社は、設立団体である地方公共団体の区域及びその周辺の地域において、道路無料公開原則(道路法の原則)の例外である有料道路事業等を行うことができるものであり、都道府県及び政令指定都市が設立した道路公社による有料道路事業の道路交通上の影響は地域ブロックを超える広域的なものとなり得ることから、全国的視野に立って設立の妥当性等を判断する必要があるところ、一定区域における事務を担う組織であって、道路行政における有料道路を含む道路網全体の新設・改築・管理に係る制度(法令、計画、予算等)の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制には、当該設立に係る認可等を行う適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

- <事務内容及び条項>
- ・定款変更認可(5)
- ・道路公社設立認可(9)
- ・国交大臣から総務大臣への協議(道路公社設立認可時)(9)
- ・監査結果の意見提出を受けること(12)
- ・業務方法書変更認可(22)
- ・道路公社余裕金を運用できる有価証券の指定等(31)
- ・道路公社解散認可(34)
- ・都道府県知事から国交大臣への事前協議(34)
- ・清算中に就職した清算人からの届出を受けること(35の4)
- ・裁判所に意見を述べること等(道路公社の解散等)(36の2)
- ・清算完了の届出を受けること(36 の 3)
- ・報告徴収、立入検査(38)
- ・監督命令(39)
- ・設立団体が二以上である道路公社の行うことができる業務の認可(41)

[用紙番号 国土交通省 32]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 地方道路公社法(S45 法 82) |
|------|--------|------|-----------------------|
| 条項 | 5 = 20 | 車殺山宓 | 道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意 |
| 条項 | 9 | 事務内容 | 定款を作成する場合の基本計画についての同意 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

指定区間内国道における道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意等の道路管理 関係事務については、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国 道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(及び についても同じ)。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 33]

| 個表番 | 号 | 2 - | 法律名 | 都市再開発法(S44 法 38) |
|-----|-----|------|-----------------------|------------------------|
| 条項 | 돠 | 124 | 声双力穴 | 独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 |
| | 126 | 事務内容 | 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求 | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

独立行政法人都市再生機構の市街地再開発事業の施行の認可権限は、地方整備局長に委任されていない。独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言、是正の要求等は、事業の認可と一体不可分の関係であり、市街地再開発事業の認可を行う国でなければ、適切に行うことができない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

独立行政法人都市再生機構が行う市街地再開発事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。

[用紙番号 国土交通省 34]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 都市計画法 (\$43 法 100) |
|------|-----|------|---------------------------------|
| 条項 | 5 | 事務内容 | 協議を受け、同意すること (都道府県の都市計画区域指定) |

当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都市計画区域の指定は、都市計画法を適用して都市計画決定、都市計画制限、都市計画事業の実施等を行う区域を定める制度の根幹をなすものである。都市計画区域は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域を決定する制度であることから、国の同意・協議により国土の利用に関する国の政策との整合を判断しており、広域的実施体制では国の政策との整合を判断することができないため、移譲は不都合である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

国の政策との整合を判断することができない広域的実施体制が実施することは制度上できないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 35]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 都市計画法(S43 法 100) |
|-------|----------|------|------------------|
| 条項 | 6 = 3.00 | 車殺山宓 | 必要な報告を求めること |
| 示 坦 | | 事務内容 | (都道府県の基礎調査の結果) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都市計画法に基づく上記事務は、都道府県が行う都市計画区域についての人口規模、土地利用等の現況及び見通しについての調査の結果を把握することで、都市計画の策定とその実施の適切な遂行を確保することを目的として、都市計画の決定若しくは変更又はそのための指示等をし得る立場の国土交通大臣が必要な報告を求めるものである。

上記の立場に立ち得ない広域的実施体制が報告を求めることは制度の目的から不必要であり、移譲は不都合である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

都市計画の決定若しくは変更又はそのための指示等をし得る立場の者が都市の現状、見通しを把握するための仕組みであるため、そのような立場に立ち得ない広域的実施体制が報告を求める必要がないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 36]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 都市計画法(S43 法 100) |
|------|--------|------|------------------|
| | 18 | | 協議を受け、同意すること |
| | | | (都道府県の都市計画の決定) |
| | 87 の 2 | | 協議を受け、同意すること |
| 条 項 | | 事務内容 | (指定都市の都市計画の決定) |
| | 87 O 2 | | 協議を受け、同意すること |
| | | | (指定都市の都市計画の変更) |
| | | | 21 において準用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都市計画法に基づく上記の事務・権限は、高速自動車国道、一級河川など「国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画」(同法第18条第3項)を対象として、「国の利害との調整を図る観点から」(同条第4項)都道府県と協議し、同意するものであり、制度上、国の利害を主体的に判断できる立場にある機関が行う必要があるため、国の立場に立ち得ない広域的実施体制は実施できず、移譲は不都合である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない広域的実施体制が実施することは制度上できないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 37]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 都市計画法(S43 法 100) |
|------|-----|------|---------------------|
| 条 項 | 20 | 声致山穴 | 図書の写しの送付を受けること |
| 条項 | | 事務内容 | (都道府県又は市町村の都市計画の決定) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都市計画法に基づく上記事務は、都市計画に関する情報を共有して相互の都市計画の一体性を確保することを目的として、都市計画決定権者になり得る市町村、都道府県及び国土交通大臣に対して関係図書を送付するものである。

国土交通大臣が定める都市計画の決定に関する権限は、地方整備局長に委任されていないため、都市計画決定権者ではない広域的実施体制に対して図書を送付することは制度の目的から不必要であり、移譲は不都合である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

都市計画決定権者相互の情報共有の仕組みであるため、都市計画決定権者ではない広域的 実施体制に図書を送付する必要がないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきで ある。

[用紙番号 国土交通省 38]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 都市計画法 (S43 法 100) |
|------|--------|------|------------------------|
| | 23 ~ 、 | | 農林水産大臣への協議、経済産業大臣及び環境大 |
| | | | 臣への意見聴取等 |
| 条 項 | | 事務内容 | (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区 |
| | | | 域区分に関する都市計画等の決定若しくは変更に |
| | | | 同意しようとするとき) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都市計画法に基づく上記の事務・権限は、同法第18条第3項に規定する「国の利害に重大 な関係がある都市計画」のうち都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関す る国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあ るため、同項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理いとなる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 39]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 都市計画法(S43 法 100) |
|------|-----|-------|------------------------|
| | 24 | | 必要な措置をとるべきことを指示すること等 |
| 条 項 | | 事務内容 | (都道府県又は都道府県知事を通じて市町村に対 |
| | | | U) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都市計画法に基づく上記の事務・権限は、「国の利害に重大な関係がある事項に関し」(同法第24条第1項)、必要な措置をとるべきことを指示する事務であることから、制度上、国の利害を主体的に判断できる立場にある機関が行う必要があるため、国の立場に立ち得ない広域的実施体制は実施できず、移譲は不都合である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない広域的実施体制が実施することは制度上できないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 40]

| 個表番号 | 2 - | _ _ 法 律 名 | 都市計画法(S43 法 100) |
|------|---------|-------------------------|------------------------|
| 山水田つ | | /A IT II | |
| | 59 , 60 | | 都市計画事業を施行することの認可等 |
| | 、60の2、 | | (国が施行する都市計画事業を除く) |
| | 61 | | |
| | 62 | | 都市計画事業の認可等の告示等 |
| | | | (国が施行する都市計画事業を除く) |
| | 63 | | 事業計画の変更認可 |
| | | | (国が施行する都市計画事業を除く) |
| | 72 | | 土地等の収用又は使用に係る告示 |
| | | | (国が施行する都市計画事業を除く) |
| 6 -T | 80 | == 25 | 国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助 |
| 条項 | | 事務内容 | 言等をすること |
| | 81 | | 許可の取り消し、変更等の命令等 |
| | | | (国が施行する都市計画事業を除く) |
| | 82 | | 立入検査 |
| | (都道府県又 | | (国が施行する都市計画事業を除く) |
| | は市町村が第 | | |
| | 一号法定受託 | | |
| | 事務として施 | | |
| | 行する事業に | | |
| | 係る事務) | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都市計画法に基づく上記の事務・権限は、市町村又は都道府県が第一号法定受託事務として施行する都市計画事業の認可及びそれに付随する事務であるが、第一号法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある事務であることから、当該都市計画事業については、国が直接その適正さを確保するために関与する必要があるため、国の立場に立ち得ない広域的実施体制は実施できず、移譲は不都合である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

国の立場に立ち得ない広域的実施体制が実施することは制度上できないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 41]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (S42 法 |
|------|-----|------|--------------------------|
| | | | 103) |
| | 6 | 事務内容 | 環境大臣からの意見聴取(近郊緑地特別保全地区 |
| | 6 | | に関する都市計画の決定等に同意しようとする場 |
| 条項 | | | 合) |
| 条項 | | | 経済産業大臣からの意見聴取(鉱区について近郊 |
| | | | 緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同 |
| | | | 意しようとする場合) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に 基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して 行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土 交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 42]

| [/ 元沁(田 - | [/ | | | | | |
|---|--|---------|------------------------|--|--|--|
| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(S | | | |
| | | | 41 法 45) | | | |
| 条 項 | 5 | 事務内容 | 特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等 | | | |
| 「当ては | はめ案」では不都は | 今が生じると | 考える理由 | | | |
| 指定区 | 区間内国道における | る特定交通安: | 全施設等整備事業実施計画の作成等については、 | | | |
| 「用紙 | 「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一 | | | | | |
| 体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(及び についても同じ)。 | | | | | | |
| 広域的第 | 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策 | | | | | |
| | | | | | | |
| 移譲の例 | 移譲の例外とすべきと考える理由 | | | | | |
| | | | | | | |

[用紙番号 国土交通省 43]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 首都圈近郊緑地保全法(S41法 101) |
|------|-----|-------|------------------------|
| | 5 | | 環境大臣及び経済産業大臣からの意見聴取(近郊 |
| 条 項 | | 事務内容 | 緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同 |
| | | | 意しようとする場合) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

首都圏近郊緑地保全法に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 44]

| 個表番号 | 2 - | 法 律 名 | 流通業務市街地の整備に関する法律(S41法 110) |
|------|-----|-------|----------------------------|
| | 46 | | 農林水産大臣及び経済産業大臣への意見聴取 |
| 条 項 | | 事務内容 | (流通業務地区等に関する都市計画の決定等に同 |
| | | | 意しようとするとき) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

流通業務市街地の整備に関する法律に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 45]

| 個表番号 | 2 - 婬 | 法律名 | 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及 |
|-------|-----------|------|-------------------------|
| | | | び開発に関する法律(S39 法 145) |
| | 5の2 | | 経済産業大臣への意見聴取 |
| 条項 | <5 Ø 2 > | 車殺山宓 | (工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定 |
| 示 坦 | 項目第一個事務内容 | | 区域又は工業団地造成事業に関する都市計画の決 |
| | | | 定等に同意しようとするとき) 6 において準用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 46]

| 個表番号 2 - 婭 | | 法律名 | 河川法(S39 法 167) | |
|------------|------|------|----------------|------|
| 条項 | 別紙参照 | 事務内容 | 一級河川の整備・管理関係事務 | 別紙参照 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

一級河川に係る一定の事務を移譲した場合も、国土交通大臣が指定区間を含めて一級河川の河川管理者であることは変わらない。

よって、移譲した場合も、国土交通大臣は、河川管理者として、災害発生時の人的・物的被害の甚大性・広域性等から、国土保全・国民経済上の特に重要な水系に係る一級河川の整備・管理に万全を期し、国民の生命・財産等を守る責任を有することとなる。

このため、国土交通大臣は、治水安全度の全国的なバランスの確保等の観点から、河川整備全体の長期的な目標を設定する河川整備基本方針や、河川工事等の執行の基本となる河川整備計画を策定し、毎年度の一級河川の整備・管理に係る予算を措置すること等により、移譲後も、国が現在自ら整備・管理している場合と同様の整備・管理水準が一級河川全体において確保されるとともに、国家的見地から行う河川管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。

この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保った適切な整備・管理水準を確保することが可能となっているところである。

しかしながら、移譲した場合の事務が法定受託事務と整理された場合、例えば、国家的見地から行う国の判断と、広域的実施体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念される。

また、例えば、

- ・処理基準はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定める ものではないこと、
- ・是正の指示は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であること、
- ・代執行は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることとなること等、

自然公物たる河川の日々変化する個別状況への対応に限界があり、かつ、事後的な措置であるため緊急時等において迅速に対応することが困難である等、現在と同様の整備・管理水準を確実に確保していくことが極めて困難となり、一級河川の河川管理者たる国土交通大臣がその責任を十全に果たすことができない。

したがって、当てはめ案では、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

上記不都合を解消するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

広域的実施体制の長に対する指揮監督

河川の管理に関して従わなければならない基準の作成

治水上・利水上特に必要と認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する必要な措置(許可・不許可、処分の取消・変更、工事の中止・変更・施行その他必要な措置)の指示、及び、広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行(広域的実施体制の職員に対する直接的な指揮監督)広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査(報告提出、実地調査等)、事後報告・届出・通知

広域的実施体制の長がダム等の改良工事、一定の水利使用に係る処分等、治水・利水上の影響が大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的実施体制の議会が議決・調査権を行 使することが想定されない。

また、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや全国の広域的実施体制の長や職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要。

効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りと政令市が加入する必要がある。

移譲の例外とすべきと考える理由

- 一級河川の管理については、河川管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の 執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備され なければ、事務の移譲の例外とする必要がある。
- 一級河川の流域内の都府県等の全てが広域的実施体制に参加していない場合には、河川法が目指す水系一貫した総合的な河川の整備・管理ができないおそれがあることから、当該 一級河川に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

広域的実施体制の執行機関は、中立的・客観的な立場から判断される仕組みが担保された 上で、独任制としなければ、移譲の例外とする必要がある。

別紙

| 別紙 個表番号 | 2 - 婭 | 法 律 名 | 河川法 (S 39 法 167) |
|---------------------|---------------|---------|--|
| | 【河川管理者としての権限】 | | |
| | 6 | | 河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河 |
| | | | 川法6条1項に掲げる区域と一体として管理 |
| | | | を行う必要がある区域の指定 |
| | 6 | | 高規格堤防特別区域の指定 |
| | 6 | | 樹林帯区域の指定 |
| | 6 | | 6条1項3号の区域、高規格堤防特別区域、 |
| | | | 樹林帯区域の指定等に係る公示 |
| | 6 | | 6条1項3号の区域の指定に係る港湾管理者 |
| | | | 等への協議 |
| | 6 | | 樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等へ |
| | | | の協議 |
| | 12 | | 河川台帳の調製、保管 |
| | 14 | | ダム等の操作規則の制定 |
| | 15 | | 操作規則の制定等に係る他の河川管理者に |
| | | | 対する協議 |
| | 16 Ø 3 | | 市町村長が工事を施行する際の協議 |
| | 17 | | 兼用工作物の工事等の協議 |
| 条 項 | 18 | 事務内容 | 工事原因者の工事の施行等の指示 |
| <i>x</i> • <i>x</i> | 19 | 3-33/31 | 附帯工事の施行 |
| | 20 | | 河川管理者以外の者が河川工事等を行う場 |
| | | | 合の承認 |
| | 21 | | 工事の施行に伴う損失の補償 |
| | 22 ~ | | 洪水時等における緊急措置 |
| | 22 | | 洪水時等における緊急措置に係る損失補償 |
| | | | の協議 22 の 2 、 57 、 58 の 6 、 76 、 |
| | | | 89 において準用 |
| | 22 Ø 2 ~ | | 高規格堤防の他人の土地における原状回復 |
| | | | 措置等 |
| | 23、40 | | 流水の占用の許可 (特定水利使用の一部に係 |
| | | | るものを除く) |
| | 24 | | 河川区域内の土地の占用の許可(特定水利使 |
| | 05 | | 用の一部に係るものを除く) |
| | 25 | | 河川区域内の土地における土石等の採取の _{許可} |
| | 00 40 | | 許可 |
| | 26 、40 | | 河川区域内の土地における工作物の新築等 |
| | | | の許可 (特定水利使用の一部に係るものを除 、 |
| | | | <) |

| 27 | 河川区域内の土地における土地の堀削等の |
|----------|-------------------------------|
| 21 | 河川区域内の土地における土地の掘削等の |
| | 許可(特定水利使用の一部に係るものを除 _ 、、 |
| | く) #+の次光等の禁己 |
| 28 | 竹木の流送等の許可 |
| 29 | 河川の流水等について河川管理上支障を及 |
| | ぼすおそれのある行為の許可 |
| 30 | ダム等の工作物の完成検査 |
| 31 | 工作物の用途廃止の許可、原状回復命令 |
| 32 | 流水占用、土地占用及び土石等採取の許可に |
| | 係る都道府県知事への通知 |
| 33 | 許可に基づく地位の承継の届出を受けるこ |
| | ٤ |
| 34 | 許可に基づく権利の譲渡に係る承認(特定水 |
| | 利使用の一部に係るものを除く) |
| 35 | 許可又は承認に係る関係行政機関の長との |
| | 協議 |
| 36 | 許可又は承認に係る関係地方公共団体の長 |
| | の意見の聴取 |
| 37 | 工作物に関する工事の施行 |
| 38 | 水利使用の申請があった場合の関係河川使 |
| | 用者への通知(特定水利使用の一部に係るも |
| | のを除く) |
| 39 | 関係河川使用者の意見の申出を受けること |
| | (特定水利使用の一部に係るものを除く) |
| 40 | 公益性が著しく大きい水利使用の許可に係 |
| | る社会資本整備審議会の意見の聴取 |
| 43 | 損失防止施設の設置に係る確認(特定水利使 |
| | 用の一部に係るものを除く) |
| 44 | ダム設置に係る河川の従前の機能の維持に |
| | 係る措置に関する指示(特定水利使用の一部 |
| | に係るものを除く) |
| 46 | ダムの操作状況の通報を受けること |
| 47 | ダムの操作規程の承認(特定水利使用の一部 |
| | に係るものを除く) |
| 49 | ダムの操作に関する記録の提出を求めるこ |
| | ح |
| 50 | 管理主任技術者の選任の届出を受けること |
| 52 | 洪水調節のための指示 |
| 53 Ø 2 ~ | 渇水時における水利使用の特例の承認 |
| 54 | 河川保全区域の指定 |
| 1 * . | , 11.1 NOT E WAS 1H VE |

| | L1水工(3) |
|--------|---------------------------------------|
| 54 | 河川保全区域の指定に係る関係都道府県知 |
| | 事の意見の聴取 |
| 55 | 河川保全区域における行為の許可(特定水利 |
| | 使用の一部に係るものを除く) |
| 56 | 河川予定地の指定 |
| 57 | 河川予定地における行為の許可(特定水利使 |
| | 用の一部に係るものを除く) |
| 58 Ø 2 | 河川立体区域の指定 |
| 58 Ø 3 | 河川保全立体区域の指定 |
| 58 Ø 3 | 河川保全立体区域の指定に係る関係都道府 |
| | 県知事の意見の聴取 |
| 58 の 4 | 河川保全立体区域における行為の許可(特定 |
| | 水利使用の一部に係るものを除く) |
| 58 の 5 | 河川予定立体区域の指定 |
| 58 の 6 | 河川予定立体区域における行為の許可(特定 |
| | 水利使用の一部に係るものを除く) |
| 63 | 他の都府県の費用の負担 |
| 66 | 兼用工作物の管理に要する費用負担に係る |
| | 協議 |
| 67 | 原因者負担金の請求 |
| 68 | 附帯工事に要する費用の請求 |
| 70 | 受益者負担金の請求 |
| 70 Ø 2 | 特別水利使用者負担金の請求 |
| 74 ~ | 負担金、流水占用料等の督促、強制徴収 |
| 75 ~ | 監督処分(許可・承認の取消し・変更等)(特 |
| | 定水利使用の一部に係るものを除く) |
| 76 | 監督処分に伴う損失補償(特定水利使用の一 |
| | 部に係るものを除く) |
| 77 | 河川監理員の任命、権限行使 |
| 78 | 許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査 |
| 88 | 許可を受けたものとみなされるものからの |
| | 届出を受けること |
| 89 ~ | 調査、工事等のための立入り等 |
| 90 | 許可等に条件を付すこと(特定水利使用の一 |
| | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | 部に係るものを除く) |

[用紙番号 国土交通省 47]

| 個表番号 | | 2 - 婭 | 法律名 | 河川法(S39法 167) |
|------|-----|-------------|------|---------------------|
| | 条 項 | 【国土交通大臣の権限】 | 事務内容 | 許可を受けた者等からの報告徴収・立入検 |
| | ホ | 78 | 争物的台 | 查 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、国土交通大臣が河川全般に係る河川行政の企画・立案等を行うために必要な河川全般についての動向・実態を広く把握するため、国土交通大臣が河川管理者ではない 二級河川を含めた河川全般について報告徴収・立入検査を行うことができることを定めた ものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局 長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案 等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 48]

| 個表番号 | 2 - 婭 | 法律名 | 河川法 (S 39 法 167) |
|------|-------------|------|--------------------|
| 夕 话 | 【国土交通大臣の権限】 | 声观出家 | 指定区間内の一級河川の管理を都道府県 |
| 条項 | 79 | 事務内容 | が行おうとするときの認可 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、指定区間を含めて定める河川整備基本方針と一体不可分である河川整備計画は全国的な整備バランスを確保する必要があること、指定区間の改良工事については国の費用負担が定められていること等を前提として、治水安全度の全国的なバランスや水系一貫管理の確保等の観点からの適切性等を判断する必要から定められているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、河川の管理に関する制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 49]

| 【国土交通大臣の権限】 都道府県知事が、管理する二級河 | |
|-----------------------------------|------|
| | 川で河川 |
| 条 項 79 事務内容 整備計画の作成、河川工事等を行 | おうとす |
| る場合に係る協議・同意 | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、二級河川について河川管理行政の全国的な統一性を確保する必要があること、二級河川の改良工事については国の費用負担が定められていること等を前提として、 治水安全度の全国的なバランスの確保等の観点からの適切性等を判断する必要から定められているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、河川の管理に関する制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 50]

| 個表番号 | 2 - 婭 | 法 律 名 | 河川法(S39 法 167) |
|------|-------------------------|-------|--|
| 条項 | 16 Ø 2 ~ <16 Ø 2 ~ > | 事務内容 | 河川整備計画の策定(変更) 河川整備計画の制定(変更) 16の2 にお |
| | | | いて準用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

一級河川に係る一定の事務を移譲した場合も、国土交通大臣が指定区間を含めて一級河川の河川管理者であることは変わらない。

よって、移譲後も、国土交通大臣は、河川管理者として、災害発生時の人的・物的被害の 甚大性・広域性等から、国土保全・国民経済上の特に重要な水系に係る一級河川の整備・ 管理に万全を期し、国民の生命・財産等を守る責任を有することとなる。

一方、指定区間は、市街地等に甚大な被害が発生するおそれがない、激甚な災害が発生したことがない等、相当規模の整備・管理を行う必要が相対的に低い区間であることから、 例外的に都府県等に事務を移譲しているものである。

国土交通大臣が、一級河川の河川管理者としてその責任を果たしていくためには、一定の事務の移譲後も、指定区間外については、河川整備基本方針、予算措置等と一体のものとして河川工事等の執行の基本となる長期計画である河川整備計画を定めなければ、これまでと同様に河川の整備・管理が確実に行われることが担保されないおそれがある(上下流・左右岸の利害の対立により、河川整備計画が策定・変更されない等の場合には、国民の生命・財産を守ることはできない。)。

また、特定多目的ダム法の基本計画の策定は国土交通大臣が行うが、河川整備基本方針、河川整備計画、基本計画を国土交通大臣が一体のもとして策定することにより、効率的かつ整合的な整備・管理を図ることが可能となる。

よって、当てはめ案では、これまでと同様の整備・管理水準を確実に確保していく上で、 不都合が生じる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

上記の不都合は、一級河川の河川管理者である国土交通大臣が河川整備計画を策定しなければ解消されないため、移譲の例外とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省 51]

| 個表都 | 昏号 | 2 - 姐 | Σ | | 法律名 | 河川法(S39法167) | |
|-----|-----------|-------|-----|---|------|-------------------------|-------|
| 条 | 項 | 53 | 、42 | ~ | 事務内容 | 渇水時における水利使用の調整事務、 裁定 | 損失補償の |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該事務は、渇水時において上下流・左右岸の利害が対立し、水利使用者間だけでは水利使用の調整が成立しない場合において、あつせん・調停により水利使用者間の利害対立の調整を行うものであり、紛争当事者からは中立的な立場にある第三者が当該調整を行ことが強く求められる。

しかしながら、広域的実施体制の長が構成団体の長との兼務を妨げないとされているため、渇水時の紛争当事者である都府県知事が広域的実施体制の長を兼務している場合には、 渇水調整に求められる調整者の第三者性が確保されないおそれがあるという不都合が生じる。

上記については、水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者との損失補償に係る協議が 成立しない場合における裁定についても同様である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

上記のような渇水調整等に求められる第三者性が確保されないおそれがある場合には、 国土交通大臣が代わって当該調整を行うこととする仕組みを併せて設ける必要がある。

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 52]

| 個表番号 | 2 - 婮 | 法律名 | 共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81) |
|------|----------|------|---------------------------|
| | 3 | | 都道府県公安委員会の意見をきくこと(国交大臣の共 |
| | | | 同溝整備道路の指定に対し意見を述べるとき) |
| | 4 | | 共同溝整備道路における許可等の制限 |
| | 5 | | 関係公益事業者の意見を求めること等(共同溝の建設 |
| | | | について) |
| | 6 | | 共同溝整備計画の作成 |
| | 7 ~ | | 共同溝の占用予定者に意見書の提出を求めること等 |
| | 8 | | 共同溝の建設廃止等 |
| 条 項 | 11 | 事務内容 | 共同溝管理規程を定めること等 |
| | 12 、14 | | 共同溝の占用の許可 |
| | 17 | | 共同溝の占用許可に基づく権利義務の譲渡の認可 |
| | 18 | | 公益物件敷設の届出を受けること (共同溝の占用許可 |
| | | | を受けた公益事業者) |
| | 19 | | 工事の中止等を命ずること(共同溝の占用の許可を受 |
| | | | けた公益事業者) |
| | 20、21 | | 共同溝に関する負担金の徴収 |
| | <道路法 73> | | 共同溝に関する負担金の強制徴収 25 において準用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

指定区間内国道における共同溝の建設、共同溝の占用の許可等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(及び についても同じ)

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 53]

| 個表番号 | 2 - 婰 | 法律名 | 不動産の鑑定評価に関する法律(S38 法 152) |
|------|-------|------|---------------------------|
| | 23 | | 不動産鑑定業者の登録申請書の受理 |
| | 24 | | 不動産鑑定業者の登録 |
| | 25 | | 不動産鑑定業者の登録の拒否 |
| | 24 | | 不動産鑑定業者の変更登録 27 で準用 |
| | 25 | | 不動産鑑定業者の変更登録の拒否 27 で準用 |
| | 26 | | 不動産鑑定業者の登録換えの通知 |
| | 27 | | 不動産鑑定業者の変更登録申請書の受理 |
| | 28 | | 事業実績概要書等の受理 |
| 条 項 | 29 | 事務内容 | 廃業等の届出の受理 |
| | 30 | | 不動産鑑定業者の登録の消除 |
| | 31 | | 不動産鑑定業者登録簿等の供覧等 |
| | 32 | | 登録申請手数料の徴収 |
| | 41 | | 不動産鑑定業者に対する監督処分 |
| | 43 ~ | | 不動産鑑定業者に対する聴聞等 |
| | 44 | | 不動産鑑定業者に対する監督処分の公告 |
| | 45 | | 不動産鑑定業者に対する報告の徴求及び立入検査 |
| | 46 | | 不動産鑑定業者に対する助言及び勧告 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

不動産鑑定業者は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で事業活動を行うことが可能なことから、業の健全な発展と消費者保護を図ることを目的とした業に対する登録等の規制、監督については、全国を対象として実施する必要がある。このため、全国を対象として規制、監督を行うことが、その権能及び執行体制から可能な主体である国土交通大臣が規制・監督を実施することとされている。(なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事が規制・監督の権限を担っているが、これは、このような事業者は小規模な事業者であることが多く、その事業活動の範囲も一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏まえたものである。)

その上で、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から、便宜的に主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・監督の対象は、主たる事務所の所在の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。

広域的実施体制は、区域が限定されており、全国に及ぶ不動産鑑定業者の事業活動を規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって 実施する主体になることはできない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、不動産鑑定業者に対する国土交通大臣登録等の規制・監督は、主たる事務所の所在の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的実施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 54]

| 個表番号 | 2 - 婰 | 法 律 名 | 不動産の鑑定評価に関する法律(S38 法 152) |
|------|--------------|-------------------------------|---------------------------|
| | 17 | | 不動産鑑定士の登録等 |
| | 18 | | 不動産鑑定士の変更の登録 |
| | 19 | | 不動産鑑定士の死亡等の届出の受理 |
| | 20 | 車 致 | 不動産鑑定士の登録の消除 |
| 条 項 | 40 ~ | | 不動産鑑定士に対する懲戒処分 |
| 示 | 事務内容 42 | 不動産鑑定士が行った不当な鑑定評価等に対する措置要求の受理 | |
| 43 ~ | | 不動産鑑定士に対する聴聞等 | |
| | 43 | | 土地鑑定委員会への意見聴取 |
| | 44 | | 不動産鑑定士に対する懲戒処分の公告 |
| | 50 | | 不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収及び助言等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

不動産鑑定士は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で不動産の鑑定評価(不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示すること)を行うことが可能な国家資格である。その業務は、高い技術的水準のもと公正妥当に行われることにより強い社会的・公共的意義を有することから、全国統一的に担保する必要があり、国(国土交通大臣)による不動産鑑定士試験の実施、登録等の規制・監督等を行うこととしている。

その上で、規制・監督の効率的な実施や不動産鑑定士の利便等の観点から、便宜的に当該不動産鑑定士の住所地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・監督の対象は、当該不動産鑑定士の住所地の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。

広域的実施体制は、区域が限定されており、全国に及んで行われる不動産鑑定士による不動産の鑑定評価を規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、不動産鑑定士に対する国土交通大臣の規制・監督は、当該不動産鑑定士の住所地の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的実施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 55]

| 個表番号 | 2 - 婲 | 法律名 | 住宅地区改良法(S35 法 84) |
|------|-------|------|-------------------|
| 条 項 | 5 | 事務内容 | 事業計画の協議 |
| | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

国土交通大臣は地方公共団体の申出に基づき改良地区を指定することとされており、事業計画の策定に当たっては、指定された改良地区との整合(改良地区となっている土地の区域について事業を実施する上での必要性)を確認する必要がある。そのため、事業計画の協議先は改良地区の指定権限を有する国とする必要がある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、事業計画は改良地区の指定との整合性を図る必要があるところ、事業計画の協議先を改良地区の指定権限を有する国とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省 56]

| 個表番号 | 2 - 婲 | 法律名 | 住宅地区改良法(S35 法 84) | |
|------|-------|------|------------------------|--|
| | 32 | | 技術的援助の請求を受けること | |
| 条 項 | 34 | 事務内容 | 都道府県又は市町村に対する住宅地区改良事業の | |
| | | | 施行等に関する報告徴収、勧告等 | |
| | | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都道府県又は市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等は、住宅地区改良事業が全国的に適切に図られるよう、国土交通大臣が有する住宅地区改良法の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、住宅地区改良法の趣旨を踏まえて全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、住宅地区改良法の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、一定区域における事務を担う組織であって、そのような住宅地区改良法の企画・立案等の権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、住宅地区改良法の企画・立案等の権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

[用紙番号 国土交通省 57]

| 個表番号 | 2 - 婲 | 法 律 名 | 住宅地区改良法(S35 法 84) |
|------|-----------|-------|-------------------------|
| | <公営住宅法 44 | 事務内容 | 改良住宅の処分に係る承認等(都道府県・市町村) |
| 条項 | 、46 > | | 29 において準用 |
| 木 块 | 36 | | 改良住宅の処分に係る承認等を使用とするときの |
| | | | 厚生労働大臣との協議(都道府県・市町村) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条において、補助財産の処分については各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記住宅地区改良法の規定は、特に国庫補助財産である改良住宅の処分(用途廃止の承認等)について承認を行い、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国(国土交通大臣)でなければ判断することができない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的実施体制への移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 58]

| 個表番号 | 2 - 婲 | 法律名 | 住宅地区改良法(S35 法 84) |
|------|-------|------|---|
| 条項 | 33 | 事務内容 | 施行者(都道府県知事・市町村長)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること |
| | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

施行者の工事等が住宅地区改良法、同法に基づく命令又は国土交通大臣の処分に違反していると認められる場合に施行者等に対して工事の中止等の必要な措置を求めることは、法律の解釈権に由来する権限であり、住宅地区改良法の適正な施行を確保する責任がある国土交通大臣が行わなければならない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、法律の解釈権に由来する権限であり、住宅地区改良法の適正な施行を確保する責任がある国土交通大臣が行わなければならない。

[用紙番号 国土交通省 59]

| 個表番号 | 2 - 婳 | 法律名 | 下水道法(S33法79) |
|------|-------|------|--------------|
| 条 項 | 37 | 事務内容 | 都道府県知事に対する指示 |
| | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、下水道行政の全国的な総括者・責任者として、公衆衛生上重大な危害が生じ、 又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため、都道府県知事が指示をする べき下水道について、都道府県知事に対し必要な指示をするべきことを指示するものであ り、当該権限は下水道行政に係る企画・立案、法令解釈権を有する国土交通大臣又はその権 限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 60]

| 個表番号 | 2 - 婳 | 法 律 名 | 下水道法(S 33 法 79) |
|------|-------|-------|------------------|
| 条 項 | 39 | 事務内容 | 報告徴収 |
| | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、下水道の整備状況等に関する資料を集め、全国的に下水道の整備状況等に関する基礎資料を整備して下水道の整備状況等の実態を把握するとともに、将来最も効果的な下水道の整備等を行うことができるよう下水道行政の企画立案に資するため、下水道管理者から報告を求めるものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

| 広域的実施体制への移譲を前提とし | て考える不都合を解決するた | -めの対応策 |
|------------------|---------------|--------------------|
| | | _ ひノ ひノ みヿ 川 ゝ タネタ |

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 61]

| 個 | 表番号 | 2 - 婴 | 法律名 | 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に |
|---|-----|----------|------|-------------------------|
| | | | | 関する法律(S33 法 98) |
| | | 3 O 2 | | 経済産業大臣への意見聴取 |
| 条 | 項 | <3 Ø 2 > | 事務内容 | (工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定 |
| 示 | 垬 | | | 区域又は工業団地造成事業に関する都市計画の決 |
| | | | | 定等に同意しようとするとき) 4 において準用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 62]

| 個表番号 | 2 - 婵 | 法 律 名 特定多目的ダム法(S32法35) | |
|------|-------|------------------------|------------------------|
| 条項 | 31 | 声双山穴 | 特定多目的ダムの操作規則を定めること等 |
| 条項 | 32 | 事務内容 | 危険防止のために通知し、必要な措置をとること |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

特定多目的ダムの操作規則、放流に関する通知等に関する事務については、「用紙番号 国 土交通省 - 46」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、 同様の取扱いとする(及び についても同じ)。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 63]

| 個表番号 | 2 - 婶 | 法律名 | 高速自動車国道法(S32 法 79) | | | | | |
|------|-------|------|--------------------|-----|------|--|--|--|
| 条 項 | 別紙参照 | 車殺山宓 | 高速自動車国道の新設又は改築、維 | 准持、 | 修繕その | | | |
| 条 項 | | 事務内容 | 他の管理に係る事務 | | | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

高規格幹線道路を構成する高速自動車国道は、主要な国道と一体となって全国的な幹線道路ネットワークの根幹を形成しており、国際競争力の向上・確保のため、また、災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能を十全に発揮させるため、当該高速国道の整備・管理に係る一定の事務を移譲する場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。

よって、国土交通大臣(本省)が、現行制度と同様、全国的な道路ネットワークの形成等の観点から必要な高速国道の整備・管理の内容や水準を定め、毎年度の予算を措置すること等により、当該整備・管理が確実に実施される仕組みが必要である。

この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保った適切な整備・管理水準を確保することが可能となっているところである。

しかしながら、移譲した場合の事務が法定受託事務として整理された場合、例えば、国家的見地から行う国の判断と、広域的実施体制の判断とが異なる場合において、国の判断と その事務の執行が迅速かつ的確に実施されず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念される。

また、例えば、

- ・「処理基準」はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定めるものではなく、
- ・「是正の措置」は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であり、
- ・「代執行」は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることになる等、

交通の危険防止など日々変化する個別状況への迅速な対応に限界があり、また、全国的に早急かつ確実に進めるべき政策課題である道路の耐震改修等への対応として不十分である。さらに、大規模災害時等の緊急時には、危機対応の経験を全国レベルで蓄積できる国の指揮の下で全国的な対応がなされることが必要であるが、このような対応が困難となり、災害対応等に支障が生じるおそれがあるなど高速自動車国道の道路管理者たる国土交通大臣がその責任を十全に果たすことができない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

上記不都合を解決するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

- ・広域的実施体制の長(広域的実施体制における最終的な行政行為主体)に対する指揮監督
- ・国土交通大臣が決定する(現行制度上も地方整備局長に委任せず本省で決定している) 計画や予算に基づき、広域的実施体制が執行する仕組み
- ・道路の整備・管理に関して従わなければならない基準の作成
- ・道路の整備・管理上必要があると認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する必要な処分等(許可・不許可、処分の取消・変更その他必要な処分又は工事の中止、変更、施行若しくは道路の管理のため必要な措置をすること)の指示、及び、広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる直接執行(広域的実施体制の職員に対する直接的な指揮監督)
- ・広域的実施体制の長が道路の整備・管理に係る一定の事務を行おうとする場合の国土交 通大臣の認可等
- ・広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査(報告徴収、実地調査等) これらの結果の公表及び事後報告・届出・通知

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的実施体制の議会が議決・調査権を行 使することが想定されない。

また、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや全国の 広域的実施体制の長や職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要。

効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りと政令市が加入する必要がある。

移譲の例外とすべきと考える理由

高速自動車国道の整備・管理については、道路管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。

事務の移譲を受ける区域内の都道府県等のすべてが広域的実施体制に参加していない場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として行う場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されないおそれがあることから、当該高速自動車国道に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

広域的実施体制の執行機関は、中立的・客観的な立場から判断される仕組みが担保された 上で、独任制としなければ、移譲の例外とする必要がある。

別紙

| 条項 | 事務内容 | | | |
|-------------------------------------|---|--|--|--|
| 6 | 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、その他管理等 | | | |
| 7 | 高速自動車国道の区域の決定及び供用の開始等 | | | |
| 7の2 共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること | | | | |
| 8 ~ | 兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定めること等 | | | |
| 11 の 2 高速自動車国道との連結許可 | | | | |
| 11 Ø 5 、11 Ø 6 | 連結許可等に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等 | | | |
| 11 の 7 | 連結許可等に条件を付すこと | | | |
| 道路法 71 ~ | 連結許可等に対する監督処分等 11 の 8 において準用 | | | |
| 13 | 特別沿道区域の指定 | | | |
| 14 ~ | 特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等 | | | |
| 13 | 道路供用までの間の特別沿道区域の指定 16 において準用 | | | |
| 14 ~ | 道路供用までの間の特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等 16 において準用 | | | |
| 17 | 高速自動車国道の入口等への道路標識設置 | | | |
| 18 | 高速自動車国道への立入等の違反行為者に対する措置命令 | | | |
| 19 | 道路監理員に処分違反者に対する措置命令権限を行わせること | | | |
| 道路法 95 の 2 | 区画線を設ける場合等の公安委員会との調整 24 の 2 において準用 | | | |
| 25 | 道路法の適用 | | | |
| 15 | 特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償 | | | |
| 14 | 特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等 15 において準用 | | | |
| 14 | 特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等 15 において準用 | | | |
| 15 | 道路供用までの間の特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償 16 において準用 | | | |
| 20 თ 2 | 国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議·決定等 高速自動車国道の道路管理者 | | | |
| 20 の 2 | 国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議·決定等 国道の道路管理者 | | | |
| 21 | 国及び都道府県の負担すべき兼用工作物の費用等に係る工作物管理者との協議・決定 | | | |
| 8 | 兼用工作物の管理者と協議して費用を定めること 21 において準用 | | | |

[用紙番号 国土交通省 64]

| 個表番号 | 2 - 婶 | 法律名 | 高速自動車国道法(S32 法 79) |
|------|-------|------|--------------------|
| 条 項 | 23 | 事務内容 | 道路に関する調査 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該調査は、国土交通大臣が高速自動車国道の予定路線の決定等を行うために必要な調査を行うことができるよう定められたものである。このため、当該調査は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該決定等を行う権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 65]

| 個表番 | 香号 | 2 - 婷 | 法 律 名 | 駐車場法(S 32 法 106) |
|-----|-----------|-------|-------|--|
| 条 | 項 | 4 | 事務内容 | 駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述 べ、定めた際の通知を受けること |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

指定区間内国道における道路管理関係事務である駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、定めた際の通知を受けることについては、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(及び についても同じ)。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 66]

| 個表番号 2- | - 婸 | 法律名 | 道路整備特別措置法(S31法7) |
|---------|-----|------|------------------|
| 条 項 下 | 記参照 | 事務内容 | 有料道路事業等に関する事務 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

有料道路制度は道路無料公開原則(道路法の原則)の例外であって、一般財源によっていては建設の遅延が発生する道路の整備の必要性と、当該道路の利用者が受ける特別の利益とを勘案した上で適用されるべき制度である。その適用の妥当性については、当該道路の整備の必要性や有料道路制度を適用した場合の道路交通上の影響を踏まえた、地域的・全国的な道路網の機能の発揮という観点からの判断が必要であるため、一定区域内における事務を担う組織であり、道路行政における有料道路を含む道路網全体の新設・改築・管理に係る制度(法令、計画、予算等)の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制によっては、全国的観点からの適切な判断がなされないおそれがあり、道路の利用者の利益を損なうおそれがある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

上記 のとおり。

<事務内容及び条項>

- ・地方道路公社が行う一般国道等の新設等に係る許可等(10 、 ~)
- ・地方道路公社が行う料金の徴収の特例の許可等(11 、 ~)
- ・地方道路公社が行う一般国道等の維持等の特例の許可等(15 、 ~)
- ・有料道路管理者が行う道路の新設等に係る許可等(18 、 ~)
- ・有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の許可等(19 、 、)
- ・地方道路公社への資金の貸付(20)
- ・地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の許可等(21)
- ・有料道路管理者が行う道路の工事の廃止に係る届出受理(21)
- ・地方道路公社又は有料道路管理者が定める料金徴収の対象等に係る認可(24)
- ・都道府県若しくは市町村である道路管理者の行う工事又は地方道路公社が行う工事に係る検査等(27~)
- ・都道府県からの報告の徴収(27)
- ・地方道路公社又は地方公共団体が双方の当事者である費用負担の協議に係る裁定を行う こと 38 において準用(38 、<9 >)
- ・地方道路公社が管理する国道等に係る監督処分を行うこと(46)
- ・地方道路公社に対し助言、勧告等を行うこと(48)
- ・有料道路管理者が管理する道路の地方道路公社への引継ぎの許可をすること(50)

[用紙番号 国土交通省 67]

| 個表番号 | 2 - 婸 | 法律名 | 道路整備特別措置法(S31 法 7) |
|------|-------|------|-------------------------|
| 条項 | 38 | 声双力应 | 共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担す |
| 条項 | | 事務内容 | る金額及び方法の協議【道路管理者としての権限】 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

指定区間内国道における共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議については、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(及び についても同じ。)。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 68]

| 個表番号 | 2 - 婹 | 法律名 | 都市公園法 (S31 法 79) | | |
|------|-------|------|------------------|--|--|
| 条 項 | 2 の 2 | 事務内容 | 都市公園の設置 | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

国営公園は国が設置するものであるが(第2条第1項第2号) 都市公園は、供用の開始に当たり区域その他の事項を公告することにより設置されるものである(第2条の2)。したがって、国営公園の区域その他の事項の公告は制度上国が行う必要があり、移譲は不都合である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

国営公園の区域その他の事項の公告は、制度上国営公園を設置する主体である国でしかできないため、移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 69]

| [用紙番号 国工父週旬 69] | | | | | | |
|-----------------------|----------|------|---------------------------|--|--|--|
| 個表番号 | 2 - 婹 | 法律名 | 都市公園法(S31 法 79) | | | |
| | 2 の 3 | | 都市公園の管理 | | | |
| | 5 | | 公園施設の設置又は管理の許可等 | | | |
| | 5の2 | | 兼用工作物の管理 | | | |
| | 5の3 | | 公園管理者の権限の代行 | | | |
| | 6 ~ 、7 | | 都市公園の占用の許可等 | | | |
| | 8 | | 許可の条件を付すこと | | | |
| | 9 | | 国の行う都市公園の占用の特例許可のための協議 | | | |
| | 10 | | 原状回復等の指示 | | | |
| | 12 | | 国の設置に係る都市公園における行為許可 | | | |
| | <8> | | 許可の条件を付すこと 12 において準用 | | | |
| | 12 の 6 | | 兼用工作物の管理に要する費用の負担に係る協議 | | | |
| | 13 | | 都市公園の損傷等の原因者の負担 | | | |
| | 14 | | 附帯工事に要する費用を負担させること | | | |
| | 16 | | 都市公園の保存 | | | |
| | 17 | 事務内容 | 都市公園台帳の作成・保管等 | | | |
| | 20 | | 都市公園を立体区域とすること | | | |
| | 22 | | 公園一体建物に関する協定 | | | |
| | 25 | | 公園保全立体区域の指定 | | | |
| 条項 | 26 | | 公園保全立体区域における行為の制限 | | | |
| 水 块 | 27 ~ 、 | | 都市公園における監督処分 | | | |
| | 28 ~ | | 監督処分に伴う損失の補償 | | | |
| | <2 Ø 3> | | 公園予定区域の管理 33 において準用 | | | |
| | <5 > | | 予定公園施設の設置又は管理の許可等 33 において | | | |
| | | | 準用 | | | |
| | <6 ~ 、7> | | 公園予定区域の占用の許可等 33 において準用 | | | |
| | <8> | | 許可の条件を付すこと 33 において準用 | | | |
| | <9> | | 国の行う公園予定区域の占用の特例許可のための協議 | | | |
| | | | 33 において準用 | | | |
| | <10 > | | 原状回復等の指示 33 において準用 | | | |
| | <12 > | | 国の設置に係る公園予定区域における行為許可 | | | |
| | | | 33 において準用 | | | |
| | <13> | | 公園予定区域の損傷等の原因者の負担 33 において | | | |
| | | | 準用 | | | |
| | <14 > | | 附帯工事に要する費用を負担させること 33 におい | | | |
| | | | て準用 | | | |
| | <25 > | | 公園予定区域の公園保全立体区域の指定 33 におい | | | |
| | | | て準用 | | | |
| | <26 > | | 公園予定区域の公園保全立体区域における行為の制限 | | | |

| | | | | 33 | 1 | こおいて | て準用 | | | | |
|-----|---|---|---|-----|----|------|-----|-----|----|----|--------|
| <27 | ~ | ` | > | 公園子 | 予え | 定区域に | こおけ | る監督 | 処分 | 33 | において準用 |
| <28 | ~ | > | | 監督処 | 见分 | 分に伴う | う損失 | の補償 | 33 | にま | おいて準用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

国が設置する都市公園である国営公園は、

- ・一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置するもの(都市公園法第2条第1 項第2号イ)
- ・国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため、閣議の決定を経て設置するもの(都市公園法第2条第1項第2号口)

であり、国において当該公園を設置すべき区域、公園施設として設ける施設の種類、数量及び規模の概要等について定めた上で、適切に整備及び管理を行う必要がある。

このため、広域的実施体制が、国営公園の整備及び管理についての事務を執行するにあたっては、その執行状況について国において責任を持って関与し、移譲後も、国が現在自ら整備・管理する場合と同等に十分な機能と管理水準を全ての国営公園において維持できるよう、制度的に担保される必要がある。

この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から国が設置する公園として適切な整備及び管理を行うことが可能となっているところである。

しかしながら、移譲後の事務が法定受託事務として整理された場合には、国営公園の設置者として行う国の判断と、広域的実施体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されないおそれがある。

また.

- ・「処理基準」はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定めるものではないこと、
- ・「是正の措置」は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であること、
- 「代執行」は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることとなること 等、

国営公園の設置に係る国の意思の反映が不十分となるおそれがあり、国営公園の個別具体的な状況に的確に対応することが困難である等、現在と同等の整備・管理水準を確実に確保していくことが困難である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

上記趣旨に鑑みれば、これらの国営公園の整備及び管理に関する事務を広域的実施体制に 移譲するにあたっては、上記不都合を解消し国の意思が適格に反映されるよう、自治事 務・法定受託事務以外の新たな事務類型とし、国土交通大臣の包括的指揮監督権限を含む 以下のような国の関与を可能とする必要がある。

- ・広域的実施体制の長に対する指揮監督
- ・国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的実施体制が執行する仕組み
- ・国営公園の整備・管理に関して、広域的実施体制が従わなければならない基準の作成
- ・公園施設の設置許可等に係る国の承認

- ・国営公園の整備・管理に関して特に必要と認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する必要な措置(許可・不許可、処分の取消・変更その他必要な措置)の指示、及び、 広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行(広域的実施体制の職員に対する直接的な指揮監督)
- ・広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査(報告提出、実地調査等) 事後報告・届出・通知

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的実施体制の議会が議決・調査権を行 使することが想定されない。

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 70]

| 個表番号 | 2 - 婹 | 法律名 | 都市公園法 (S31 法 79) |
|------|-------|------|------------------------|
| | 30 | | 都市公園の設置等に係る地方公共団体からの報告 |
| | | | を受けること |
| 条 項 | 30 | 事務内容 | 都市公園の設置等に係る地方公共団体への報告徴 |
| | | | 求等 |
| | 31 | | 都市公園の行政又は技術に関する勧告等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

地方自治体が設置する都市公園についての上記の事務は、都市公園行政の適切な実施を図るため、都市公園法及び我が国全体の都市公園行政を所管する国土交通大臣が、同法の施行に関して必要なものとして行うものである。

したがって、都市公園法を所管しないためその解釈・是正権を持たず、また我が国全体の都市公園行政を所管しないためその企画立案権を持たない広域的実施体制に対して、上記事務を移譲することは不都合である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

都市公園法及び我が国全体の都市公園行政を所管する立場には立ちえない広域的実施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 71]

| 112 | 清算金の供託 |
|---------|----------------------|
| 114 | 権利の放棄による損失の補償の求償等 |
| 116 | 賃貸借契約の解除による損失の求償等 |
| 117 Ø 2 | 住宅先行建設区に係る勧告等 |
| 120 | 公共施設管理者への負担金の請求等 |
| 135 | 事業の施行により生じた工事の費用の負担等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

土地区画整理法に基づく上記の国土交通大臣の事務・権限は、「国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるもののうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが必要であると認められるもの又は都道府県若しくは市町村が施行することが著しく困難若しくは不適当であると認められるもの」(同法第3条第5項)を自ら施行するためのものであり、制度上、国の利害を主体的に判断できる立場にある機関が行う必要があるため、国の立場に立ち得ない広域的実施体制は実施できず、移譲は不都合である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない広域的実施体制が実施することは制度上できないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 72]

| 個表番号 | | 2 - 婺 | 法律名 | 土地区画整理法(S29 法 119) |
|------|----|-------|------|------------------------|
| 夕 | T古 | 123 | 声数山穴 | 独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 |
| 条 | 項 | 126 | 事務内容 | 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

独立行政法人都市再生機構の土地区画整理事業の施行の認可権限は、地方整備局長に委任されていない。独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言、是正の要求等は、事業の認可と一体不可分の関係であり、土地区画整理事業の認可を行う国でなければ、適切に行うことができない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

独立行政法人都市再生機構が行う土地区画整理事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。

[用紙番号 国土交通省 73]

| 個表番号 | 2 - 婺 | 法 律 名 | 土地区画整理法 (S29 法 119) |
|------|-------|-------|-----------------------|
| 条 項 | 126 | 事務内容 | 都道府県、市町村に対する是正の要求 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

土地区画整理法に基づく上記の事務・権限は、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため、同法に違反する都道府県、市町村の処分又は工事に対して、同法の解釈権を持つ国土 交通大臣が、同法の施行に関して必要なものとして行うものである。

したがって、土地区画整理法を所管し、その解釈権を有する国でなければ、適切に行うことができない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

土地区画整理法を所管しない広域的実施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制 度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 74]

| 個表番号 | 2 - 婻 | 法律名 | 宅地建物取引業法(S27 法 176) |
|-------------|--------|----------|----------------------------------|
| 凹化田与 | 11.5 | /A IF TI | |
| | 3 | | 宅地建物取引業の免許及び免許の更新等 |
| | 3 O 2 | | 免許に条件を付し、及びこれを変更すること |
| | 4 | | 免許申請書の受理 |
| | 6 | | 免許証の交付 |
| | 8 | | 宅地建物取引業者名簿への登載 |
| | 9 | | 免許申請事項の変更の届出受理 |
| | 10 | | 宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供すること |
| | 11 | | 廃業等の届出受理 |
| | 25 | | 営業保証金供託済の届出、催告、免許取消 |
| | <25 > | | 事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出 26 において準用 |
| | <25 > | 事務内容 | 宅地建物取引業保証協会の弁済業務保証金供託済の届出 64 の 7 |
| | | | において準用 |
| √ ⊤∓ | <25 > | | 社員の地位を失った場合の営業保証金供託済の届出 64の15にお |
| 条 項 | | | いて準用 |
| | <25 > | | 宅地建物取引業保証協会の指定の取消し等の場合の営業保証金供 |
| | | | 託済の届出 64 の 23 において準用 |
| | 28 | | 営業保証金の不足額の供託の届出 |
| | 50 | | 業務を行う場所の届出 |
| | 64 の 4 | | 宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告 |
| | 65 | | 宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止 |
| | 66 | | 宅地建物取引業者の免許の取消し |
| | 67 | | 宅地建物取引業者の公告及び免許の取消し |
| | 69 | | 聴聞を行うこと |
| | 70 | | 監督処分の公告、報告徴収 |
| | 71 | | 宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告 |
| | 72 | | 宅地建物取引業者に対する報告徴収、立入検査 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

宅地建物取引業者は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で事業活動を行うことが可能なことから、業の健全な発展と消費者保護を図ることを目的とした業に対する免許等の規制、監督については、全国を対象として実施する必要がある。このため、全国を対象として規制、監督を行うことがその権能及び執行体制から可能な主体である国土交通大臣が、規制・監督を実施することとされている。(なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事が規制・監督の権限を担っているが、これは、このような事業者は小規模な事業者であることが多く、その事業活動の範囲も一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏まえたものである。)

その上で、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から、便宜的に本店所在地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・監督の対象は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。

広域的実施体制は、区域が限定されており、全国に及ぶ宅地建物取引業者の事業活動を規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって 実施する主体になることはできない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、宅地建物取引業者に対する国土交通大臣免許等の規制・監督は、本店 所在の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるた め、そのような権能を有さない広域的実施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 75]

| 個表番号 | 2 - 婼 | 法律名 | 道路法(S27法 180) | | | |
|------|-------|------|-----------------|-----|-----|---|
| 条 項 | 別紙参照 | 声双力应 | 指定区間内国道の新設又は改築、 | 維持、 | 修繕、 | 涂 |
| 示 | | 事務内容 | 害復旧その他の管理に係る事務 | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

高規格幹線道路や主要な国道として国が管理している指定区間内国道は、高速自動車国道と一体となって全国的な幹線道路ネットワークの根幹を形成しており、国際競争力の向上・確保のため、また、災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能を十全に発揮させるため、当該国道の整備・管理に係る一定の事務を移譲する場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。

よって、国土交通大臣(本省)が、現行制度と同様、全国的な道路ネットワークの形成等の観点から必要な国道の整備・管理の内容や水準を定め、毎年度の予算を措置すること等により、当該整備・管理が確実に実施される仕組みが必要である。

この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保った適切な整備・管理水準を確保することが可能となっているところである。

しかしながら、移譲した場合の事務が法定受託事務として整理された場合、例えば、国家的見地から行う国の判断と、広域的実施体制の判断とが異なる場合において、国の判断と その事務の執行が迅速かつ的確に実施されず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念される。

また、例えば、

- ・「処理基準」はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定めるものではなく、
- ・「是正の措置」は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であり、
- ・「代執行」は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることになる等、

交通の危険防止など日々変化する個別状況への迅速な対応に限界があり、また、全国的に早急かつ確実に進めるべき政策課題である道路の耐震改修等への対応として不十分である。さらに、大規模災害時等の緊急時には、危機対応の経験を全国レベルで蓄積できる国の指揮の下で全国的な対応がなされることが必要であるが、このような対応が困難となり、災害対応等に支障が生じるおそれがあるなど指定区間内国道の道路管理者たる国土交通大臣がその責任を十全に果たすことができない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

上記不都合を解決するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

- ・広域的実施体制の長(広域的実施体制における最終的な行政行為主体)に対する指揮監督
- ・国土交通大臣が決定する(現行制度上も地方整備局長に委任せず本省で決定している) 計画や予算に基づき、広域的実施体制が執行する仕組み
- ・道路の整備・管理に関して従わなければならない基準の作成
- ・道路の整備・管理上必要があると認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する必要な処分等(許可・不許可、処分の取消・変更その他必要な処分又は工事の中止、変更、施行若しくは道路の管理のため必要な措置をすること)の指示、及び、広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行(広域的実施体制の職員に対する直接的な指揮監督)
- ・広域的実施体制の長が道路の整備・管理に係る一定の事務を行おうとする場合の国土交 通大臣の認可等
- ・広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査(報告徴収、実地調査等) これらの結果の公表及び事後報告・届出・通知

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的実施体制の議会が議決・調査権を行 使することが想定されない。

また、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや全国の 広域的実施体制の長や職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要。

効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りと政令市が加入する必要がある。

移譲の例外とすべきと考える理由

指定区間内国道の整備・管理については、道路管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。

事務の移譲を受ける区域内の都道府県等のすべてが広域的実施体制に参加していない場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として行う場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されないおそれがあることから、当該指定区間内国道に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

広域的実施体制の執行機関は、中立的・客観的な立場から判断される仕組みが担保された 上で、独任制としなければ、移譲の例外とする必要がある。

別紙

| 条項 | 事務内容 |
|------------------------|--------------------------------|
| 12 | 国道の改築等 |
| 13 | 指定区域内の国道の維持・修繕 |
| 13 | 都道府県に代わって災害復旧工事を行うこと(指定区間外の国道) |
| 18 | 国道の区域決定、供用開始等に係る公示 |
| 19 თ 2 | 共用管理施設の管理に係る協議等 |
| 20 | 兼用工作物の管理に係る協議等 |
| 21 | 他の工作物の管理者に対する工事施工命令等 |
| 22 | 工事原因者に対する工事施行命令等 |
| 23 | 附帯工事の施工 |
| 24 | 道路管理者以外の者の行う工事に係る承認等 |
| 24 の 3 | 駐車場に係る駐車料金等の表示 |
| 28 | 道路台帳の調製等 |
| 32 ~ 、33 、 34、35、36 | 道路占用の許可等 |
| 38 | 道路の占用に関する工事の施工等 |
| 37 ~ | 道路の占用の禁止等 |
| 40 | 原状回復の指示 |
| 42 | 道路の維持又は修繕 |
| 43 Ø 2 | 車両の積載物の落下等の予防措置等 |
| 44 | 損害予防のための区域の指定等 |
| 44 Ø 2 ~ | 違法放置物件に対する措置等 |
| 45 | 道路標識等の設置 |
| 46 | 通行の禁止等 |
| 47 | 限度をこえる車両の通行の禁止等 |
| 47 O 2 | 限度を超える車両の通行の許可 |
| 47 Ø 3 | 車両の通行に関する措置 |
| 47 O 4 | 制限を行う場合の道路標識の設置 |
| 47 の 5 ~ | 市町村による歩行安全改築の要請の受理等 |
| 47 の 6 | 道路の立体的区域の決定等 |
| 47 Ø 7 | 道路一体建物に関する協定の締結等 |
| 47 の 10 | 道路保全立体区域の指定等 |

| 48 | 道路保全立体区域内の制限 | | |
|-----------------------|---------------------------------|--|--|
| 48 O 2 | 自動車専用道路の指定等 | | |
| 48 Ø 5 ~ | 自動車専用道路との連結許可 | | |
| 48 Ø 8 、48 Ø 9 | 連結許可に基づく地位承継の届出の受理等 | | |
| 48 の 10 | 連結許可等に条件を付すこと | | |
| 48 の 11 | 自動車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置 | | |
| 48 の 12 | 違反行為に対する措置 | | |
| 48 Φ 13 ~ 、48 Φ 14 | 自転車専用道路の指定等 | | |
| 48 の 15 | 自転車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置 | | |
| 48 の 16 | 違反行為に対する措置 | | |
| 48 の 17 | 利便施設協定の締結等 | | |
| 48 Ø 18 ~ | 利便施設協定の公告、縦覧等 | | |
| 66 | 他人の土地への立入等 | | |
| 67 の 2 ~ | 放置車両の移動等 | | |
| 68 | 災害時における土地の一時使用等 | | |
| 71 ~ | 監督処分(71 道路監理員の任命に係る部分を除く) | | |
| 71 | 監督処分(道路監理員の任命に係る部分に限る) | | |
| 69 | 損失を受けたものとの協議等 72 において準用 | | |
| 87 | 許可等に条件を附すこと | | |
| 91 | 道路予定区域の行為許可等 | | |
| 32 ~ 、33 、34、35、36 | 道路予定区域の占用の許可等 91 において準用 | | |
| 37 ~ | 道路予定区域の占用の禁止等 91 において準用 | | |
| 38 | 道路予定区域の占用に関する工事の施工等 91 において準用 | | |
| 40 | 道路予定区域の原状回復の指示 91 において準用 | | |
| 44 | 道路予定区域の損害予防のための区域の指定等 91 において準用 | | |
| 44 O 2 ~ | 道路予定区域の違法放置物件に対する措置等 91 において準用 | | |
| 47 Ø 10 | 道路予定区域の道路保全立体区域の指定等 91 において準用 | | |
| 48 ~ | 道路予定区域の道路保全立体区域内の制限 91 において準用 | | |

| 71 ~道路予定区域の監督処分(71 道路監理員の任命に係る部分を除く) 91 において準用71道路予定区域の監督処分(道路監理員の任命に係る部分に限る) 91 において準用87道路予定区域の許可等に条件を附すこと 91 において準用 | |
|---|--|
| 71 91 において準用 | |
| 91 において準用 | |
| 87 道路予定区域の許可等に条件を附すこと 91 において準用 | |
| | |
| 92 道路予定区域の不用物件の交換等 91 において準用 | |
| 93 道路予定区域の不用物件の使用の申出 91 において準用 | |
| 92 不用物件の交換等 | |
| 93 不用物件の使用の申出 | |
| 94 不用物件の返還 | |
| 95 の 2 公安委員会との調整 | |
| 24 の 2 駐車場に係る駐車料金の徴収等 | |
| 39 占用料の徴収等 | |
| 47 の 2 限度を超える車両の通行の許可に係る手数料の徴収 | |
| 48 の 7 自動車専用道路との連結に係る連結料の徴収 | |
| 54 境界地の道路の管理に関する費用負担に係る協議等 | |
| 54 の 2 共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議等 | |
| 55 兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等 | |
| 58 原因者負担金の徴収 | |
| 59 附帯工事に要する費用の徴収 | |
| 60 他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の徴収 | |
| 61 受益者負担金の徴収 | |
| 62 道路の占有に関する工事の費用負担 | |
| 69 ~ 損失の補償等 | |
| 70 道路の新設等に伴う損失補償 | |
| 72 監督処分に伴う損失補償等 | |
| 73 ~ 負担金等の強制徴収等 | |
| 39 道路予定区域の占用料の徴収等 91 において準用 | |
| 72 道路予定区域の監督処分に伴う損失補償等 91 において準用 | |
| 91 道路予定区域の行為許可に係る損失補償等 | |

[用紙番号 国土交通省 76]

| 個表番号 | 2 - 婼 | 法律名 | 道路法(S27法 180) |
|------|-------|------|--------------------|
| 条 項 | 7 | 事務内容 | 都道府県道の路線認定の協議に係る裁定 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該事務は、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理に関する制度(法令、計画、予算等)の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、中立的な立場にある第三者として制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、このような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

さらに、都道府県道の路線の認定及び認定に係る裁定に当たっては、「当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成する地方的幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成する全国的な幹線道路網とが一体となってこれらの機能を十分に発揮することができるよう配慮」して行う必要があるところ(道路法第7条第7項)、都道府県間において判断が一致しない場合において当該配慮を適切に加えた上で裁定を行うべき主体は、一定区域内における事務を担う組織である広域的実施体制ではなく、全国的な観点を有する国しか行い得ない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 77]

| 個表番号 | 号 2 - 婼 | 法律名 | 道路法 (S27 法 180) |
|------|---------|------|--------------------|
| 久 Ti | 25 | 市双山穴 | 橋等の料金徴収に関する届出 |
| 条項 | 26 | 事務内容 | 橋等に係る検査、措置要求、報告徴収等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

有料の橋等に係る制度は道路無料公開原則(道路法の原則)の例外であって、一般財源によっていては建設の遅延が発生する橋等の整備の必要性と、当該橋等の利用者が受ける特別の利益とを勘案した上で適用されるべき制度である。その適用の妥当性については、当該橋等の整備の必要性や有料の橋等に係る制度を適用した場合の道路交通上の影響を踏まえた、地域的・全国的な道路網の機能の発揮という観点からの判断が必要であるため、一定区域内における事務を担う組織であり、道路行政における有料の橋等を含む道路網全体の新設・改築・管理に係る制度(法令、計画、予算等)の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制によっては、全国的観点からの適切な判断がなされないおそれがあり、道路の利用者の利益を損なうおそれがある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 78]

| 個表番号 | 2 - 婼 | 法律名 | 道路法(S27法 180) |
|------|-------|------|------------------|
| 条 項 | 74 | 事務内容 | 指定区間外国道の新設・改築の認可 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による認可は 当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認め られているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政におけ る国道の新設等に関する制度(法令、計画、予算等)の企画・立案等に係る権限を有しな い広域的実施体制には当該認可を行う適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 79]

| 個表番号 | 2 - 婼 | 法律名 | 道路法(S27法 180) |
|------|-------|--------------|------------------|
| | 75 | | 道路管理者に対する措置等の指示等 |
| 条 項 | 76 | 事務内容 | 道路管理者からの報告の受理 |
| | 78 | 道路行政等に対する勧告等 | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

これらはいずれも、道路管理者による道路の構造の保全等が全国的に適切に図られるよう、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理等に関する制度(法令、計画、予算等)の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、このような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 80]

| 個表番号 | 2 - 婼 | 法 律 名 | 道路法(S27 法 180) |
|------|--------|-------|---------------------------|
| | <7 > | | 境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る |
| | | | 協議の裁定 13 において準用 |
| | 19 | | 境界地の管理の方法の協議に係る裁定 |
| | 19 の 2 | 事務内容 | 共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定 |
| | 7 | | 共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等 |
| 条項 | | | 54 において準用する 19 において準用 |
| 水 均 | 19 | | 境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定 |
| | | | 54 において準用 |
| | 19 の 2 | | 共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定 |
| | | | 54 の 2 において準用 |
| | 7 | | 共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等 |
| | | | 54 の 2 において準用する 19 において準用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

これらはいずれも、境界地の道路における関係道路管理者等を含む道路管理者による道路管理が全国的に適切になされるよう、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理に関する制度(法令、計画、予算等)の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、中立的な立場にある第三者として制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、このような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 81]

| 個表番号 2 | 2 - 婼 | 法 律 名 | 道路法 (S27 法 180) |
|--------|-------|-------|-----------------|
| 条項 | 77 | 事務内容 | 道路に関する調査 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該調査権限は、国土交通大臣が道路行政における施策の企画・立案等を行うために必要な道路網全般に係る調査を行うことができるよう、国土交通大臣は道路に関する必要な調査を道路の存する地方公共団体の長等が行うこととすることができること等が定められたものである。このため、当該調査権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

なお、道路管理者が自己の管理する道路について必要な調査を行うことは当然可能であり、広域的実施体制が管理する道路についても同様である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 82]

| 個表番号 2 | 2 - 婼 | 法律名 | 道路法 (S27 法 180) |
|--------|-------|------|-----------------|
| 条 項 7 | 79 | 事務内容 | 社会資本整備審議会への諮問 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

国土交通省に置かれた社会資本整備審議会への諮問は、国が策定する道路整備に関する計画である社会資本整備重点計画や国道の路線の指定又は道路網全般に係る道路に関する制度について、国土交通大臣が道路行政における施策の企画・立案・決定をするに当たって、道路行政の公正を期す等のために定められたものである。このため、当該諮問は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該企画・立案・決定に係る権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 83]

| 個表番号 | 2 - 婽 | 法律名 | 官公庁施設の建設等に関する法律(S26法 181) |
|------|-------|------|---------------------------|
| | 8 | | 庁舎が保安上又は防火上危険であると認める場合 |
| | | | の各省各庁の長に対する措置の勧告 |
| 条 項 | 13 | 事務内容 | 関係国家機関に対する建築物の位置、規模及び構 |
| | | | 造並びに保全に関する勧告等 |
| | 13 | | 建築物の保全に関する実地指導 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

国土交通大臣は、官公庁施設の建設等に関する法律に基づき、国家機関の建築物の整備・保全が適正かつ効率的になされるよう、統一的な基準を定めるとともに、建築物の整備の企画・計画・実施、各国家機関が実施する建築物の整備・保全についての指導・勧告等を行うこととされており、上記の事務・権限はその一環をなすものである。

このような事務・権限は、国家機関の建築物に関する国の内部の事務・権限であり、国以外の主体は実施することができない性格のものであるため、広域的実施体制への移譲は不都合である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

国家機関の建築物に関し、国が統一的に行っている官庁営繕事務の一環として、関係国家機関に対して行う指導・勧告等であり、国以外の主体が実施することができない性格のものであるため、広域的実施体制への移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 84]

| 個表番号 | 2 - 婾 | 法 律 名 | 公営住宅法 (S26 法 193) |
|------|-------|-------|------------------------|
| | 11 | | 補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知 |
| | 37 | | 公営住宅建替事業に伴う公営住宅等の用途廃止の |
| | | | 承認 |
| | 44 | | 公営住宅等の譲渡及び用途廃止の承認 |
| | 45 | | 社会福祉法人等による公営住宅の使用等の承認 |
| 条 項 | 46 | 事務内容 | 他の地方公共団体への譲渡の承認 |
| | 49 | | 事業主体に対して報告させ、又は実地検査をさせ |
| | | | ること |
| | 51 | | 厚生労働大臣との協議(譲渡の承認等) |
| | 50 | | 国の補助金の返還命令等 |
| | 51 | | 厚生労働大臣との協議(補助金の交付決定) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

補助金の交付決定等は、国費の配分に関する事項であり、国でなければ判断することができない。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では、補助財産の処分等について は各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記公営住宅法の規定は、特に国庫 補助財産である公営住宅の処分等について承認を行うなど、国費を投入した政策の目的達成 を担保することを目的としたものであるため、国(国土交通大臣)でなければ判断すること ができない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、国費の配分に関する判断、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的実施体制への移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 85]

| 個表番号 | 2 - 51 | 法律名 | 土地収用法 (S26 法 219) | | |
|------|-----------------|------|----------------------------|--|--|
| | 20(17 に掲 | | 事業の認定 | | |
| | げる事業に関 | | 138 において準用 | | |
| | するもの) | | | | |
| | 20 (同上) | | | | |
| | 事業の認定に付随する | | | | |
| | 以下の事務について | | | | |
| | も、同様の扱いとする。 | | | | |
| | 18 18 | | 事業認定申請書の提出を受けること | | |
| | 19 19 | | 事業認定申請書の欠陥の補正及び却下 | | |
| | 21 21 | | 土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取 | | |
| | 22 22 | | 専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取 | | |
| | 23 23 | | 事業認定に係る公聴会の開催 | | |
| 条 項 | 24 24 | 事務内容 | 事業認定申請書の送付及び縦覧 | | |
| | 25 25 | | 利害関係人の意見書の送付を受けること等 | | |
| | 25 O 2 25 O 2 | | 社会資本整備審議会等の意見の聴取 | | |
| | | | | | |
| | 26 26 | | 事業の認定の告示 | | |
| | 26 の 2 26 の 2 | | 起業地を表示する図面の長期縦覧 | | |
| | | | | | |
| | 28 28 | | 事業の認定の拒否 | | |
| | 32 32 | | 手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等 | | |
| | 33 33 | | 手続の保留の告示 | | |
| | 125 125 | | 事業認定申請者から手数料納付を受けること | | |
| | 131 の 2 131 の 2 | | 事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略 | | |
| | | | 138 において準用 | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

土地収用法に基づく事業認定のうち、第 17 条第 1 項第 3 号に掲げられた事業については、 事業の利害が一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり影響を及ぼすもので あるため、国土交通大臣が事業認定を行うこととしているが、その性格上、当該事業が利害 の影響を及ぼす範囲が広域的実施体制の区域内にとどまるものではなく、国家的な利害・影響を踏まえた公益性等の判断を行う必要があり、国以外の主体が行うことはできない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

のとおり。

[用紙番号 国土交通省 86]

| 個表番号 | 2 - 51 | 法律名 | 土地収用法(S26 法 219) | |
|------|----------|------|------------------|---------|
| | 25 の 2 | | 社会資本整備審議会等の意見の聴取 | |
| | 25の2 (17 | | 社会資本整備審議会等の意見の聴取 | 138 におい |
| 条 項 | I,II に掲げ | 事務内容 | て準用 | |
| | る事業に関す | | | |
| | るもの) | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

土地収用法第25条の2では、事業認定庁が行おうとする処分(事業認定又はその拒否)と異なる趣旨の意見書がある場合には、事業認定庁が国土交通大臣である場合は社会資本整備審議会の、都道府県知事である場合は条例で定める審議会その他の合議体の機関の意見の聴取を義務付けるとともに、事業認定庁はその意見を尊重して処分を行うこととされている。

広域的実施体制が事業認定庁となる場合にも第三者機関の意見聴取が必要であるが、現在 の「広域的実施体制の枠組み(方向性)」では、その取扱いが不明である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

広域的実施体制による第三者機関への意見聴取について整理が必要。

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 87]

| 個表番号 | 2 - 51 | 法 律 名 | 土地収用法(S26 法 219) |
|------|----------|-------|--|
| 条 項 | 26 26 | 事務内容 | 事業認定の告示をした旨の報告を受けること 権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定の 告示をした旨の報告を受けること 138 において 準用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

土地収用法第26条第2項に基づく都道府県知事からの報告は、都道府県知事の行った事業認定に基づき収用委員会が行った裁決に対する不服申立ての審査庁が国土交通大臣であることや(同法第129条)、国が地方自治法に基づき是正の要求を行うために必要であることから設けられたものである。不服申立ての審査庁や是正の要求の主体ではない広域的実施体制が報告を受けることは不都合が生じる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 88]

| 個表番号 | 2 - 51 | 法律名 | 土地収用法(S26 法 219) |
|------------|--------|------|------------------------|
| | 27 ~ , | 事務内容 | 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事 |
| 条 項 27 ~ 、 | 07 | | 業の認定に関する処分 |
| | | | 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事 |
| | | | 業の認定に関する処分 138 において準用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

都道府県知事が事業の認定を拒否した場合や、一定期間内に事業の認定に関する処分を行わない場合、土地収用制度により実現されるべき公益性が当該地域で実現されず、起業者及びその事業により恩恵を受ける地域住民に不利益が生じるおそれがある。

そのため、起業者の申請により、国土交通大臣が都道府県知事に代わって最終的に事業認定を行うため、本条が定められているが、当該権限は事業認定制度を企画立案する立場にある国土交通大臣が制度の適正な運用を担保する観点から行使するものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 89]

| 個表番号 | 2 - 51 | 法 律 名 | 土地収用法(S26 法 219) |
|------|--------|-------|--------------------------|
| | 30 | | 事業の廃止又は変更の報告を受けること |
| 条 項 | 30 | 事務内容 | 権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の廃止 |
| | | | 又は変更の報告を受けること 138 において準用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

土地収用法第30条第2項及び第3項に基づく都道府県知事からの報告は、国が地方自治法に基づき是正の要求を行うために必要であることから設けられたものである。是正の要求の主体ではない広域的実施体制は都道府県知事からの報告を受ける立場になり得ないため、広域的実施体制が報告を受けることは不都合が生じる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 90]

| 個表番号 | 2 - 52 | 法律名 | 建築基準法 (\$25 法 201) |
|------|--------|------|----------------------------------|
| 条項 | 9 Ø 3 | 事務内容 | 特定行政庁の命令に係る国交大臣への通知の受理及び必要な措置の通知 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

特定行政庁が、違反建築物等への是正命令を行った場合(建築基準法第9条第1項又は第10項)において、当該命令に係る建築物の設計者、工事管理者若しくは工事の請負人若しくは宅地建物取引業者又は浄化槽の製造業者の氏名等を国土交通大臣へ通知するとされているのは、建築士法、建設業法、宅地建物取引業法に基づく監督処分権限を有する機関に対して情報提供を行うための手続きであり、それらの法律に基づく監督処分権限と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

建築士法、建設業法、宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理 として、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 91]

| 個表 | 番号 | 2 - 52 | 法律名 | 建築基準法 (\$25 法 201) |
|----|----|--------|------|----------------------|
| 条 | 五 | 14 | 声双力穴 | 勧告、助言又は援助 |
| 示 | 項 | 16 | 事務内容 | 必要な報告等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

これらはいずれも、国土交通大臣が有する建築基準に関する制度(法令等)の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、当該制度の趣旨を踏まえて全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるものであり、かつ、当該制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、一定区域における事務を担う組織であって、当該制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

これらはいずれも、地方整備局管内にとどまらず、全国的な視野に立った裁量的・専門的判断が必要であるため、そのような権能を有さない広域的実施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 92]

| 個表番号 2 - 52 | 法律名 | 建築基準法 (\$25 法 201) |
|-------------|------|----------------------|
| 条 項 17 | 事務内容 | 特定行政庁(都道府県知事)に対する指示等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

特定行政庁(都道府県知事)に対する指示等は、国土交通大臣が有する建築基準に関する制度(法令等)の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、国民の生命又は身体を保護し、 当該制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、当該制度の企画・立 案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

特定行政庁(都道府県知事)に対する指示等は、国民の生命又は身体を保護し、建築基準に関する制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、そのような権能を有さない広域的実施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 93]

| 個表番号 | 2 - 52 | 法律名 | 建築基準法 (\$25 法 201) |
|------|---------|------|----------------------|
| | 77の58、 | | 建築基準適合判定資格者の登録 |
| | 77 の 60 | | |
| 条 項 | 77 の 61 | 事務内容 | 建築基準適合判定資格者の死亡等の届出受理 |
| | 77 の 62 | | 建築基準適合判定資格者の登録の消除等 |
| | 77 の 65 | | 手数料の納付 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

建築基準適合判定資格は、建築主事等として建築確認等の業務を行うために必須の資格であり、都道府県等の区域を超えて全国で業務を行うことが可能なものである。その業務は、高い技術的水準のもと公正妥当に行われることにより強い社会的・公共的意義を有することから、全国統一的に担保する必要があり、国(国土交通大臣)が検定試験を行うことになっている(本省で事務を実施)。

その上で、監督の効率的な実施や資格者の利便等の観点から、便宜的に当該資格者の住所 地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通 大臣としての監督の対象は、当該資格者の住所地の地方整備局管内にとどまらず、あくまで 全国を対象とするものである。

広域的実施体制は、区域が限定されており、全国に及んで行われる建築基準適合判定資格 者の業務を監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代 わって実施する主体になることはできない。

なお、登録は、国の運営するデータベース上で行っているものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

建築基準適合判定資格者に対する国土交通大臣の規制・監督は、当該建築基準適合判定資格者の住所地の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的実施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 94]

| 条項49特別用途地区に係る条例の承認 地区計画に係る条例の承認 伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市町村への承認 | 個表番号 | 2 - 52 | 法 律 名 | 建築基準法 (\$25 法 201) |
|--|------|--------|-------|--|
| | 条項 | 68 の 2 | 事務内容 | 特別用途地区に係る条例の承認 地区計画に係る条例の承認 伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

建築基準法は建築物に係る最低基準を規定したものであり、市街地を構成する各建築物と 各用途相互の悪影響を防止し市街地の環境を保全することを目的とする用途地域における 建築物の制限については、法別表第二において全国一律の規制を課している。用途を緩和す る条例を制定することは、基準そのものについて一般的な緩和を認める、法別表第二の改正 に類似した行為であるから、緩和の許容性について判断権を有する国土交通大臣が判断しな ければ法の趣旨に反した緩和が行われるおそれがある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

国土交通大臣の承認は、過度の緩和によって法令に定められた最低基準がゆがめられることがないよう、条例と法律の整合性を国が確認する必要があるため、国が行う必要がある。

[用紙番号 国土交通省 95]

| _ | I | _ | |
|------|--------|-------|------------------------|
| 個表番号 | 2 - 53 | 法 律 名 | 建築士法(S25 法 202) |
| | 5 | | 一級建築士免許の交付 |
| | 5の2 | | 一級建築士の住所等の届出の受理 |
| | 8の2 | | 一級建築士の死亡等の届出の受理 |
| 条 項 | 10 ~ | 事務内容 | 一級建築士に対する戒告、聴聞、参考人の意見を |
| | | | 聴くこと |
| | 10 の 2 | | 構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証 |
| | | | の交付等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

一級建築士は、営業地域等の制限なく都道府県等の区域を超えて全国で業務を行うことが可能な国家資格である。その業務は、高い技術的水準のもと公正妥当に行われることにより強い社会的・公共的意義を有することから、全国統一的に担保する必要があり、国(国土交通大臣)による一級建築士試験の実施、登録等の監督等を行うこととしている。(本省で事務を実施)。

その上で、監督等の効率的な実施や一級建築士の利便等の観点から、便宜的に当該一級建築士の住所地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての監督の対象は、当該一級建築士の住所地の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。

広域的実施体制は、区域が限定されており、全国に及んで行われる一級建築士の業務を監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

一級建築士に対する国土交通大臣の監督は、当該一級建築士の住所地の地方整備局管内に とどまらず全国を対象として監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広 域的実施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 96]

| 個表番号 | 2 - 54 | 法 律 名 | 港湾法 (\$25 法 218) |
|------|----------|-------|--------------------------|
| | 43 の 6 | | 開発保全航路の開発等 |
| | <55 の 2> | | 他人の土地への立入等(開発保全航路に関する工事) |
| | 43 の 8 | | 開発保全航路内の占用許可等 |
| | <37 > | | 国又は地方公共団体の開発保全航路内の占用等に |
| | | | 係る協議 |
| 条 項 | (43 の 2) | 事務内容 | 他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の |
| | | | 施行及び費用の負担 |
| | 56の6 ~ | | 開発保全航路に開発等に係る負担金の強制徴収等 |
| | 56の4 ~ | | 監督処分 |
| | 56 の 5 | | 報告の徴収等(開発保全航路の水域の占有等の許 |
| | | | 可を受けた者に対する事務) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

開発保全航路は、港湾区域等以外の水域における船舶の交通を確保するための航路であり、その開発及び保全は一地方の利害のみならず国の利害に重大な影響を与えることから、国際的・全国的観点からその開発及び保全を行う必要がある。

例えば、関門航路は、東アジア・北米等の主要港湾間を結ぶ国際基幹航路として、日本の 産業・経済を支える大動脈としての機能を果たしている。また、国際戦略港湾(京浜港・ 阪神港)の国際競争力強化のためには、国際戦略港湾と海外主要港を結ぶ船舶の利用状況 を踏まえた開発保全航路の適確な開発及び保全が必要不可欠である。

このような国家的重要性を有する開発保全航路の開発及び保全を確実に推進するためには、事務の移譲後も以下のような仕組みを担保する必要があるが、これらの仕組みは、現行地方自治法の枠組みでは必ずしも担保できない。

- ・国が定める計画、予算に基づき、毎年度確実に工事等が行われる仕組み。
- ・広域的実施体制が本法に基づく権限(開発保全航路内の占用許可等)を行使する場合、 開発保全航路に損害を及ぼす事態によって国際戦略港湾の国際競争力の低下等が生じ ないよう事前に国と調整するとともに、実施状況について国が即時的に把握することが できる仕組み。
- ・万一の場合には、国が直接事務を遂行することができる仕組み。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

以下のような措置を可能とする新たな事務類型を創設。

国土交通大臣が開発保全航路の開発及び保全に係る計画及び毎年度の実施計画を決定。

国土交通大臣が開発保全航路の開発及び保全に係る毎年度の所要の予算額を措置(現行制度に引き続き、原則、国が全額負担)。

広域的実施体制の長は、同計画・予算に基づいた開発保全航路の開発及び保全の執行義務 を負う。

国土交通大臣は、広域的実施体制の長を以下により指揮監督。

・国土交通大臣は、広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況を調査(報告徴収及び

実地調査)。

- ・国土交通大臣は、必要と認めるとき、広域的実施体制の長に対して同意、指示、命令等 の必要な関与を行う。
- 例)開発保全航路内の占用許可等にあたっては、国の同意を要するとともに、結果を国に 報告。

開発保全航路内での不法行為に対して監督処分を行った場合に、結果を国に報告。

- ・万一事務が適切に執行されない事態が生じた場合、国土交通大臣が直接執行。 例)海難事故等の船舶除却、区域内での不法行為に対する監督処分の直接執行。
- ・上記直接執行の実効性を担保するため、非常事態の発生時などには国土交通大臣の指揮 監督下で事務を執行するといった体制の検討(職員の身分のあり方の検討等を含む。)も 必要である。

大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が、直接執行する仕組みや全国の広域的 実施体制の長やその職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要である。

なお、上記の国の関与を設けることに伴い、広域的実施体制の議会の議決・調査権を行使 することの例外とする。

移譲の例外とすべきと考える理由

国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省 97]

| 個表番号 2 - 54 | 法律名 | 港湾法 (\$25 法 218) |
|-------------|------|--------------------|
| 条 項 46 | 事務内容 | 国が負担した港湾施設の譲渡等の認可 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本事務は、国土交通大臣が港湾管理者に対して、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡しようとするとき等に国土交通大臣の認可を受けなければならない旨を規定したものである。

上記港湾法の規定は、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国(国土交通大臣)でなければ判断することができないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、国費を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 98]

| 個表番号 | 2 - 54 | 法律名 | 港湾法 (S25 法 218) |
|------|--------|------|----------------------|
| 条 項 | 56 の 5 | 事務内容 | 報告の徴収等(港湾運営会社に対する事務) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本事務は、国土交通大臣が港湾運営会社に対して、我が国港湾の国際競争力の強化の観点から、必要な監督措置(指定の取消し、監督命令等)を適切に行うため設けられているものである。

上記監督措置は、地方整備局に委任されておらず本省が行っている事務であることから、本事務を広域的実施体制に移譲した場合、港湾運営会社に対して監督権限を有さない組織が、業務等の状況に関する報告徴収や事務所等への立ち入り等のみ行い得ることとなり、不適当である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

上記の の理由のとおり、そもそも港湾運営会社に対する監督は本省が実施しているため、これに関連する事務である報告の徴収についても国が実施すべきである。

[用紙番号 国土交通省 99]

| 個表番号 | 2 - 54 | 法 律 名 | 港湾法 (\$25 法 218) |
|------|--------|-------|--------------------|
| 条 項 | 58 | 事務内容 | 埋立の目的以外の用途使用等に係る協議 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

公有水面埋立法に基づく都道府県知事の免許に際しての国土交通大臣の認可等の事務は、 大規模な埋立については国の利害に大きく関係するものであることから、国の利害を主体 的に判断できる立場にある機関が行う必要があり、広域的実施体制が実施することは不適 当である。

当該事務についても、国土交通大臣の認可に付随して行う事務であることから、広域的実 施体制が実施することは不適当である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない広域的実施体制が実施することは不適当であり、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

「用紙番号 国土交通省 100]

| 個表番号 | 2-55 | 法 律 名 | 建設業法(S24 法 100) |
|------|------|-------|--|
| 条 項 | 3 3 | 事務内容 | 建設業の許可の条件及び変更 許可申請書の受理 経営業務管理責任者の認定・営業所専任技術者の認定 営業所の所在地等の変更の届出(一般建設業) 建設業者の廃業等の届出(一般建設業) 提出書類の閲覧(一般建設業) 特定建設業許可における営業所の専任技術者の認定 特定建設業者に係る営業所の専任技術者の認定 特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出 17において準用 特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出 17において準用 特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出 17において準用 特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出 17において準用 特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出 17において準用 特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出 17において準用 発注者に対する勧告 下請負人に対する特定建設業者の指導等に係る通報を受けること 建設業者の施工技術の確保に資するための措置 技術検定合格証明書の交付等 経営規模等評価の自由 経営規模等評価の再審査の申立の受理 申請者に対する経営規模等評価の結果の通知 経営規模等評価の再審査の申立の受理 申請者に対する総合評定値の通知 建設業者団体に対する報告要求 建設業者可体に対する報告要求 建設業者の許可の取り消し 建設工事の施工の差し止め命令 新たに営業を開始することの禁止 建設業者監督処分簿の備付け等 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること を関策を関係を受けることと を関策を関係を受けることと を可能のものを可能の表すを可能の表すを受けることと を可能のものを受けることと を可能のものを可能の表すを |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

建設業者は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で事業活動を行うことが可能なことから、業の健全な発展と消費者保護を図ることを目的とした業に対する許可等の規制、監督については、全国を対象として実施する必要がある。このため、全国を対象として規制、監督を行うことが、その権能及び執行体制から可能な主体である国土交通大臣が規制・監督を実施することとされている。(なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事が規制・監督の権限を担っているが、これは、このような事業者は小規模な事業者であることが多く、その事業活動の範囲も一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏まえたものである。)

その上で、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から、便宜的に本店所在地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・ 監督の対象は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。

広域的実施体制は、区域が限定されており、全国に及ぶ建設業者の事業活動を規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、建設業者に対する国土交通大臣許可等の規制・監督は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的実施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 101]

| 個表番号 2 - 56 法 律 名 測量法 (S24 法 188) |
|---|
| 第二 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

測量業者は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で事業活動を行うことが可能なことから、業の健全な発展と消費者保護を図ることを目的とした業に対する登録等の規制、監督については、全国を対象として実施する必要がある。このため、全国を対象として規制、監督を行うことが、その権能及び執行体制から可能な主体である国土交通大臣が規制・監督を実施することとされている。

その上で、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から、便宜的に本店所在地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・監督の対象は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。

広域的実施体制は、区域が限定されており、全国に及ぶ測量業者の事業活動を規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、測量業者に対する国土交通大臣登録等の規制・監督は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的実施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 102]

| 個表番号 | 2 - 57 | 法律名 | 水防法(S24法193) |
|------|--------|------|------------------------|
| 条項 | 7 | 事務内容 | 二以上の都府県に関係する水防計画について、関 |
| 木 块 | | 争物的谷 | 係都府県知事から報告を受けること |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、全国的に水防の実態を把握するとともに、将来最も効果的な水防を行うことができるよう水防行政の企画立案に資するため、都道府県から水防計画の報告を受けるものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 103]

| 個表番号 | 2 - 57 | 法 律 名 | 水防法(S24法193) |
|------|--------|-------|------------------------|
| | 10 | | 国交大臣が指定した河川等に洪水のおそれがある |
| | | | ときの関係都道府県への通知等 |
| | 13 | | 国交大臣が指定した河川の水位情報の関係都道府 |
| | | | 県への通知等 |
| 条 項 | 14 | 事務内容 | 国交大臣が指定した河川の浸水想定区域の指定及 |
| 木 块 | | 争物的合 | び関係市町村への通知 |
| | 16 | | 国交大臣が指定した河川等の水防警報を行うこと |
| | | | 及び関係都道府県への通知 |
| | 27 | | 水防上緊急を要する通信のための電気通信設備の |
| | | | 優先的利用 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

一級河川における洪水警報、水位情報、浸水想定区域の指定、水防警報に関する事務については、「用紙番号 国土交通省 - 46」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(及び についても同じ)。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 104]

| 個表番号 | 2 - 57 | 法律名 | 水防法 (S 24 法 193) |
|------|--------|------|----------------------|
| 条 項 | 40 | 事務内容 | 水防協力団体に対する情報提供、指導、助言 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、水防の全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、水防協力団体に対して水防に関する最新の知見や高度な技術等の情報提供、指導、助言を行うものである。 当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しないに域的実施体制が行うことはできないものである。

| 広域的実施体制への移譲を前提とし | して考える不都合を解決する: | ための対応策 |
|------------------|----------------|--------|
| | ひくうんるて即口で所入する。 | |

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 105]

| 個表番号 | 2 - 57 | 法 律 名 | 水防法 (S 24 法 193) |
|------|--------|-------|----------------------|
| 条 項 | 47 | 事務内容 | 都道府県又は水防管理団体に対する報告徴収 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、水防に関する資料を集め、全国的に水防に関する基礎資料を整備して水防の実態を把握するとともに、将来最も効果的な水防を行うことができるよう水防行政の企画立案に資するため、水防管理団体及び都道府県から報告を求めるものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 106]

| 個表番号 | 2 - 57 | 法律名 | 水防法(S24法193) |
|------|--------|------|------------------------|
| 条 項 | 48 | 事務内容 | 都道府県又は水防管理団体に対する勧告及び助言 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、水防の全国的な総括者・責任者として水防に関するあらゆることについて 都道府県・水防管理団体に対し勧告・助言を行うものであり、当該権限は国土交通大臣又 はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事 務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うこと はできないものである。

| 広域的実施体制への移譲を前提とし | て考える不都合を解決するた | -めの対応策 |
|------------------|---------------|--------|
| | しったるか即日と肝がするだ | _ |

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 107]

| 個表番号 | 2 - 58 | 法律名 | 公有水面埋立法(T10 法 57) |
|-------|--------|------|----------------------------|
| | 全条項 | | 都道府県知事が埋立工事用でない工作物設置の許 |
| | | | 可をする際に報告を受けること |
| | | | 都道府県知事が埋立地の所有権移転等の許可をす |
| | | 事務内容 | る際に協議を受けること |
| | | | 都道府県知事が埋立地の用途変更の許可をする際 |
| 条項 | | | に協議を受けること |
| ホ - | | | 都道府県知事から違反事実の更正の命令をすると |
| | | | きの報告を受けること |
| | | | 都道府県知事の職権に属する事項(埋立免許)に |
| | | | 関する認可 |
| | | | (50ha を超える埋立て及び 2 以上の地方整備 |
| | | | 局の管轄区域にわたる埋立て等を除く。) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

公有水面埋立法に基づく都道府県知事の免許に際しての国土交通大臣の認可等の事務は、 大規模な埋立については国の利害に大きく関係するものであることから、国の利害を主体 的に判断できる立場にある機関が行う必要があり、広域的実施体制が実施することは不適 当である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない広域的実施体制が実施することは不適当であり、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 108]

| 個表番号 | 2 - 59 | 法 律 名 | 運河法 (T2 法 16) |
|------|--------|--------------|-----------------|
| | 全条項 | | 運河の接続に係る設備共用命令等 |
| 夕 话 | | 車 致由宓 | 事業の報告の徴収等 |
| 条項 | | 事務内容 | 運河の維持修繕命令等 |
| | | | 運河及び附属物件の買収 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本事務は、国土交通大臣が運河開設の免許を受けた者に対して、必要な監督措置を適切に行うため設けられているものである。

運河開設の免許は、地方整備局に委任されておらず本省が行っている事務であることから 、本事務を広域的実施体制に移譲した場合、運河開設の免許を与える権限の無い組織が、 監督措置のみを行い得ることとなり、不適当である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

上記の の理由のとおり、そもそも運河開設の免許は本省が行っているため、これに関連 する事務についても国が実施すべきである。

[用紙番号 国土交通省 109]

| | | 砂防法(M30 法 79) |
|----------|------|---------------|
| 条 項 別紙参照 | 事務内容 | 別紙参照 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

砂防事業は、平成23年台風第12号による紀伊半島の土砂災害や雲仙普賢岳火山災害のように、国土保全上特に重要なものとして、土砂移動現象が全国的にも大規模で特殊性を有する、高度の技術力が必要である等の場合に、国土交通大臣が砂防設備の管理・施行・維持を実施している。

これは、当該土砂移動現象の解明と対策計画の立案には、土砂災害に係る最新知見及び海外技術協力等を通じて蓄積する国際的知見を要すること、当該知見が全国的に共有される必要があること、全国的な人員・資機材を結集し組織的・機動的に対応する必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図る必要があることによるもの。特に、平成23年台風第12号や雲仙普賢岳の噴火に際しては、上記理由から、全国から専門的知見を有する職員を動員し対策に当たったところである。

このため、砂防行政所管大臣として、大規模で特殊な土砂移動現象への対策に万全を期し、 国民の生命、財産等を守るためには、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処できる ことにより、国が現在自ら整備・管理している場合と同様に最適な整備・管理方法が確保 されるよう制度的に担保する必要がある。

この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、土砂移動現象の特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備・管理方法・体制を確保することが可能となっているところである。

しかしながら、移譲後の事務が法定受託事務と整理された場合、例えば、国家的見地から 行う国の判断と、広域的実施体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の 執行が迅速かつ的確に実施されず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念され る。

また、例えば、

- ・処理基準はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定める ものではないこと、
- ・是正の指示は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であること、
- ・代執行は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることになること等、

火山等を含む極度に荒廃した流域等の日々変化する個別状況への対応に限界があり、かつ、 事後的な措置であるため緊急時等において迅速に対応することが困難である等、現在と同 様の整備・管理方法を確保していくことが極めて困難となり、国土交通大臣が大規模で特 殊な土砂災害から国民の生命・財産等を守る責任を十全に果たすことができない。

したがって、当てはめ案では、国土の根幹的な基盤を維持し、国民の生命、財産等を守る 上で不都合が生じる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

上記不都合を解消するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下のような国土交通大臣の関与を可能とすることが必要である。

広域的実施体制の長に対する指揮監督

砂防設備の整備及び管理に関して従わなければならない基準の作成

国土保全の観点から治水上砂防のため特に必要と認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する必要な措置(許可・不許可、処分の取り消し・変更、工事の中止・変更・施行その他必要な措置)の指示、及び、広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行(広域実施体制の職員に対する直接的な指揮監督)

広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査(報告提出、実地調査等)、事後報告・届出・通知

広域的実施体制の長が、国土保全の観点から砂防上の影響が大きい事務を行おうとする 場合の国土交通大臣の認可

大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が、直接執行できる仕組みや全国の広域 的実施体制の長やその職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要である。

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的実施体制の議会が議決・調査権を行 使することが想定されない。

移譲の例外とすべきと考える理由

国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。

別紙

| 個表番号 | 2 - 60 | 法 律 名 | 砂防法 (M30法 79) |
|------|--------|-------|------------------------------|
| | 4 | | 指定土地における一定の行為の禁止・制限 |
| | 6 | | 砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示(砂防設 |
| | | | 備により特に利益を受ける地方公共団体が 2 以上の地方整 |
| | | | 備局の管轄区域にわたる場合を除く) |
| | 7 | | 都道府県の管内の公共団体の行政庁に対する砂防工事の施 |
| | | | 行又は砂防設備の維持をなすことの指示 6 による施行 |
| | 8 | | 他の工事等の行為により砂防工事を施行する必要が生じた |
| | | | 場合の工事施行又は砂防設備の維持をなすことの指示 6 |
| | | | による施行 |
| | 11 の 2 | | 砂防設備台帳の調製、保管 6 による施行 |
| 条 項 | 22 | 事務内容 | 土地・森林所有者に対する土石、砂礫等の供給命令 6 に |
| | | | よる施行 |
| | 23 | | 指定土地等への立入、障害物の除却等 6 による施行 |
| | 18 | | 費用の追徴 |
| | 29 | | 許可の取消、効力の停止、条件変更、設備変更、原形回復 |
| | | | 命令等 |
| | 30 | | 更正命令等 |
| | 36 | | 法令による義務の履行命令 |
| | 37 | | 保証金の納付目的又は過料への充用 |
| | 38 | | 私人が負担する費用等の徴収 |
| | 39 | | 職権の行政処分による強制 |

[用紙番号 国土交通省 110]

| 個表番号 | 2 - 60 | 法律名 | 砂防法(M30 法 79) |
|------|--------|------|-------------------------|
| 条 項 | 32 | 事務内容 | 砂防行政についての行政庁への指示(都道府県等) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、砂防の全国的な総括者・責任者として砂防に関するあらゆることについて都道府県、市町村等に対し指示を行うものであり、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 111]

| 個表番号 | 2 - | 法律名 | 津波防災地域づくりに関する法律(H23法 123) |
|------|-----|------|---------------------------|
| 条 項 | 7 | 事務内容 | 基礎調査のための土地の立入り等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、津波防災の全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、最新の知見や技術力により全国的な津波防災の基礎となる調査を行うことに伴うものであり、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであることから、一定区域における事務を担う組織であり、津波防災の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 112]

| | | _ | |
|------|-----|-------|------------------------|
| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動 |
| | | | の促進に関する法律(H20法 38) |
| | 4 | | 農商工等連携事業計画の認定 |
| | 4 | | 農商工等連携事業計画の変更の認定 |
| 条 項 | | 事務内容 | 5 において準用 |
| | 5 ~ | | 農商工等連携事業計画の変更認定、取り消し等 |
| | 17 | | 認定農商工等連携事業者に対する報告徴収 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本法は他省との共管法律であるため、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない(このため、又はについて、記載することが困難である。)。

なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的実施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 113]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動 |
|------------|-----|------|-----------------------------|
| | | | の促進に関する法律(H19法 39) |
| | 6 | | 地域産業資源活用事業計画の認定等 |
| 条項 | 7 | 事務内容 | 地域産業資源活用事業計画の変更の認定、取り消し等 |
| 示 坦 | 6 | 争伤的合 | 地域産業資源活用事業計画の変更申請等 7 において準用 |
| | 15 | | 地域産業資源活用事業計画の実施状況の報告の徴求 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本法は他省との共管法律であるため、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない(このため、又はについて、記載することが困難である。)。

なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的実施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 114]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(H19 |
|------|-----|------|--|
| | | | 法 59) |
| 条項 | 5 | 事務内容 | 地域公共交通総合連携計画の送付を受けたとき、 市町村に対し必要な助言をすること |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、国土交通大臣が、地域公共交通総合連携計画に定められる地域公共交通特定事業に係る実施計画の認定等を行うことから、地域公共交通総合連携計画を作成した市町村に対して、必要な助言を行うものである。

当該権限は、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局の長しか行い得ない ものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有 しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 115]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(H19 |
|------|-----|------|---------------------------|
| | | | 法 59) |
| | 6 | | 地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われ |
| 条 項 | | 事務内容 | るように、協議会の構成員の求めに応じて、必要 |
| | | | な助言をすること |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、国土交通大臣が、地域公共交通総合連携計画に定められる地域公共交通特定事業に係る実施計画の認定等を行うことから、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言を行うものである。

当該権限は、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局の長しか行い得ない ものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有 しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 116]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す |
|------|------|------|------------------------|
| | | | る法律(H18法 91) |
| 条 項 | 34 ~ | 事務内容 | 都市公園特定事業計画の策定及び実施等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく上記の事務は、都市公園 法に基づく国営公園の公園管理者の事務・権限と一体不可分のものであるため、それと同一 の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

都市公園法に基づく国営公園の公園管理者としての国土交通大臣の事務・権限([用紙番号 国土交通省 - 69])と同一の整理として、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 117]

| | | _ | |
|------|---------|-------|--------------------------|
| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す |
| | | | る法律(H18法 91) |
| | 10 ~ | 事務内容 | 道路管理者の基準適合義務等 |
| | 31 ~ | | 道路特定事業計画の策定及び実施等 |
| 条 項 | <31 ~ > | | 市町村による道路特定事業計画の策定及び実施等 |
| | 32 | | 市町村による道路特定事業の共同実施 |
| | 36 | | 交通安全特定事業計画の作成に関し意見を述べること |
| | | | 等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

指定区間内国道における道路管理者の基準適合義務等の道路管理関係事務については、 「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一 体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする(及び についても同じ)。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 118]

| 1 | 固表番号 | 3 - | 法 律 名 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す |
|---|------|-----|-------|------------------------|
| | | | | る法律(H18法 91) |
| 1 | 条 項 | 32 | 事務内容 | 国道に係る道路特定事業の同意 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による同意は 当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認め られているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政におけ る国道の新設等に関する制度(法令、計画、予算等)の企画・立案等に係る権限を有しな い広域的実施体制には当該同意を行う適格性はない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 119]

| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (H17 法 51) |
|------|-----|-------|----------------------------------|
| | 18 | | 技術基準適合命令 |
| | 28 | | 特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るため |
| 条 項 | | 事務内容 | の指導及び助言 |
| | 29 | | 特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収 |
| | 29 | | 特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

現行においては、国土交通大臣は建設業を所管する大臣として同業に係る特定特殊自動車の使用者に対する監督権限を有することとなっている。国土交通大臣の建設業法に係る監督規定は「用紙番号 国土交通省 - 100」の通り移譲しないこととするため、これらの規定についても移譲することとしない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、建設業所管大臣として行う標記事務・権限は、建設業をそもそも所管しない広域実施体制に移譲することは困難であり、標記事務・権限は移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 120]

| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 |
|------|------|-------|--------------------------------|
| | | | (H11法18) |
| | 9 | | 経営革新計画の承認 |
| | 10 | | 経営革新計画の変更の承認・取り消し |
| | 34 | 事務内容 | 中小企業者の経営の状況を把握するための調査 |
| 夕 话 | 35 | | 経営革新のための事業を行う者からの報告の徴収 |
| 条項 | 11 | | 異分野連携新事業分野開拓計画の認定 |
| | 12 ~ | | 異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定等 |
| | 34 | | 異分野連携新事業分野開拓の状況を把握するための調査 |
| | 35 | | 異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う者からの報告の徴収 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本法は他省との共管法律であるため、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない(このため、又はについて、記載することが困難である。)。

なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的実施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 121]

| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別 |
|------|--------|-------|--------------------------|
| | | | 措置法(H11 法 131) |
| | 39の2 | | 中小企業承継事業再生計画の認定等 |
| | 39 の 3 | | 中小企業承継事業再生計画の変更の認定、取り消し等 |
| 条 項 | 39 の 4 | 事務内容 | 認定中小企業承継事業再生事業者から承継事業者 |
| | | | が事業を承継したことの報告を受けること等 |
| | 73 | | 報告徴収 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本法は他省との共管法律であるため、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省及び環境省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、 標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない(このため、又はについて、 記載することが困難である。)。

なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的実施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 122]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 地球温暖化対策の推進に関する法律(H10 法 117) |
|------|--------|------|------------------------------|
| 条 項 | 20 の 4 | 事務内容 | 地方公共団体実行計画協議会に対し必要な助言を 行うこと |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、地球温暖化対策を推進するにあたり、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進等の企画・立案等に関する全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、地方公共団体実行計画協議会に対し、当該企画・立案等に関する支援措置等の関連施策の紹介等の助言を行うものである。当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局等の長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 123]

| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に |
|------|----------|-------|------------------------|
| | | | 関する法律(H4 法 62) |
| | 4 、 5、 6 | | 整備計画の認定等 |
| | 7 | | |
| | 8 | | 整備計画の変更の認定等 |
| 条 項 | 9 | 事務内容 | 認定事業者に対する報告の徴収等 |
| | 10 | | 認定計画の認定の取消等 |
| | 11 | | 特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針の通知 |
| | | | の受理 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

現行においては、例えば、特定周辺整備地区において整備される場合における整備計画の 認定に関する事項については、当該特定施設に係る大臣、国土交通大臣、総務大臣及び農林 水産大臣が主務大臣とされている。この権限について、国土交通大臣の権限のみを広域的実 施体制に移管することは、現在の複数の主務大臣が共同して行っている認定の事務の執行体 制の均衡を失することとなり、結果として産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃 棄物の適正な処理の推進に支障をきたすなどの懸念があるため不適当である。

以上のことから、「当てはめ案」のとおり、標記事務・権限を広域実施体制に移譲することはそもそも困難である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、複数の大臣が共同で認定を行うような標記事務・権限は、その一部の みを広域実施体制に移譲することは困難であるため、標記事務・権限については移譲の例外 とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 124]

| | _ | | _ | |
|--|------|------|------------------------|---------------------------|
| | 個表番号 | 3 - | 法律名 | 資源の有効な利用の促進に関する法律(H3法 48) |
| | | 16 | | 特定再利用事業者に対する助言 |
| | 条項 | 17 ~ | 事務内容 | 特定再利用事業者に対する勧告、命令等 |
| | | 35 | | 指定副産物事業者に対する指導及び助言 |
| | | 36 ~ | | 特定副産物事業者に対する勧告、命令等 |
| | | 37 | 特定再利用事業者に対する報告徴収、立入検査等 | |
| | | 37 | | 指定副産物事業者に対する報告徴収、立入検査等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

現行においては、国土交通大臣は建設業を所管する大臣として同業に係る特定再利用事業者及び指定副産物事業者に対する監督権限を有することとなっている。国土交通大臣の建設業法に係る監督規定は「用紙番号 国土交通省 - 100」の通り移譲しないこととするため、これらの規定についても移譲することとしない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、建設業所管大臣として行う標記事務・権限は、建設業をそもそも所管しない広域実施体制に移譲することは困難であり、標記事務・権限は移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 125]

| 個表番号 | 3- | 法律名 | 集落地域整備法(S62法63) |
|------|----|------|------------------------|
| | 4 | 事務内容 | 都道府県知事から集落地域整備基本方針を定めた |
| 条 項 | | | ときの報告を受けること |
| 条項 | 4 | | 都道府県知事から集落地域整備基本方針を変更し |
| | | | たときの報告を受けること 4 において準用 |

当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

集落地域整備法に基づく上記の事務・権限は、集落地域整備基本方針に基づき策定される 集落地区計画が、都市計画法第 18 条第 3 項の規定による国土交通大臣の同意を得て定められる同法第 7 条に規定する区域区分に関する都市計画の趣旨を損なわないように、集落地域 整備基本方針について一定の関与を確保するために行うものであり、区域区分に関する都市 計画に係る同項の協議・同意権限と一体不可分の関係にあるため、同項の国土交通大臣の事 務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

譲の例外とすべきと考える理由

都市計画法第18条第3項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的 実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 126]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54 法 49) |
|------|---------|------|------------------------------|
| | 6 | | 事業者に対する必要な指導及び助言 |
| | 14 | | 特定事業者による中長期計画書の受理 |
| | <14 > | | 特定連鎖化事業者による中長期計画書の受理 |
| | 15 | | 特定工場によるエネルギー使用状況等の報告の受 |
| | | | 理 |
| | <15 > | | 特定連鎖化工場によるエネルギー使用状況等の報 |
| | | | 告の受理 |
| | 16 ~ | | 特定事業者に対する合理化計画に係る指示、公表 |
| | <16 ~ > | | 特定連鎖化事業者に対する合理化計画に係る指 |
| | | | 示、公表 |
| 条項 | 20 | 事務内容 | 登録調査機関による確認調査結果の報告の受理 |
| | | | (特定事業者) |
| | <20 > | | 登録調査機関による確認調査結果の報告の受理 |
| | | | (特定連鎖化事業者) |
| | 60 | | 荷主に対する必要な指導及び助言 |
| | 62 | | 特定荷主による計画の受理 |
| | 63 | | 特定荷主によるエネルギー使用状況等の報告の受 |
| | | | 理 |
| | 64 | | 特定荷主に対する勧告 |
| | 87 | | 特定事業者に対する報告徴収・立入検査 |
| | 87 | | 特定荷主に対する報告徴収・立入検査 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

現行においては、国土交通大臣は、宅地建物取引業、建設業等を所管する大臣としてこれらの業に係る事業者に対する監督権限を有することとなっている。国土交通大臣のこれらの業法(宅地建物取引業法、建設業法等)に係る監督規定は、「用紙番号 国土交通省 - 74」、「用紙番号 国土交通省 - 100」等の通り移譲しないこととするため、これらの規定についても移譲することとしない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、宅地建物取引業、建設業等を所管する大臣として行う標記事務・権限は、これらの業等をそもそも所管しない広域実施体制に移譲することは困難であり、標記事務・権限は移譲の例外とすべきである。

「用紙番号 国土交通省 127]

| | | 121] | | | |
|------|-------------|-------|--------------------------|--|--|
| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54 法 | | |
| | | | 49) | | |
| | 76 の 8 | | 建築物調査機関の登録 | | |
| | 31 | | 登録建築物調査機関に対する適合命令 | | |
| | 42 | | 登録建築物調査機関の登録更新 | | |
| | 44 | | 登録建築物調査機関の事業所の変更に係る届出受 | | |
| | | | 理 | | |
| | 45 | | 調査業務規程の作成等の届出受理 | | |
| | 46 | | 登録建築物調査機関の業務の休廃止に係る届出受 | | |
| 条 項 | | 事務内容 | 理 | | |
| | 48 | | 登録建築物調査機関に対する改善命令 | | |
| | 49 | | 登録建築物調査機関の登録取消等 | | |
| | 50 | | 登録建築物調査機関の登録取消等の公示 | | |
| | (31 ~50 は | | | | |
| | 76 の 10 による | | | | |
| | 準用) | | | | |
| | 87 | | 登録建築物調査機関に対する報告徴収、立入検査 | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

登録建築物調査機関は、建築物の省エネ性能に係る維持保全の状況について中立・公平に評価する業務を行っており、評価の信頼性を確保する必要性から、全国的見地からのチェックが機動的に行われる必要がある。

このため、登録建築物調査機関の監督は、全国を責任ある主体として管轄し、広域的な監督権限の行使が可能な国が行うべきものであり、全国のうち一部の地域のみを管轄する広域的実施体制において本業務を行うことは適切でない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、評価の信頼性を確保する必要性から、本業務は本来国で行うべきものであり、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 128]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 砂利採取法(S43法74) |
|------|-------------|------|--------------------|
| | 【国土交通大臣の権限】 | | |
| | 33 | | 砂利採取業を行う者に対する報告徴収 |
| 条 項 | 34 | 事務内容 | 河川区域等の区域において砂利の採取を |
| | | | 業として行う者の事務所等への立入検査 |
| | | | 等 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、国土交通大臣が河川全般に係る河川行政の企画・立案等を行うために必要な河川全般についての動向・実態を広く把握するため、国土交通大臣が河川管理者ではない 二級河川を含めた河川全般について報告徴収・立入検査を行うことができることを定めた ものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局 長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案 等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

| 広域的実施体制へ | の移譲を前提とし | 、て老える不 | 都合を解決す | るための対応 | 箫 |
|---|-------------------|--------|--------|------------------|----|
| <i>// / / / / / / / / / / / / / / / / / /</i> | ・レノイショネ と Hリル ヒ し | ノしったるこ | ' HI | ~ 100000000 | NW |

移譲の例外とすべきと考える理由

上記 のとおり。

[用紙番号 国土交通省 129]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 砂利採取法(S43法74) | | | |
|------|---------------|------|-------------------|--|--|--|
| | 【河川管理者としての権限】 | | | | | |
| | 33 | | 砂利採取業を行う者に対する報告徴収 | | | |
| 条 項 | 34 | 事務内容 | 河川区域等の区域において砂利の採取 | | | |
| | | | を業として行う者の事務所等への立入 | | | |
| | | | 検査等 | | | |
| | | | | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

砂利採取業を行う者に対する報告徴収、河川区域等の区域において砂利の採取を業として 行う者の事務所等への立入検査等の事務については、「用紙番号 国土交通省 - 46」で記 載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする (及び についても同じ)。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 130]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 地すべり等防止法 (S 33 法 30) |
|------|------|------|------------------------|
| 条 項 | 別紙参照 | 事務内容 | 別紙参照 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

地すべり対策事業は、平成 16 年中越地震時に長岡市(旧山古志村)芋川等で見られたように、国土保全上特に重要なものとして、地すべり現象が全国的にも大規模で特殊性を有する、高度の技術力が必要である等の場合に、国土交通大臣が地すべり防止工事の施工及び管理を実施している。

これは、地すべりの機構解明と地すべり防止工事基本計画の策定には、地すべり現象に係る最新知見及び海外技術協力等を通じて蓄積する国際的知見を要すること、当該知見が全国的に共有される必要があること、全国的な人員・資機材を結集し組織的・機動的に対応する必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図る必要があることによるもの。我が国は、地質的には変動帯に位置し、国土の半分以上が豪雪地帯となっており、世界的にも有数の地すべり多発国であることから、国全体の知見を総合的かつ確実に反映できるよう、研究機関を含めた全国一体的な実施体制が取られている。

このため地すべり防止行政所管大臣として、大規模で特殊な地すべりへの対策に万全を期し、国民の生命、財産等を守るためには、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処できることにより、国が現在自ら整備・管理している場合と同様に最適な整備・管理方法が確保されるよう制度的に担保する必要がある。

この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、地すべりの特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備・管理方法・体制を確保することが可能となっているところである。

しかしながら、移譲後の事務が法定受託事務と整理された場合、例えば、国家的見地から 行う国の判断と、広域的実施体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の 執行が迅速かつ的確に実施されず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念され る。

また、例えば、

- ・処理基準はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定める ものではないこと、
- ・是正の指示は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であること、
- ・代執行は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることになること等、

地すべりの日々変化する個別状況への対応に限界があり、かつ、事後的な措置であるため 緊急時等において迅速に対応することが困難である等、現在と同様の整備・管理方法を確 保していくことが極めて困難となり、国土交通大臣が大規模で特殊な地すべりによる災害 から国民の生命・財産等を守る責任を十全に果たすことができない。

したがって、当てはめ案では、国土の根幹的な基盤を維持し、国民の生命、財産等を守る 上で不都合が生じる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

上記不都合を解消するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下 のような国土交通大臣の関与を可能とすることが必要である。

広域的実施体制の長に対する指揮監督

地すべり防止施設の整備及び管理に関して従わなければならない基準の作成

国土保全及び民生の安定の観点から特に必要と認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する必要な措置(許可・不許可、処分の取り消し・変更、工事の中止・変更・施行その他必要な措置)の指示、及び、広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行(広域実施体制の職員に対する直接的な指揮監督)

広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査(報告提出、実地調査等)、事後報告・届出・通知

広域的実施体制の長が、国土保全の観点から砂防上の影響が大きい事務を行おうとする 場合の国土交通大臣の認可

大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が、直接執行する仕組みや全国の広域的 実施体制の長やその職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要である。

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的実施体制の議会が議決・調査権を行 使することが想定されない。

移譲の例外とすべきと考える理由

国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。

別紙

| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 地すべり等防止法 (S33法30) | | |
|------|-----|------------|---------------------------|--|--|
| | 11 | | 地すべり防止工事に関する設計等の承認等 | | |
| | 13 | | 兼用工作物において地すべり防止工事を施行させること | | |
| | 14 | | 工事原因者に地すべり防止工事を施行させること | | |
| | 15 | | 地すべり防止工事の附帯工事の施行 | | |
| | 16 | | 他人の占有する土地への立入等 | | |
| 条項 | 18 | 車 致 | 地すべり防止区域内の行為の許可等 | | |
| 条項 | 20 | 事務内容 | 国又は地方公共団体の地すべり防止区域内の行為の協議 | | |
| | 21 | | 許可取り消し、措置命令等(21 は除く) | | |
| | 22 | | 報告徴収、立入検査等 | | |
| | 23 | | 措置命令 | | |
| | 33 | | 兼用工作物の費用負担の協議 | | |
| | 48 | | 漁港管理者又は港湾管理者に対する協議 | | |

[用紙番号 国土交通省 131]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 地すべり等防止法 (S 33 法 30) |
|------|-----|------|------------------------|
| 条 項 | 49 | 事務内容 | 都道府県知事に対する報告徴収 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、国土交通大臣が地すべり等防止法の施行に係る企画・立案等を行うために必要な地すべり全般についての動向・実態を広く把握するため、地すべり防止区域等の管理者である都道府県知事に報告徴収を行うことができることを定めたものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

上記 のとおり。

[用紙番号 国土交通省 132]

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本法は他省との共管法律であるため、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない(このため、又はについて、記載することが困難である。)。

なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的実施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 133]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 海岸法(S31法101) |
|------|------|------|--------------|
| 条 項 | 別紙参照 | 事務内容 | 別紙参照 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

海岸保全に係る事業においては、冬季波浪等による海岸侵食や地震・大型台風による津波・高潮による被害のように、国土の保全上特に重要なものとして、工事規模が著しく大きい、工事が高度の技術を要する等の場合に、国土交通大臣が海岸保全施設の整備等を実施している。

これは、施工にあたり波浪及び津波の解析、漂砂の移動機構の解明等と対策計画の立案に、 海岸災害に係る最新知見や試験等を通じて蓄積する知見を要すること、当該知見が全国的 に共有される必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図る必 要があることによるものである。

特に、東北地方太平洋沖地震を受け、総合的かつ効果的に津波対策を推進する必要が生じたことから、海岸保全施設については、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくこととしているところである。

このため、国土交通大臣としては、大規模で特殊な津波・高潮、2侵食への対策に万全を期し、国土を保全し、国民の生命、財産等を守るためには、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処し、国が現在自ら整備している場合と同様に最適な整備方法が確保されるよう制度的に担保する必要がある。

この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、津波・高潮、侵食の特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備方法・体制を確保することが可能となっているところである。

しかしながら、移譲後の事務が自治事務と整理された場合はもとより、移譲後の事務が法 定受託事務と整理された場合には、例えば、国家的見地から行う国の判断と、広域的実施 体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施さ れず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念される。

また、例えば、

- ・処理基準はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定める ものではないこと、
- ・是正の指示は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であること、
- ・代執行は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることになること等、

自然公物たる海岸の日々変化する個別状況への対応に限界があり、かつ、事後的な措置であるため緊急時等において迅速に対応することが困難であるため、現在と同様の整備水準を確実に確保していくことが極めて困難となり、国土交通大臣が大規模で特殊な海岸災害から国民の生命・財産等を守る責任を十全に果たすことができない。

したがって、当てはめ案では、国土保全の根幹的な基盤を構築し、国民の生命・財産等を 守る上で不都合が生じる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

上記不都合を解消するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下 のような国土交通大臣の関与を可能とする必要。

広域的実施体制の長に対する指揮監督

海岸保全施設の整備に関して従わなければならない基準の作成

国土保全の観点から海岸保全上特に必要と認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する必要な措置(許可・不許可、処分の取消・変更、工事の中止・変更・施行その他必要な措置)の指示、及び、広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行(広域的実施体制の職員に対する直接的な指揮監督)

広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査(報告提出、実地調査等) 事後報告・届出・通知

広域的実施体制の長が、国土保全の観点から海岸保全上の影響が大きい事務を行おうと する場合の国土交通大臣の認可

大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が、直接執行する仕組みや全国の広域的 実施体制の長やその職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要である。

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的実施体制が議会の議決・調査権を行 使することが想定されない。

移譲の例外とすべきと考える理由

国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。

別紙

| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 海岸法(S 31 法 101) |
|------|-----------|-----------------------|--|
| 凹化田与 | 2 | /A IF TI | 砂浜の海岸保全施設指定(*) |
| | 2 0 3 | | 沙浜の海岸保主施設指定(**) 海岸保全施設の整備案の作成等(*) |
| | 7 . 8 | | , |
| | | | 海岸保全区域占用等の許可(*) |
| | 8 O 2 | | 行為の制限の対象となる区域等の指定(*) |
| | 10 | | 国又は地方公共団体が占用等するときの協議(*) |
| | 12 | | 許可の取消し又は措置命令等(*) |
| | 12 | | 措置を命ずべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行 |
| | | | うこと等(*) |
| | 12 | | 除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物の保管等 |
| | | | (*) |
| | 12 ~ | | 保管した施設等の売却及び代金の保管等(*) |
| | 12 の 2 ~ | | 処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等 |
| | | | (*) |
| | 13 | | 海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画に |
| | | | ついての承認等(*) |
| | 15 | | 海岸保全施設が道路、水門、物揚場等の効用を兼ねるとき、 |
| | | | 当該他の工作物の管理者に工事施行等させること(*) |
| | 16 | | 工事原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行 |
| 条項 | | 事務内容 | させること(*) |
| 小 妈 | 17 | 1 10111111 | 必要が生じた附帯工事を海岸保全施設に関する工事とあわ |
| | | | せて施行すること(*) |
| | 18 | | やむを得ない必要があるときの土地等の立入及び一時使用 |
| | | | (*) |
| | 18、12の2 | | 立入又は一時使用により損失を受けた者に対する損失補償 |
| | | | に係る協議、損失補償等(*) 18 において準用 |
| | 19 | | 海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償(*) |
| | 20 | | 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告徴 |
| | | | 収・立入検査(*) |
| | 21 | | 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する措置命令 |
| | | | (*) |
| | 21 、12の2 | | 措置命令により損失を受けた者に対する損失補償に係る協 |
| | | | 議、損失補償等(*) 21 において準用 |
| | 22 | | 漁業権の取消等 |
| | 22 漁業法 39 | | 漁業権の取消等によって生じた当該漁業権者に対する損失 |
| | ~ | | 補償(*) 22 において準用 |
| | 30 | | 海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの管理費用 |
| | | | 負担に関する他の工作物の管理者との協議(*) |
| | 38 Ø 2 | | 許可又は承認に、海岸の保全上必要な条件を付すること |

| | (*) |
|--|--|
| | (*)法第6条第2項の規定により、海岸保全施設の新設等の工事の規模が著しく大きい場合等において、当該施設が国土保全上特に重要なものであると認め、主務大臣 |
| | が自ら工事を施工するときに、主務大臣が海岸管理者に 代わって行う権限に限る。 |

[用紙番号 国土交通省 134]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 海岸法(S31法101) |
|------------|-----|------|------------------------|
| 条項 | 27 | 事務内容 | 国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関 |
| 赤 垻 | | | する海岸管理者からの協議に対する同意 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該条項は、国が費用の一部を負担することとなる海岸保全施設の新設・改良工事の施行に関する海岸管理者からの協議に対する主務大臣の同意を要する旨を規定したものであるが、当該工事に係る国の負担額を定めることとなる事務であり、事務の性格上、国でなければ判断できない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

海岸保全施設の新設・改良工事に係る国の負担額の判断は国でしかできないため、移譲の 例外とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省 135]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 海岸法(S31法 101) |
|------|--------|------|----------------------|
| 条 項 | 37 の 2 | 事務内容 | 国土保全上極めて重要な海岸保全区域の管理 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該事務は、そもそも「国土保全上極めて重要であり、かつ地理的条件及び社会的状況により、都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸」について、主務大臣が直接管理することを規定したものであり、沖ノ鳥島の海岸が指定されている。

沖ノ鳥島は、我が国最南端の領土であり、周辺海域における我が国の国際法上の権利(国土面積を上回る約40万平方キロメートルの排他的経済水域)の基礎となる極めて重要な島であり、我が国の経済的・主権的権利が及ぶ水域を保持するという国家的な目的をもった事務である。

このような、事務の性格上、国益の実現を図るため、国家的な責任をもって行うこととなる事務については、国の利害を判断できる立場に立てない主体が行うことはできないものである。

| 広域的宝施体制へ | の移譲を前提とし | ,て老える不都会 | ≧を解決する | ための対応策 |
|----------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| | ・レノイショネ と Hiょん ヒー し | / L J/L 2/11 HD C | コ ひ 州 ナ / ハ ツ ~ ~ | ノニマンマンスコルトス |

移譲の例外とすべきと考える理由

上記の不都合から、主権的権利が及ぶ水域の保持という国益の実現のための判断は国でなければできないため、事務の移譲の例外とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省 136]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 海岸法(S31法 101) |
|------|-----|------|------------------------|
| 条項 | 38 | 事務内容 | 報告徴収(都道府県知事、市町村長及び海岸管理 |
| 亦 均 | | 子がい合 | 者) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、国土交通大臣が海岸行政の企画・立案等を行うために必要な海岸全般についての動向・実態を広く把握するため、都道府県知事、市町村長及び海岸管理者から報告徴収・資料提出を行うことができることを定めたものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

上記 のとおり。

[用紙番号 国土交通省 137]

| 個表番号 3 | | 3 - | 法 律 名 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(S26法 |
|--------|-----|-----|-------|-------------------------|
| | | | | 97) |
| | 条 項 | 7 | 事務内容 | 公共土木施設の災害復旧事業費の決定 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

災害復旧事業費の決定は、災害復旧事業に係る国の負担額を決定する事務であり、事務の 性格上、国でなければ判断できない。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

災害復旧事業費に係る国の負担額の判断は国でしかできないため、移譲の例外とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省 138]

| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 中小企業等協同組合法(S24法181) |
|---------------|------------------|-------|---|
| | 9 O 2 | | 組合員の福利厚生に関する共済事業を行う事業協同組合等が他の |
| | | | 事業を行うことの承認(*) |
| | 9 0 2 0 3 | | 事業協同組合等が組合員以外の者に所有する施設を用いて行って |
| | | | いる事業を利用させることができることの認可等(*) |
| | 9 0 6 0 2 | | 事業協同組合等の共済規程の認可等(*) |
| | 9の6の2 | | 協同組合連合会の共済規程の認可等 9の9 において準用(*) |
| | 9 の 7 の 5 | | 共済事業を行う事業協同組合等に対する保険業法の準用(立入検 |
| | | | 査、業務改善命令等)(*) |
| | 9の7の5 | | 共済事業を行う協同組合連合会に対する保険業法の準用(立入検 |
| | | | 査、業務改善命令等) 9の9 において準用(*) |
| | 9の9 | | 共済事業を行う一定規模以上の会員数の協同組合連合会が他の事 |
| | | | 業を行うことの承認(*) |
| | 27 O 2 | | 事業協同組合等の設立の認可(*) |
| | 35 の 2 | | 組合の役員の変更の届出を受けること(*) |
| | 48 | | 組合員が総会を招集することの承認(*) |
| ∕ 2 ⊤5 | 51 | 事效力灾 | 定款の変更の認可(*) # 注意数を行うによる |
| 条項 | 57 の 5 58 の 7 | 事務内容 | 共済事業を行う組合等の余裕金運用の制限に関する認可(*) |
| | 58 Ø 8 | | │ 共済計理人から理事会に提出した意見書写しの提出を受けること等(*) │ │ 組合に対し共済計理人の解任を命ずること(*) |
| | 62 | | 組合の解散の届出等(*) |
| | 66 | | 組合の合併の認可(*) |
| | 96 | | 組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならない |
| | | | こと(*) |
| | 104 | | □ □ へ |
| | | | の申出を受けること等(*) |
| | 105 | | 組合員等から組合等に対する検査の請求を受けること等(*) |
| | 105 の 2 | | 組合から決算関係書類の提出を受けること(*) |
| | 105 の 3 ~ | | 組合等に対する報告の徴収(*) |
| | 105 の 4 ~ | | 組合等に対する立入検査(*) |
| | 106 ~ | | 組合等に対する法令等違反に係る措置命令等(*) |
| | 106 の 2 | | 共済事業を行う組合に対する措置命令等(*) |
| | 106 の 3 | | 共済事業を行う組合からの共済代理店の設置等の届出を受けること(*) |
| | | | (*)全国を地区とするものを除く。 |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本法は他省との共管法律であるため、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省及び金融庁との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない(このため、又はについて、記載することが困難である。)。

なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的実施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 139]

| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 東日本大震災復興特別区域法(H23法 122) |
|------|------|-------|-------------------------|
| | 48 、 | | 協議を受け、同意すること |
| 条 項 | | 事務内容 | (市町村及び都道県による復興整備計画への都市 |
| | | | 計画区域に関する事項の記載) |

当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

東日本大震災復興特別区域法に基づく上記の事務・権限は、都市計画法第5条第3項に基づく都市計画区域の指定に関する国土交通大臣の協議・同意に関連して行われるものであり、 それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第5条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

都市計画法第5条第3項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的 実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 140]

| 個表番号 | 3 - | 法律名 | 東日本大震災復興特別区域法 (H23法 122) |
|------|------|------|--------------------------|
| | 48 • | | 協議を受け、同意すること |
| 条 項 | | 事務内容 | (市町村及び都道県による復興整備計画への都 |
| 不 块 | | | 市計画法第18条第3項に規定する都市計画に |
| | | | 関する事項の記載) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

東日本大震災復興特別区域法に基づく上記の事務・権限は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する協議・同意と同一の性格のものであり、 それと同一整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

都市計画法第 18 条第 3 項に基づく国土交通大臣の協議・同意と同一の整理として、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 141]

| | | | - | |
|---|-------------|---|--------------|--|
| | 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 東日本大震災復興特別区域法(H23法 122) |
| - | 個表番号 条 項 | 3- 49 (都道所 は市町村 で は市町村 で で き き き で も も も も も も も も も も り き き き き き き き き き | | 東日本大震災復興特別区域法(H23 法 122) 協議を受け、同意すること (復興整備計画への都市計画法第59条第1項及 び第2項の認可に関する事項の記載に係る同 意) |
| | | 係る事務) | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

東日本大震災復興特別区域法に基づく上記の事務・権限は、都市計画法第59条第1項及び 第2項に基づく市町村又は都道府県が第一号法定受託事務として施行する都市計画事業の認 可と同一の性格のものであり、それと同一整理となる。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

都市計画法第 59 条第 1 項及び第 2 項に基づく市町村又は都道府県が第一号法定受託事務として施行する都市計画事業の認可と同一の整理として、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。

[用紙番号 国土交通省 142]

| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 東日本大震災復興特別区域法(S23法 122) | |
|------------------------|-----|-------|-------------------------|--|
| | 54 | | 被災関連市町村等が復興整備計画に住宅地区改良 | |
| 条 項 | | 事務内容 | 事業に関する事項を記載しようとするときにおい | |
| | | | て、協議を受けること | |
| 「ソフトルタープは不知人が失いてし来るて理由 | | | | |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

東日本大震災復興特別区域法に基づき、被災関連市町村等が復興整備計画に住宅地区改良 事業に関する事項を記載する場合の国土交通大臣への協議は、住宅地区改良法第5条第1項 に規定する事業計画の協議に対応する事務である。

住宅地区改良事業の事業計画の策定の協議に当たっては、国土交通大臣により指定された 改良地区又は復興整備計画に申出地区に関する事項を記載し、国土交通大臣の同意を得て改 良地区とみなされたものとの整合を確認する必要があり、事業計画の協議先は改良地区の指 定権限を有する国としていることを考慮すると、東日本大震災復興特別区域法における復興 整備計画に住宅地区改良事業に関する事項を記載する場合の協議先も国とする必要がある。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、住宅地区改良法における事業計画の協議先は国としていることを考慮すると、東日本大震災復興特別区域法における復興整備計画に住宅地区改良事業に関する事項を記載する場合の協議先も国とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省 143]

| 個表番号 | 3 - | 法 律 名 | 東日本大震災復興特別区域法(H23法 122) |
|------|-----|-------|-------------------------|
| | 56 | | 協議を受け、同意すること |
| 条 項 | | 事務内容 | (復興整備計画に記載する国土交通省が行う地籍 |
| | | | 調査に関する事項の記載) |

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

地籍調査は、国土調査法に基づき都道府県や市町村等が実施主体とされているが、その特例として、東日本大震災復興特別区域法により、国土交通省が地籍調査を行うことができることとされている。これは、被災した都道府県や市町村等の中には壊滅的な被害を受けて行政機能が低下し、地籍調査の実施がきわめて困難となっている団体があることを踏まえ、東日本大震災からの迅速な復興・復旧を図るために設けられた特例である。

東日本大震災復興特別区域法第 56 条第 2 項及び第 3 項に基づく同意をするには、上述の国土交通省が行う地籍調査を実施することが自らの事務の遂行に支障がないこと(同条第 5 項)等を確認しなければならないことが規定されており、当該確認を国土交通大臣以外の者が行うことは不可能であるため、標記事務・権限を移譲することはそもそも困難である。

広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、国土交通省が地籍調査を行うことについて国土交通大臣自らがその執行に支障がないか等を確認した上で標記事務(同意)を行う必要があることから、国土交通大臣以外の者がこれを行うことは不可能であり、標記事務・権限は移譲の例外とすべきである。